

予 算 特 別 委 員 会 (4 日 目)

1. 開会及び閉会 令和4年3月22日(火) 午前9時30分 開会
午後6時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	杉本訓規
委員	西川善浩
〃	柴田三乃
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	吉村始
〃	藤井本浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
企画部長	吉川正人
人事課長	植田和明
企画政策課長	高垣倫浩
総務部長	吉村雅央
総務部理事	米田匡勝
総務財政課主幹	内蔵清
管財課長	倉田主税
税務課長	葛本章子
収納促進課長	椿本真司

市民生活部長	前 村 芳 安
市民生活部理事	林 本 裕 明
保険課長	新 澤 明 子
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	白 澤 真 治
保健福祉部長	森 井 敏 英
保健福祉部理事	東 錦 也
長寿福祉課長	中 井 智 恵
長寿福祉課主幹	油 谷 知 之
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
体育振興課長	吉 村 和 則
学校給食センター所長	中 文 子
〃 主査	植 田 直 子
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	西 川 賢
水道課長	福 森 伸 好
会計管理者	中 井 浩 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第21号	令和4年度葛城市一般会計予算の議決について
議第22号	令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第27号	令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第25号	令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第23号	令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第26号	令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第24号	令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第28号	令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第29号	令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。予算特別委員会、本日最終日となっております。4日間、非常に皆さん方の活発なご意見を頂戴しまして、スムーズに進めさせていただきました。本日最終日でございます。まだ特別会計等々も残っております。しっかりと最終日に向けてご議論賜りますようお願いを申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。

申し遅れました。委員外議員のご紹介でございます。藤井本議員、吉村議員、横井議員。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くなならないよう順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては部長または担当課長をお願いいたします。基本、課長補佐級以下の職員の委員会室の入室は認めておりません。理事者側控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクによりご答弁をお願い申し上げます。

それでは議案審査に移ります。

9款災害復旧費から、歳出の最後、12款予備費まで説明を求めます。

米田理事。

米田総務部理事 皆さん、おはようございます。総務部の米田でございます。

それでは本日は、9款災害復旧費から12款予備費までの内容につきましてのご説明を申し上げます。予算書のほう179ページからでございます。よろしくお願いたします。

9款の災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費では200万円、2目農業災害復旧費では800万円でございます。いずれも前年度と同額となっております。2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、1,000万円。180ページに移っていただきまして、3項1目その他公共施設災害復旧費につきましても1,000万円でございます。社会福祉施設災害復旧事業及び学校教育施設等災害復旧事業でそれぞれ500万円でございます。いずれも前年度と同額となっております。

続きまして、10款の公債費でございます。1項1目元金では、18億7,594万3,000円でございます。2目利子では5,915万6,000円で、利子償還で5,849万2,000円でございます。3目公債諸費では、市債管理事業で18万3,000円、前年と同額でございます。

181ページ、11款諸支出金でございます。1項1目財政調整基金費では91万9,000円、2目減債基金費では1,000円、3目公共施設整備基金費では1,000円、4目社会福祉振興基金費では1万1,000円、5目緑化基金費では10万1,000円。182ページに移っていただきまして、6目の公営住宅基金費では6,000円、7目教育基金費では6,000円、8目土地開発基金費では3万4,000円、9目体力づくりセンター整備基金費では12万4,000円、10目ふるさと創生基金費では1万5,000円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では9万5,000円、12目地域振興基金費では31万4,000円。183ページに移っていただきまして、13目森林環境整備基金費では1,000円でございます。続いて、2項1目雑支出金につきましては、2万円。

最後に、12款予備費では1,000万円でございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。180ページです。10款公債費、1目元金というところで質問します。元金の償還ということで18億7,000万円余りということで、前年度より1億円ほど増えまして、この元金償還が発生してるわけでありまして。現在、葛城市は皆様ご存じのとおり、経常収支比率が98%台と大変悪化してる中で、公債費のその経常収支比率が年々上がってきてると、今現在16%というふうに決算段階ではなっております。これ、ピークはいつになるのか。公債費の元金償還についてのピーク、これずっと毎年上がり続けてますので、非常に財政上圧迫要因になってると思います。これがいつピークになるのかということについて伺います。

それから181ページ、11款諸支出金、1項基金費の中の2目減債基金費、それから同じく3目公共施設整備基金費ということであります。減債基金費、これは全く積み上げられてないんですけども、元金償還、先ほどありました公債費の償還との関係で、これ全く積み上げられてないというのはどういうことなのか、考え方をお聞きします。

それから3目の公共施設整備基金費ですけども、これについても当初予算では積み立てられてません。年度末の補正ということで、3月定例会におきましても予算特別委員会で補正予算審査しましたけど、そのときには年度末の最終のいろんな精算の中で公共施設整備基金を積み立てられました。これも今年も同じような考え方で積み立てられていくのか。つまり、年度末になってお金が余れば積み立てるというのか、予算段階では全くそういうものを入れないというのか。これの考え方ですね。基金の考え方について伺います。

以上、3点お願ひします。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。

まず、谷原委員の1つ目のご質問でございます。公債費のピークということでご質問いただいたかと思えます。この公債費のピークでございますけれども、現在のところ、この令和3年度の借入額というのがまだ確定いたしておりませんので、今申し上げさせていただきますのは、この令和2年度の借入実績に基づくシミュレーションということでピークを申し上げさせていただきますと、令和4年度、また令和5年度、この2か年度辺りにこの公債費のピークが来るとというような状況でございます。

それから基金の考え方で、公共施設の基金のほうでございますけれども、毎年度積み立てていくのかというようなところら辺の質問であったかと思えますが、やはりこれからこういった公共施設の整備に関する経費というのは、先かなりかかってくるということも想定されますので、この3月の補正予算で1億円は積ませていただいたところですが、その年度毎の財政状況を見た中で、その積立額にその増減のほうは生じてはまいるかと思えますけれども、やはり継続して基金のほうの積立を行っていくのは必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 減債基金の考え方ですけれども、これも一般論として申し上げますと、多くあるのは繰上償還であったり、満期一括償還、もう少し丁寧に申し上げますと、借入れには大きく2パターンの返済方法がありまして、毎年度同じような金額を返していくようなパターンと、最後一括して償還するという2つのパターンがあります。減債基金を積み立てている自治体の多くは後者のほうの満期一括償還ということで、1億円を10年積み立てるんだとしたら、毎年1,000万円ずつ積み立てておいて、最後の10年目に1億円を一気に返すというやり方が多いです。うちは満期一括償還は取っていないので、減債基金に積み立てなければいけないということないのだらうと思えます。一方で、繰上償還できる場合には繰上償還したほうがいいと思えますので、減債基金というのも一定程度必要だと思えますが、必ず積み立てないといけないというわけではありませんが、財政状況に応じて積み立てていければベストかなとは思っています。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今、副市長がおっしゃったことに関係して2つ目を聞きますけど、ピークは過ぎるということですが、繰上償還ということを今後考えられるかどうかということについてお聞きします。今後の考え方として、ピークは過ぎます。ということは、元利償還金の額が減っていきます。そのときに、ちょっと頑張って繰上償還を引き続きやっというふうなことを、いうふうなことを考えておられるかどうかということについてお伺いいたします。公共施設整備基金につきましてはよく分かりました。今後、継続してやりたいという意思があるので、予算段階では積み立てられなくても、収支状況を見て今後のことを考えて積み立てていこうという考えはよく分かりました。1点だけ追加で。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 繰上償還につきましては、やりたいやりたくないという考え方ももちろんあるんですけども、利子の考え方であったり、あとは何年後に返してください、何年計画で返してくださいというのは最初に決まっておりますので、借りてるほうから、もううち、繰上償還やりたいのでやりますというわけにはいきません。ですので、これもよくあるパターンとしては、20年で借りて10年置きに見直ししましょうであったり、その利率が折り合わなくなった場合には繰上償還します。そのときにペナルティがあるのかないのか、ペナルティがあれば少し増額してお返すということもありますし、ペナルティがなければ利子の関係で利子が安くなっていればとか高くなっていればという関係で繰上償還するというパターンはあります。ですので、繰上償還できる、やりたいかやりたくないかで言うと、できればやっていければいいとは思いますが、できるかできないかというのでも考えないといけないということでございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 大変分かりやすい説明していただきましてありがとうございます。私が気にしておりますのは、現在の国際情勢です。アメリカが物価高を抑えるためにFRBが利上げをしました。日本はこのままで行くということでもありますけれども、円安が進む中で利上げということもあり得ます。今は非常に低金利でありますから、借りておいてそのままということでもいいんでしょうけれども、今後そういう状況が、利率の変動ということが見込まれてきますので、これについてはぜひ慎重に推移を見ていただいて検討していただけたらと、繰上償還も含めた考え方を持っていただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は、午前9時50分に再開します。

休 憩 午前9時46分

再 開 午前9時50分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に歳入について説明を求めます。

米田理事。

米田総務部理事 それでは続きまして、歳入のほうをよろしく申し上げます。事項別明細書につきましては、11ページのほうですね。よろしくお願ひいたします。

1項市税でございます。1項市民税、1目個人につきましては16億2,200万円で、うち現年課税分で15億9,700万円、滞納繰越分は2,500万円でございます。2目法人では2億4,725万円で、うち現年課税分で2億4,700万円、滞納繰越分は25万円でございます。

次に、2項1目固定資産税でございます。19億2,800万円で、うち現年課税分として18億8,800万円、滞納繰越分につきましては4,000万円でございます。国有資産等所在市町村交付

金は皆減となっております。

3項1目環境性能割では500万円でございます。2目の種別割で1億800万円、うち現年課税分は1億700万円、滞納繰越分が100万円でございます。

4項1目市たばこ税で2億8,000万円でございます。

12ページに移っていただきまして、2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税は2,600万円。

2項1目自動車重量譲与税は8,000万円。

3項1目森林環境譲与税は727万円でございます。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。400万円でございます。

4款の1項1目配当割交付金は4,800万円でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は5,500万円でございます。

6款の1項1目法人事業税交付金で5,300万円。

7款の1項1目地方消費税交付金では7億2,600万円でございます。

13ページに移っていただきまして、8款1項1目環境性能割交付金は1,500万円でございます。

次に、9款の1項1目地方特例交付金は6,300万円、また2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は100万円でございます。

次に、10款1項1目地方交付税でございます。47億円で、普通交付税で41億円、また特別交付税で6億円でございます。

11款1項1目交通安全対策特別交付金では400万円で、前年度同額となっております。

次に、12款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金では216万5,000円、2目の災害復旧費分担金は前年度同額の300万円でございます。

14ページに移っていただきまして、2項1目民生費負担金では1億5,454万1,000円で、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金でございます。消防費負担金は皆減となっております。

13款使用料及び手数料でございます。1項1目総務使用料で1,137万8,000円、2目民生使用料で255万2,000円、3目衛生使用料で760万円、4目農林商工使用料で354万5,000円、5目土木使用料で7,529万5,000円。15ページに移っていただきまして、6目教育使用料で1,422万円でございます。

次に、2項手数料でございます。1目総務手数料は1,301万7,000円、2目民生手数料で1,000円、16ページに移っていただきまして3目衛生手数料で5,874万2,000円、4目農林商工手数料で1万7,000円、5目土木手数料で50万3,000円でございます。

次に、14款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金で14億7,539万3,000円でございます。17ページに移っていただきまして、2目衛生費国庫負担金で5,328万4,000円、3目災害復旧費国庫負担金で993万3,000円でございます。

2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金で1億7,699万3,000円、2目民生費国庫補助金で4億8,276万2,000円で社会福祉費補助金や児童福祉費補助金でございます。18ページに移りまして、3目衛生費国庫補助金で1億6,801万1,000円、4目土木費国庫補助金

で1億7,825万円、5目消防費国庫補助金で220万円、6目教育費国庫補助金で7,522万6,000円でございます。

19ページ、3項国庫委託金でございます。1目総務費委託金で34万9,000円、2目民生費委託金で947万2,000円でございます。

続いて、15款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金で6億2,382万6,000円でございます。

20ページをお願いいたします。2項1目総務費県補助金で218万3,000円でございます。2目民生費県補助金では3億217万1,000円で、社会福祉費補助金や児童福祉費補助金でございます。3目衛生費県補助金で559万1,000円でございます。21ページに移っていただきまして、4目農林商工費県補助金では5,306万6,000円でございます。5目土木費県補助金では279万7,000円、6目消防費県補助金では79万4,000円、7目教育費県補助金では1,802万6,000円でございます。22ページ、8目災害復旧費県補助金では前年度同額の375万円でございます。

続きまして、3項県委託金でございます。1目総務費県委託金では8,008万4,000円でございます。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入は148万6,000円でございます。2目利子及び配当金では、各種基金利子で152万8,000円。

23ページの中段に移っていただきまして、2項1目物品売払収入では1,580万3,000円、これらはリサイクル物品売払代金などでございます。また、2目の不動産売払収入では1,000円でございます。

17款寄附金、1項1目一般寄附金では100万円、2目ふるさと応援寄附金で6,400万円、3目土木費寄附金で10万円でございます。

続きまして、18款の繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金で5億7,000万円、24ページに移っていただきまして、2目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金で3,480万7,000円、3目緑化基金繰入金で196万6,000円、4目公営住宅基金繰入金で446万7,000円、5目教育基金繰入金で50万円、6目体力づくりセンター整備基金繰入金で1,887万7,000円でございます。

続いて、19款の繰越金でございます。前年度繰越金といたしまして、5,574万7,000円でございます。

20款の諸収入でございます。1項1目延滞金では600万円、2項1目預金利子で3万7,000円でございます。

3項雑入、1目滞納処分費及び2目弁償費は、それぞれ前年度と同額となっております。3目雑入では2億4,112万3,000円で、主なものといたしましては、市町村振興宝くじ収益金交付金1,010万1,000円、それから保育所給食代2,162万8,000円、職員駐車場使用料で1,020万円、県広域消防組合決算剰余金返還金で1億1,403万1,000円などでございます。

続きまして、21款の市債でございます。1項1目総務債では2億3,490万円、2目民生債では2,470万円、27ページに移っていただきまして3目衛生債では2,770万円、4目農林商工債では1,350万円、5目土木債で3億9,050万円、28ページ、6目消防債では200万円、7目

の教育債では4億8,710万円、8目災害復旧事業債で1,250万円、9目臨時財政対策債で2億3,000万円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいか。ないですか。

谷原委員。

谷原委員 お伺いします。まず、11ページです。歳入の1款市税、1項市民税の2目の法人です。法人というところですね。均等割と法人税割ということでもありますけれども、この積算の根拠ですね。どうなっているのか。前年度よりかなり増えております。これについてどうなのかということと、併せてということですけど、2項固定資産税の1目固定資産税の中にある償却資産ですね。この中には企業のいわゆる減価償却に伴う大きな機械とか設備、こういうものが償却資産として入ってるんだと思うんですが、ここら辺の辺りもどうなのか。固定資産税も伸びておりますので、とりわけ企業に関係するところ、ここがどういう積算根拠になっているのかお伺いしたいと思います。これ1つ目です。2つにかかっていますが、1つ目です。

それから、15ページです。13款使用料及び手数料の1項使用料、6目教育使用料というところですね。ここは何回かお聞きしたことでありますけれども、5節の保健体育使用料のところ、新町公園球技場使用料ですね。それからあと、下の市民体育館使用料ということで、要は利用者が市外と市内でどういう区分けしてるのかという中で、過去、葛城市の施設なのに、いわゆる練習試合として市内の1チームがあって、あとはもう何ぼ呼んでも、どちらかいうたら市外のチームが圧倒的に多いのに、葛城市のチームは1チームかまして市内の料金でやるというふうなことがあったので、普通、練習試合は3チームが基本なので、市内外チームに対して市外2チーム、それ以上は市外の料金設定したらどうかということで申し上げたところ、市民体育館のほうはそういうふうに変えていただきました。ところが、この新町公園球技場、特にサッカー場、芝生のサッカー場ですけども、これがどうなっているのか。2面ありますけども、これがどのような市外、市内の料金設定になっているのかということについてお伺いします。

以上、2点、まずお聞きします。

増田委員長 2点でよろしいか。

谷原委員 いや、まだほかにありますけど、ほかはまた次、同じ関係で2点になりますので、ここで切っておきます。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の法人のほうなんですけど、積算の根拠ということで、令和4年度の当初予算額は均等割、法人税割、総額で2億4,700万円、前年度比にいたしまして7,400万円の増を見込んでるところでございます。内訳といたしましては、均等割は前年度と同額でございます、

法人税割につきましては1億6,200万円、前年度比で7,400万円の増でございます。理由といたしまして、前年は新型コロナウイルスの影響により大幅な減少を見込んでおりましたが、幸いにも大きな落ち込みはなかったことから、令和3年度の決算見込額から国の見込み、174.9%の増を国は認めておりますが、を考慮して積算しております。

それから次の償却資産についてですが、まず償却資産の課税となる資産といたしますのは、やっぱり先ほどおっしゃっていただきましたように、事業のために用いることができる機械、器具、備品等を申します。今回こちらの償却資産についても増額になっておりますが、やはり同じように令和3年度当初はコロナの影響でかなり大きな減額を見ておりました。先日、3月の補正におきまして償却資産に係る予算につきましては増額補正を上程させていただいているところでございまして、現計予算が3億4,500万円となるところでございます。令和4年度につきましては、令和3年度の決算見込額を基にやや下落を見込みまして、当初調定額の見込みを算出して収納率を乗じております。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま谷原委員からご質問いただきました新町公園のグラウンドの使用料の件でございますが、市内の新町公園以外にもあと2か所、健民運動場というところで設置をしておりますがグラウンドの中の1つが新町公園グラウンドとなっております。この健民運動場につきましては、過去に県のほうで設置をされまして、それを貸与という形で受けまして市で運営しているというような経緯がありまして、その折からずっと使用料につきましては無料という形で運営をさせていただいているところでございます。そういったことから、今現在は新町公園のほうも市内、市外問わずに、基本的には利用は市内の在住、在勤というところで定めておるところでございますが、市の体育協会をはじめとする関係団体の練習試合等、そのほか県の大会等の使用につきましては市外の方も利用いただいております。使用料の定めがないということもありまして、現在、無料で利用いただいております。ただ、ナイター設備等をご利用された折には、それは規定に基づいた使用料をお支払いいただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、法人住民税のほうです。均等割は同額ということで、法人税割及び償却資産のほうについては増額になったと。今年度、コロナの対応で減額を見込んでたけれども、新年度はそれに対して国のほうの資産もしたがって引上げということでありましたが、私がちょっと気になってるのは、新しい工場が葛城市内でも新たに建ったり、あるいは移築されたりしておりますけれども、こういう影響とかいうところら辺の加味というのはどうなってるのかということをお聞きしたいんです。やっぱり税収を上げるというのが市財政にとって非常に大事だと思っているので、この影響をどう見込んでおられるのか、新年度どうなのかということについて、もう一度お聞きします。

それから、スポーツセンター使用料等、新町グラウンドのほうですね。保健体育使用料につきましてはよく分かりました。健民グラウンドということで県から貸与されてるということで、本来無料であると。市民の方に、今は限定だけれども、練習試合については認めているということで、広く使っていただいているということでもあります。維持管理費はかなり多額のお金を市が負担しております、この点については国体が誘致されるということなので、ぜひその国体に合わせて、若草国体で出来上がったものですから、ぜひそこを整備していただいて、できるだけ市の負担がないような形で、県の本来の施設の貸与だったということから、それをぜひまたやっていただきたいなということだけ申し上げておきます。1つだけ質問、法人税のほうについてお願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。お願いいたします。

償却資産の新規の参入の法人の見込みということでございますが、全体的に見ますと、設備投資につきましては新型コロナの影響が全くないというわけではございませんで、幾らかはやや下落という状況は見られるところでございます。ただ、やや下落という状況が見られる中で、新規で参入いただきます法人の新規の納税をいただきますので、下落の率が大幅に抑えられているというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 見込んでいただいているということだろうと思います。またよろしくお願いします。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

私は1点だけ、26ページ、諸収入の雑入の件なんですけれども、日本容器包装リサイクル協会拠出金、これ昨年7万2,000円の予算だったのが、今年は大幅に増額、216万円となっております。この理由を教えてくださいませんか。よろしく申し上げます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしく申し上げます。

日本容器包装リサイクル協会拠出金でございますが、こちらは金額のほうが当然毎年毎年変動しております、来年度見込みではございますが、トン当たり3万円掛ける引取り予定量といたしまして72トン、合計が216万円ということで予定しております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 そうですね。これ、ペットボトルの売却といいますか、その費用だと思うんです。ということは、昨年は本当に7万2,000円ということで、ほとんど単価が付かなかった。それが今はもうトン当たり3万円というところで、これは日本容器包装リサイクル協会の中で入札が行われてこの金額が決定してると思うんですけれども、ここから分かりますように、私、補

正予算のときにも言わせていただいたんですが、これは23ページの財産収入のリサイクル物品売払代金、ここにも影響することだと思うんです。これはペットボトルだけではなくて、こちらはリサイクル物品のほうですから、資源、アルミ缶であるとかスチール缶のプレスであったりとか、そういった金属系のものだと思うんですけども、これしっかりと増額はしてくれています。昨年の967万9,000円から1,453万4,000円ということで、しっかりと増額のごことは書いてくれてるんですけども、先ほどの日本容器包装リサイクル協会拠出金の金額の増加からすると、私もっとここはしっかりと売れるのと違うかなというふうに思うんですよ。ですから、500万円ほど増額してくれていますので、さらなる上積みを見込めると思いますので、その辺、原課でしっかりと対応していただきますように、そちらのほうだけ要望とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけお願いします。23ページ、17款寄附金のところのふるさと応援寄附金なんですけども、これ増額していただいて非常に好調だということをおうかがうんですけども、歳出のほうで若干触れてましたけども、企業版のふるさと納税です。これは非常に企業にとってメリットあります、税額控除が非常に大きいと。ただ、これ令和6年度までの特例措置なんです。これを使って、今回令和3年度は自治体DXの人材をもらってるわけなんですけども、それ以外に地方創生に使える制度なんです。葛城市でこういう事業をやりたいとあって、そういう賛同してくれる企業がいらっしゃったら、ほとんどそれに葛城市が予算つけなくてもできるぐらいのところまで持っていけるようなものなんです。昨年度はたしかこれ使えるかどうか検討しますという返事をいただいてたと思うんですが、その後どうなって、今回これないんですけども、見通しはどう考えてはるんですかね。もう時限措置なので、やっぱり使いたい企業はいらっしゃるんです。税額控除が非常に大きいんでね。だから、そのところせつぱくなんで、こちらでこういうのをやりたいというのをどんどんアピールして行って、これに賛同する企業というのを集めたほうが得だと思うんですけども、それが無いのは何でなんですかね。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの奥本委員のご質問、まず企業版ふるさと納税人材派遣型につきましては、令和2年度に創設されまして、企業の人材が葛城市の寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合は、人件費を見まして事業費への寄附によりまして法人関係での税軽減を受けれるという制度でございます。令和3年度には、先ほど奥本委員おっしゃいましたように、リコージャパン株式会社より人材派遣型として約100万円、その他事業として150万円、合わせて250万円の寄附をいただいております。令和4年度におきましては、現在のところ企業版ふるさと納税をいただける企業はございません。よって、当初予算にはふるさと納税の寄附の予算を計上できておりません。ただ、今後新たに企業が企業版ふるさと納税

の寄附をいただけるように、葛城市は現在、奈良県の企業版ふるさと納税連絡協議会にも参加しておりますので、その協議会も活用しながら、また葛城市に企業が寄附をいただけるように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 去年とあまり変わらないお答えなんですけど、これ企業の税額控除9割なんですよ。企業にとって本当にメリットある制度で、DXのところは非常に人材不足でその辺活用してもらってると思うんですけども、本当に地方創生のある県内の市町村であれば、文化財の修復事業とかそういうところまで使ってはるんですよ。いろんな意味で非常に幅広く使える制度なので、できるだけもう期限ありますから、その辺今後検討してってください。もう要望でということで、申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしく申し上げます。11ページの市税ですよ。毎年恒例のたばこ税ですよ。これ、毎年毎年、僕同じこと言ってるんですけども、これは滞納とかなくて、この金額がほぼほぼ歳入として入ってきますと。昔は市長もたばこを吸ってて話が合うんですけど、今もうやめられて、ちょっと話が食い違ってくるところもあるんですけど、市長はこの庁舎にも喫煙所をつくっていただいて、これ見られてる方も、たばこ吸いながら見られてる方ももちろんおられるので、もうこのたばこ税というのはこれだけ、何ぼですか、2億8,000万円があるわけ。あるわけというか、目的税じゃないんでそういう言い方をしたらまずいんですけども、ただそんだけの滞納もなしに入ってくるたばこ税を、喫煙者の方々にしっかりたばこ吸う場所等々をつくっていただきたい。皆さん、たばこ吸われない方多いんであんまり分かんないと思いますけども、例えば民間の施設とか行ったら、トイレ、授乳場所、喫煙所というマークが、どこへ行っても分かりやすくあるんですよ。多分、皆さんは吸われないから分かんないですけど、たばこ吸う側からしたらまずそこへ目行くので、多分その辺は、市長分かっていただけだと思うので。となりますと、受動喫煙のあれがあるので、喫煙所を分けてやっていただくのはありがたいんですけども、ちゃんとその辺をアナウンスできてんのかというのが僕思うんです。こんだけもう歳入があるわけじゃないですか。ほんで、まず1つ聞きたいのは、葛城市内の公共施設、喫煙所は全部あるんですかということをお聞きしたいです。1点目。

2点目は、先ほどの谷原委員と一緒になんですけど、15ページの教育使用料の5節の体育使用料なんですけども、新町公園の考え方なんですけども、昔はそうやったから今もそういう話に聞こえるんですけども、でも今いろいろ工夫して機械も買って、芝生も管理してというふうにして、どんどんお金使って子どもたちやら皆さんのためにやっていただくのは分かるんですけども、ちょっと工夫してちょっとでも負担を減らすと、先ほど谷原委員もおっしゃいましたけども、他市とか見たら芝生のサッカーグラウンドはあんまりないんです。これ、1時間へっちゃらで5,000円、6,000円とか取ってはるんですよ。これでも3時間取りゃあ、

もう1万円、2万円なんか普通に入ってくるという、そういう状況なんですよ。葛城市もやったらええのにとみんなに言われるんですけども、今まではそうやったとしても、これからの考え方ですよ。せっかくいいグラウンドあんねんから、もっと条件緩めて、僕、だって言われますもん、5チームぐらいでやりたいけど。そのチーム数に合わせて金額取ったら、まああの金額取れるような気がするんです。分かりますよ。今まではそうやったと分かります。これからの考え方、それはもう条件絶対変えれませんねんと言われたらそれまでかも分かんないですけども、これ去年とかでも言ってると思うんですけど、その辺の考え方をちょっとでも歳入のほう上がるように努力していただかないと、せっかくあんだけの設備あるんですから、あれちゃんとやりゃあもっともっと有名になると思います。

最後、25ページなんですけども、雑入のところの、先ほど説明でもありました職員駐車場使用料、これは誰が払われてるんですかね。この3点お願いします。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 改めまして、おはようございます。総務部の吉村でございます。

まず1点目でございます。市の施設に喫煙所があるのかというお問い合わせでございます。以前にもご答弁はさせていただいておるかと思えますけれども、法律上、敷地内全て禁煙という施設もございます。そういった施設以外の施設、例えば庁舎でございますけれども、庁舎につきましては1階の公用車の駐車場の奥に設置をしております。當麻庁舎につきましては、當麻庁舎の西側、図書館との間でございますね。そちらに設置をしているというのが実情でございます。ほかの施設、今、手元に資料がございませんが、設置可能などところにつきましては極力設置をさせていただいておるというところでございます。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしく申し上げます。

この職員駐車場ですけれども、払っておりますのは職員と、それから施設を利用している業者も払っております。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。よろしく申し上げます。

ただいま質問ございました使用料の考え方のほうでございます。この健民運動場につきましては、かつて、先ほど申し上げましたように県から無償貸与ということで今現在に至っております。県内の状況といたしまして、私、調べましたところ、そういった過去の経緯もありますが、現在、大体4分の1程度は有料で取っておられるところがあるというようなことも聞き及んでおります。おっしゃるとおり、この施設のほうも設置されてから三、四十年も経過しておるというところで、時代背景も当然変動もしております。一方では、各施設の維持管理にも高額な費用がかかっているというような現状もございます。使用料の徴収については、そういったことを踏まえていきますと検討する段階にきているとは考えておりますが、一方で無料ですから、ボランティアでちょっと草むしりしたりとか掃除をしたりとかいうようなこともやっただけしているのも現状でございます。有料となりますと、そういっ

たこと以外にも維持管理について新たな要望等も増えてくる可能性もありますし、そういった部分も全体的に考えていきながら、その在り方についてはこれまでも検討しておりますが、引き続き検討していかねばいけないかなというふうには考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まず、たばこ税のところは、ほんなら今ちょっと答えもらえてなかったですけど、1回ちゃんと精査して、法的に無理なところはそれはしゃあないと思いますよ。もちろんそうやと思いますけども、たばこ吸うところを禁止した瞬間にポイ捨てめっちゃめっちゃ増えたという事例が市内でもめっちゃくちゃあるんです。だから、一遍、葛城市内の公共施設どれぐらい、何回も言いますが、たばこ税は毎年これぐらいの金額、なんやったら上がっていつているわけじゃないですか。比率見ても結構上がってるじゃないですか、去年の増税で。その辺を、たばこ吸ってる方が少ないからといって手抜くじゃないですけど、見落とすじゃなくて、今、部長がおっしゃったみたいに分からないじゃなくて、ちゃんと市内の施設はここですと説明できるように。あと答弁返ってきてないですけど、ちゃんとアナウンスを、ここで吸えますよと。吸えへんかったら、大きく禁煙と書いていたらええと思います。その辺も費用をかけてでも、ちょっとでもかけて、あと施設の喫煙所の中にちゃんとしたところをつくるということ、もう僕毎年言うてるんですけども、1回全部調べていただいてやっていただきたいと思います。

次に、スポーツグラウンドの件なんですけども、だからほかの要望がある、分かんないですけども、その、芝生の管理とかあるから、毎日毎日それは有料で他市の方がいっぱい来られてだったら、確かにそれは厳しいと思います。そこまでせえとは言っていないですよ。例えば、余裕あるとき、ここやったら大丈夫ですよというふうにして、その管理で何か要望がある云々と、ボランティアと、その辺がいまいち分かんなかったんですけども、やったらちゃんと最初に契約というかちゃんとして、ほんで料金を高くすりゃあええと思うんですよ。安いから借りに来るとい人じゃなくて、高くても使いたいというグラウンドやと僕は個人的に思ってるんですよ。無料でサッカーしたいんやったら、無料のグラウンドを探さるんですよ。芝生でいいグラウンドで管理整ってるグラウンドを探して、葛城市のグラウンドを使いたいですよという人やったら、僕の周りやったら1チーム何万円とかでも払うよという方の声を聞いているから言っております。それを毎日せえと言ってるわけじゃないんです。とにかく芝生もどンドンダメージを負って行って、それは分かりますよ。そうじゃなくて、定期的にこことこことこはいけそうですという日を選定して、そこだけ少々高くてもいいじゃないですか。僕はそう思いますよ。安く貸す理由なんかどこにもないからね、こんだけお金突っ込んでやってるんだから。それをやっていってくださいと言ってるんです、ちょっとでもね。もういきなりやれとは言いません。だから、ちょっとずつちょっとずつ変えていったらいいんじゃないのと思ってるんですよ。高いからといって、僕はそんな他市の方がもし借りたとしても文句出ないと思いますけど、そこをもう一回、またいろんなところで聞きますから検討をお願いします。

あと、職員の駐車場に関しては、職員、何が聞きたいかというたら、幼稚園の先生の駐車場代もここに入ってるんですかね。職員と一概に言われたんですけども、幼稚園の先生の駐車場代もここに入ってるんですかね。入ってるんですね。毎回、僕、前からずっと一般質問で言うてますけども、これももう言いっ放しになるかも分かんないですけども、同じ施設に中学校の先生と小学校の先生が駐車場に止めてても駐車場は無料じゃないですか。幼稚園の先生は駐車場代を払ってはるでしょう。それを、僕、気持ち悪いからどっちかにしてくれと言ってるんですけど、その話はもう進んでるんですかね。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 今の質問でございますけれども、幼稚園の先生は徴収しております。ただし、学校ですけれども、勤務していただいている職員、学校の先生については、中学校、小学校とも、未徴収ということでございます。他の市町村との先生との均衡を保つため、いただいております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そうなんです。分かっていますよ。でも、他市の状況、僕、県にも言うてますけど、この件に関しては。僕は、もうそれやったら葛城市内の幼稚園の先生の駐車場代をゼロにしたほうが早いんじゃないのと思うんですけど、僕、どっちだっていいですよ。両方から取るか両方から取らないかどっちかなんですよね。どっちかやと思ってます。他市の状況とおっしゃいましたけども、僕、いろんな他市の状況とか聞いてますけど、進んでるところありますよ。これあんまり進まなかったら、僕また質問しやなあかんくなるから、もう何が言いたいかと言いますと、総括でも言いますけども、他市とか他県とか全国的な事例とか、もうちょっと僕らが聞いたことに関してぐらいは調べていただきたいです。他市が全然やってなかったらそれは、僕それはそれでもやってほしいですけど、じゃなくてほかでも進んでるから僕言うてるんですよ。それまたちょっと調べといてください。これ、もう僕、言ったら悪いんですけど、できるまで、僕、質問し続けますから。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 今の件で関連でお願いします。この保健体育使用料なんですけども、過去にいろんな議員がこの件で質問もされてるんですけども、平成29年に当時の総務部長が利用者にアンケートを取った。そもそも公共施設を適切に維持管理していくために、管理運営や費用の負担を減らすという工夫が考えられるんです。その一応ベースになるためのアンケートを取った。その結果が6割以上の方が使用料の引上げを望まれてないという、それを根拠としてこれを据え置きという形で当時答弁されてるんですよ。今、お二人の委員もおっしゃってるように、ただ当時は当時やけども、今現状変わってきてます。それに対する施設のいろんな維持管理にこんだけの費用をかけて当時と同じと、しかもこの利用されてる方というのは、もしかしたらこの当時のアンケートも葛城市の方じゃない可能性があるんですね。今、実際に市外の方の利用が非常に多いんですよ。その辺のところにアンケートを取ってこの結果になって、

それを根拠とするのはちょっとおかしいかなと思うんですけども、やるんやったらやっぱり今現状で利用されてない方はどうなんかという。やっぱり受益者負担ということを考えたら、それ相応の利用料を求めていくというのは、これからの施設管理に必要なと思います。

ちょっとこことは意味合いが異なるんですけども、指定管理やってるゆうあいステーションに関しても同じようなことをおっしゃってます。そういう声を私聞くんです。市外の方の利用者が多くて、本当に利用したい市民の方が締め出されてると。いろんなケースが考えられますので、この利用料というのはもう少しやっぱり詰めて、今後どういう形がいいのか。一律値段を上げるにしても、葛城市民はそこで割引するとか、運用の仕方ですらいろいろ方法があると思うんです。現状こんだけいろんな経費がかかっている中で、やっぱり見直していくべきところじゃないかと思いますので。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 16ページのところで質問しますが、関連で言うと、私、使用料については、スポーツは広く国民に普及すべきだから無料という考え方もありだと私は思っております。受益者負担ということで質問したのではないですし、お金を取れということで質問してるわけでもないで、皆さんとはちょっと考え方が違うんですけど、またはこの問題は整理していかないとあかんなどは思ってます。今、今年度の予算でもあります西和地区とか中和地区の公共施設の共有化とか広域化の中で、それぞれの市町村が持っている施設を共有化していこうというふうな議論も始まるようですから、料金については整理するのはぜひとは思いますが、考え方はちょっと違いますので改めて述べさせていただきます。

それから、16ページです。13款使用料及び手数料ですけども、2項手数料の3目衛生手数料のところにあります説明の欄ですが、廃棄物等処理手数料のこの内訳ですね。積算の内訳をお聞きします。

それから、その下です。同じくその下の、し尿処理手数料です。これは戸数、数量見込み等お聞きいたします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。どうぞよろしくお願いたします。

まず廃棄物等処理手数料でございますが、こちらは許可業者及び事業所持込みが295トン掛ける1万3,000円掛ける1年間12か月、そこに1.1を掛けまして5,062万2,000円、それから一般持込み、これが5トン掛ける1万円掛ける12か月掛ける1.1で66万円、それからそのほかに犬猫死体手数料も加えておまして、こちらが1万1,000円掛ける10頭で11万円、合計5,139万2,000円でございます。

それからし尿処理手数料でございますが、こちら一般汲み取り295戸掛ける550円プラス570人掛ける220円掛ける12か月で345万1,800円、それから事務所、事業所等で1万7,000リットル掛ける70円、これ10リットル当たりになりますので実際には7円という形になりますね。掛けて、12か月掛ける1.1で157万800円、それから臨時としまして250リットル掛ける70

円、こちらも10リットル当たりです。掛ける50件掛ける12か月で105万円、合計607万2,600円。廃棄物処理手数料、し尿処理手数料合わせまして5,746万4,600円でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。廃棄物等処理手数料につきましては、事業所、それから許可業者、それから一般と、それから犬猫の遺体ということでありました。ここで、事業者というのは許可業者とは違って、事業者というのは事業用の持込みということで大口で持ってこられるということなんですか。この許可業者がそういう業者じゃなしに直接持込みというふうに考えていいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

それからし尿のほうですけれども、この事業所のほうでかなりの量が発生してますけれども、これし尿ですよ。いわゆる浄化槽の分ではないですよ。だから、市内でまだ事業者でこういう汲取りのし尿の分がかなりまだ残ってるということなんですか。この点について再度お聞きします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事業所、それからこちらのほうは特に工事現場とかそちらのほうも含まれてきまして、簡易のトイレを設置した際にその処理ということで、それも合わせまして、更に事業所ですね。いわゆるぼっとなん便所いうところら辺の手数料になっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 質問できへんからあれですけど、内訳ですよ。要は工事現場で発生するというのは分かるんですけども、全て工事現場なのか、事業所が一部残ってるのかということを知りたいんです。これはもう結構ですけども、意見になりますが、水洗化、とにかく葛城市は大変下水道普及率が、市域含めて非常に進んでるまちであります。水洗化が、これはなかなか難しいところもあると思いますけれども、これはぜひ進めていただかなければならないと思うんですけども、ただこれ下水道との関係があつて、環境課があつて、どちらがどう進めていくかはいつも私も迷うところなんですけれども、ぜひこれには多大なお金がかかってます。御所市にあるアクアセンター、し尿処理場でこの組合負担金というのがかなり高額なんです。したがって、これはぜひ早くし尿の部分を減らしていくと。これだけ葛城市は下水道普及率が非常に市域で高い比率を占めてるまちですので、ぜひこういう施策をまた考えていかなければならないのかなと思います。一定、補助金等ありますけれども、最後どこまで伸ばしていくかという詰めのところだろうと思いますので、また考えていただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

私、質問をさせていただきたいので、副委員長と委員長を代わります。

(正副委員長交代)

杉本副委員長 それでは代わらせていただきます。

増田委員長。

増田委員長 先ほどの使用料のところ、委員によっては無料にしたらどうやというふうなご意見があったり、受益者負担というふうなご意見もあったり、私は基本的には受益者負担というものかなと思います。なぜかという、絶対多数の使用されてない市民の方の負担に頼ることがいかなもんかと。一部の方が利用する施設に対して偏りがあってはいけないのかなというふうなことから、やっぱり一部の応分の負担という考え方は取っていただきたいなというふうに思います。具体的に、新町グラウンド、非常に立派な奈良県の施設でも、あれほどの芝生をきちっと管理されてサッカー専用のグラウンドということで言うと、恐らく県の施設に引けを取らないレベルかなというふうに思います。

ちょっとお聞きをしたいんですけども、使用料は先ほどありました一部使用料という数字で十数万円ですか。一方、ここで教えていただけるのかな、歳出のところ、年間の新町グラウンドに対する管理費、それから使用されてる年間の使用人数、これちょっと教えてください。

杉本副委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村です。よろしく願いをいたします。

まず管理費でございますが、今日、歳出の資料が手元にある分ですっきりとになりますが、芝生管理につきましては約700万円の予算であったかなと思います。

それから利用の状況でございますが、新町グラウンドのみだけでよろしいでしょうか。手元に過去3年分しかございませんので3年分になりますが、あと去年につきましては、コロナの関係もあって休館等もありますので、若干数値のほうは……。

増田委員長 3年前の実績で結構です。

吉村体育振興課長 よろしいですか。令和元年度の利用の数値でございますが、第1健民運動場につきましては、件数にいたしまして320件ほどの件数がございます。延べの利用人数につきましては、2万……。

増田委員長 新町グラウンドだけで結構です。

吉村体育振興課長 新町の第1健民運動場で野球、サッカー等の利用の人数でございますが、1年間で2万3,400名ほどの人数の方が利用されています。件数では315件というふうになっております。

よろしく申し上げます。

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 新町グラウンドのサッカー場の使用人数なんですよ。これは第1健民運動場全部でしょう。サッカー場の使用人数ですよ、年間の。あり得ないですよ、そんな人数、サッカー場を使用してる。そんなの芝生ぼろぼろになりますよ、今言っていた人数ですと。恐らく100人前後でしょう。私言いたいのは、年間に使用されてる人数というのは限られると思うんです、芝生の養生期間もあって。あの健全なといいますか、きれいな芝生を管理するため

には、頻繁に使うと消耗といいますか、傷んでしまう。だから人数を制限しないと、期間を制限しないと。年間700万円ぐらいかかって、どのぐらいの方が利用されて、1人当たりの市が負担するこの管理に対する費用がどのくらいかかるということを勘定すると、私、この使用されてる人数をきちっと出していただきたいなと思うのはそういうことなんです。それが更に無料化をされるとなると、これ一部の方に大きな財政負担がかかってるというふうになってしまうのかなと。ではどうすんねんと。大勢の方に利用していただくという方法を取んのか、一定の利用料を取るかという、適正なこの新町グラウンド、サッカー場、葛城市の誇りであるこの施設を、どう有効に健全に今後管理運営していくんかということが、私、ほかの施設以上にここの施設に関しては求められていく施設と違うかなというふうに思うんです。もっともっと広く地区外の方にも利用していただくというようなご提案もこの委員の中からもありましたよ。私もそれはすごくいいことやと思います。もっとこのグラウンドのよさを知っていただく機会も必要やと思いますけれども、片やこの芝生をきれいだなと、いつ行っても草もないし。それはそうですよ、年間700万円の管理かかってるんですから。どういうふうに、そのままで、中途半端と言ったら失礼ですけども、このような運営で行くんか、もう少しそういう活用方法を見いだすんか、私は大事なところと違うかなというふうに思うんです。そこんところを聞きたいんです。どうですか、市長。

杉本副委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。今のお話というのは、多分ここ数年いただいている話やと理解しております。税金のこの配分といいますか、仕方の考え方やと思うんです。税というのは公平でなくてはいけない。ただ、どんなまちづくりをするかによって、その税の投入バランスというのは変わってくると考えております。例えば、このまちの中でどういう政策を取っていくのかということによって変わるという考え方を持っております。極端な例として聞いていただきたいのは、例えば図書館の話をさせていただきます。こんな、図書館が有料や無料やなんてそんなあほなこと言うことはまずないんですけども、図書館は多分どこへ行かれても無料やと思います。じゃあ、図書館に通われる方がどれぐらいのパーセンテージあるのかと言いますと、やはり市民のある一定のパーセンテージしかありませんけども、それは無料として使っていただいている。と言いますのは、結局のことを言いますと、図書館を無料で運営するということが、広く市民の皆さん方に無料でやるべき事業やと、税金の使い方やということを認識していただいている、ご理解をいただいているからそういう形になるということやと思います。今のスポーツ施設の考え方でございます。考え方はいろいろあると思います。受益者負担という考え方もあったら、ある種その目的なり意義なりにウエートを置いた考え方があると思います。今現在は、葛城市の場合は広くスポーツをされる方に税の配分をしている。それが市民の皆さんのコンセンサスをいただいているという前提の下の事業継続をさせていただいているということでございます。委員ご指摘のお話というのはもう理解をしておりますので、今後いろんな条件を考えながら検討は重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 ありがとうございます。おっしゃっているとおり、前回は前々回もこの提案はさせていただいてます。サッカー場と図書館を比較されたんですけども、前回はご提案させていただきましたけども、サッカー場という限られたスポーツの施設という考え方から、広く市民の方にサッカー以外の用途として使う方法、これを検討していただけないかなど。ほかにも、あの芝生を使った球技というのは、芝生の傷まないような、そういう方法、手法、用途というのは私は考えられると思うので、あまりそのサッカー場という固定観念が、もう少し幅の広い市民の憩いの場所的な運用もご検討いただいで、できることなら幅広い方が利用できる施設という考え方で今後ご検討いただけたらなというように思います。よろしく願い申し上げます。

杉本副委員長 それでは、委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 23ページの16款財産収入の1目物品売払収入の中の図録等売払代金71万8,000円なんですけど、これは多分、歴史博物館での展覧会があったときの売上金だと思うんですけど、歳出のほうで見ると印刷製本費が175万3,000円かかっているんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、どういうふうな販売方法をされているのかということをまずお聞きしたいです。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの委員の質問に対してお答えさせていただきます。

販売方法につきましては、毎月、通常でしたら行っております歴史講座とか、それと年何回か行きます展示会とかに来られる方、窓口での販売が主なものとなっております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 多分そうだろうなと思ったんですけども、すごくもったいない。すごく力を注いで1冊ずつ作られていると思うので、広く買っていただきたいなというふうにも思っているんですけども。私が委員であるので個人的に歴史博物館の方に提案しているのが、独自のホームページを作ってほしいということなんです。市のホームページの中に歴史博物館が埋もれてて、そこから行っても別にただのお知らせしかないのでは興味がないんですよ。いろいろどういふふうな展示をされているのかとか、歴史博物館はどういふものなのかということがないので、ぜひ独自のホームページを作っていただきたいと。そこで、私の提案としては販路として、来れない、遠くにいらっしゃる方で、葛城市とかもうここら辺の歴史がお好きな方が、それこそオンラインで買えるような仕組みをつくっていただきたいなというふうに今考えているんですけど、そういうふうなことについてご意見というか、前向きに検討していただけるかどうかということをお聞きしたいです。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。委員おっしゃられますように、ホーム

ページは今、市の中にしかありませんが、独自のものを作って行って、ますます来場者を増やすとかということにもつながってくると思いますので、また職員のほうと検討いたしまして、前向きにできるような形で考えていきたいと思います。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。これ、今度新しく学芸員の若い方も入られるということですので、ぜひ積極的に考えていただきたいなと思います。田原本町だったかな、何かバーチャルの美術館の動画とかもやってらっしゃるので、もう今の技術だったらそんなに難しいことではないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。お願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑につきましては市政全般にわたるものとなりますので、十分ご留意をいただきますようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 総括質疑の時間も短いですし、ほかの方もおられると思いますので、2点にもう絞ってお伺いいたします。

1つは、先ほども言いましたけれども、経常収支比率が葛城市の場合、大変高くなってきております。これをどう改善していくかという、そういう問題意識から質問したいと思います。1つは、いわゆる非常勤職員、短時間職員とか会計年度任用職員の把握のことについてお伺いいたします。実は、経常収支比率の中で非常に上がってきてるのが、いわゆる物件費なんです。物件費の中には、こうした非常勤の方々、会計年度任用職員の方々の賃金とか旅費とか、あるいは……。

(発言する者あり)

谷原委員 入ってない。全く入ってない。人件費のほうに入れてる、会計年度任用職員は。ああ、じゃあ非常勤とは違うということですか、非常勤職員……。

(発言する者あり)

谷原委員 短期の。じゃあ、人件費のことでも構へんのですけども、委託料のことについてはまた、物件費についてはまた後で2番目に質問するんですけども、私はこのいわゆる非常勤職員の数がどのように把握されてるかということについて、過去、一般質問しました。一般質問だったと思うんですけども、平成30年度にしたんですが、常勤と非常勤の方の数を聞きました。そのときに、常勤の方はあまり増えてないんですが非常勤の方が徐々に増えてきているということで、これについて全体で一元的に管理されてるんですかということを知りたいことがあります。これ、平成30年度です。ただ、令和2年度から会計年度任用職員制度になりますので新たな制度になってるんですが、それ以降の予算書の中には短時間職員で括弧書きで人数が書かれるようになったんですね。そのときの数を見ますと、大体、今回の予算書で

もそうですけれども、後ろの186ページとか、187ページのほうが分かりやすいですね。会計年度任用職員439名ということで、職員の数よりも、職員は324名ですか、本年度。会計年度任用職員は、括弧書きにあります439名というふうになってるんですね。私が以前に平成30年度に聞いたときには、平成29年度まではいわゆる非常勤の方は319名だったので、この数が319名から100人ぐらいぽーんと会計年度任用職員の方が上がったので、この把握がちょっと私は理解しかねてるんです。前回質問したときは、1つ1つ原課から数を拾ってきて、各部から拾ってきてこれだけ出してきたとおっしゃってて、人事課で全体像を毎年把握してるというふうなことではなかったように伺ったんですけれども、伺いたいのは現在はどうされてるか。この数が大きく変わったということについても聞きたいんですけれども、現在ではこの会計年度任用職員の人数及び時間数の配当、これについてはどのように管理されてるかということをお聞きしたいんです。これは人件費入ってるとしても、人件費の問題とも関係しますので、原課、各部でそれぞれ要求してそれ以前はつけてたと。だから全体ではあまり把握されてなかったというふうに前の質問ではそういう認識で私はいるんですけど、今は一元的にこの数も出てきましたので、それ以前の場合は予算書に全然出てきてなかったのも令和2年度からはきちっと会計年度任用職員という形で出てきましたので、一元的に管理されて把握されてるのか。ここをお聞きします。これが1つ目です。ちょっとややこしい言い方ですが、すいません。

2つ目は、物件費の中の委託料がだんだん上がってきてるんです。この委託のことについて伺いたします。これはどういうことかと申しますと、評価をどうされてるかということをお聞きしたいんです。これはこの予算特別委員会の中でも質問しましたけれども、例えばこの新庄庁舎の清掃委託、でも実際見るとほとんどそういうふうな状態にはない。きれいになってない。階段なんかひどく汚れてきてると。過去見られた清掃員の方もほとんど見ない、そういう状態になってる。しかし、委託料としては計上されて執行されてる。それとか、歴史博物館などでもご近所の方からよくご意見いただくんですが、博物館という名前にありながら、植え込みの草がもうぼうぼうになって非常に見苦しい状態が続く。そこで業者の方が定期的に植え込みをきれいにされるんですけど、下の草まで引かれないので、上だけ刈るだけだから、もう1週間もすると草が下からまた出てきてすぐ見苦しくなると。そうすると、委託業者に委託してその要求水準なりそれが満たされているかどうかいうこの管理ですね。これが一体どうなっているのかということについて伺いたします。

以上、2点です。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしく申し上げます。

会計年度任用職員に関してでございますけれども、会計年度任用職員は教育、子育て等、様々な分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっており、葛城市においても必要不可欠な存在でございます。会計年度任用職員は、市政全般、いろんな業務を担当していただいておりますけれども、窓口の補助業務でありますとか、あるいは産休、育休の代替、このような位置づけの方につきましては、職員全体の定数配置等も含めて全体を見る観点か

ら、人事課が把握をしなければならないと思っております。それ以外に、例えば保育所の保育士でありますとか、学童の支援員、補助員につきましては、人事課もチェックはいたしますが、原課のほうでもしっかり必要数を算定していただくようお願いしております。そういった中で、予算要求に先駆けまして会計年度任用職員の要望書を各課から上げていただき、人事課でチェックを行いまして通ったものだけを予算要求してもらい、更に予算査定に係るという、こういう流れを取っております。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく願いいたします。

業務委託の完了の確認についてでございますが、出先機関も含めましていろいろな業務形態がございまして、担当者も日々業務の完了時に全て確認することができていないのが現状でございます。毎日の清掃業務につきましては、日報を月々まとめて提出していただいております。日々の業務の確認を、それを利用して確認しておるといのが現状でございます。特に、あと不定期な年に数回というような不定期の特殊清掃等は、作業中の写真等を提出していただきまして業務報告書を提出していただいております。こちらも休日の日に行うことが常でございまして、なかなか休日出勤を常態化させるというわけにもいかず、担当者が業務のあった月に仕様書どおりに業務を行ったかというのを確認した上で手直しが必要か不必要か、検査結果において可か不可かというのを判断して検収結果の報告書を作成して、業務の完了を確認しております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の会計年度任用職員については、一元的に管理して予算についても査定をしてるということですので、この点については改善されたのかなと思います。

2つ目の質問ですけれども、要はこの会計年度任用職員についてはフルタイムとパートタイムと分かれておりますけれども、このフルタイムの会計年度任用職員、これどの程度おられてどの程度継続されてるのか。1年の雇用期間ですけれども、会計年度任用職員の場合は雇用期間を過ぎても継続雇用に向けて昇給もしていくというふうに制度が改善されてますけれども、このフルタイムの方、今、令和2年度から導入で、もう3年目に入るんですかね。このフルタイムの方が大体どれぐらいおられて継続されてるかということを2つ目に聞きたいと思います。

それから、2つ目の委託の問題です。これについては工事請負等も関係するんですけれども、葛城市では業者評価というのをちゃんとされてるかということについて、いわゆる事業を行った業者、この業者がどの程度の業者であったか、その業者の成績表を行政のほうからきちっとつけて、それを例えば指名競争入札などで利用していくと。つまり、業者の水準を上げていく。業者の水準を上げていくために、行政がしっかりと事業評価、業者評価をするのかどうか。この委託の問題もそうなんですけれども、例えば僕らから見たらこれひどいなど、委託したけどちゃんとできてないと、そういう業者の評価、これをちゃんとやられて

それを生かすような仕組みがあるのかどうか、これについて伺います。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。今のどれくらいの人数が継続なのかということでございますけれども、小・中学校の先生で11名、それから一般職で1名の方が継続ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現状は格付というか、そういう形で業者の評価をできるような制度が今のところないのが現状でございます。他市の状況も確認いたしまして、参照できるところは検討していきたいと考えております。また、業務委託の履行確認については、なかなか先進の自治体の運営状況も参考にさせていただきまして、同じ悩みを抱えている自治体等もあると思いますので、何か共同で運営できるものがあれば協議を重ね取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。今後、入札改革という観点から、私、幾つか質問してまいったんですけども、この入札契約改革は、政府が出しておりますガイドラインについても、ただいわゆる入札を電子入札にするとか入札監視委員会を設けるとかだけではなくて、非常に多岐にわたる改革になります。趣旨は、税を使ってるわけですから、よりよいものをより安く調達するというのが基本なんです。だから、よりよく仕事ができるか。その料金に見合った仕事ができるかという評価をちゃんとして、その評価を例えば指名競争入札でも生かしていくということがその中の1つの取組であるわけです。今回、私本当に分かりやすいと思うんです、この階段見てもらったら分かるように。だから、こういうことをきちっとやっていると、入札契約改革による行財政改革ができないので、やはりそういう1つ1つのことを積み上げていくことも大事なんですけど、そういう観点から広くいろんな取組をぜひ入札契約改革については行っていただきたいと思います。

それから2つ目の会計年度任用職員の件なんですけど、私も政府の統計ポータルサイトというのがあって、そこで地方財政調査のいろんな資料を見ましたら、葛城市の中で物件費の中に賃金としてちゃんと上がって出てきてましたので、かなりの金額が上がって増加してきてるので、物件費の中にこういう賃金が含まれてるのかなと思ったんですけど、この割り振りについてはまた後で聞くにしても、会計年度任用職員の話なんですけど、この方たちは非常に賃金が正職員と比べて低いです。今、400名近くこの葛城市の中で働いておられます。ところがフルタイムは、先生方は分かるんです。産休とか育休があるので、その期間に限ってこういう形を入れるとか、フルタイムで入れるということがあるんかもわかりません。だけど、一般職については1名の方、これフルタイムであるわけですから、こういう方たちはやっぱり正職員として私は採用していくべきではないかなと思います。国の厳しい制限があるので難しいとは思いますが、大勢の方が実際にはもう週5日7時間ちょっと、ちょっとフ

ルタイムで切れるぐらいの時間にしてパートタイムでたくさん働いておられて、そういう方たちに次第に行政も依存していくということで、人数も非常に増えてるわけですから、この点については正職員化も含めて、あるいは全体の人数を制限するということもあると思います。いろんな事業を削減するなり、いろいろと組み替えるなりして、でないとだんだんこの会計年度任用職員が増えて、そこに依存する行政になっていくのは私は好ましくないと思いますので、以上意見を申し上げておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。私から3点質問させていただきます。

まず1点目は繰越しですね。これは以前までは口うるさくそういうことを言っていたく元議員もいらっしやったんですけども、今回そういう話がなかったので、私のほうから簡単に聞かせていただきたいと思います。実際に繰越しと言っても、例えば国の3次補正とか、いわゆる12月以降の内示分については、私はこれはもうしょうがないと思うんです。でも、当初予算に計上されてる事業に関しては、やはり会計年度独立の原則から、これは基本的に年度内で執行していただくということが、これはもう基本になってくると思います。職員はこういった当初予算が通ったら、どの月にどの時期に何をするのかということは、年度内の配分も含めて絶えず念頭に置いて仕事をしていただいているとは思いますが、そういう中でも当初予算に計上されてる事業で繰越しが出てくる場合は、事情がある場合を考慮しても、やはり問題意識を持つことが必要かなというふうに感じております。特に、管理職は部下に対する指導の義務も課されてるはずで、業務の進捗も管理しながら仕事をするべきではないかというふうに考えるわけでございますが、この繰越しをなくすという考え方について組織内に浸透しているかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。これが1点目です。

2点目が流用についてです。これも同じく先輩議員がこれまで口うるさく言ってこられた部分だと思うんですけども、地方自治法等において、法的にこの目の流用が認められてるのは、これはもう議員全員知ってることです。しかし、やはり国とか県、これと市町村の考え方は、私はもうこれまで言ってこられた議員と同じく、やはり違うと思うんです。予算規模からしても、令和4年度国家の当初予算は107兆5,964億円、奈良県の当初予算は5,503億1,000万円、それに比較して葛城市は164億8,400万円です。今回の予算審査の中でも節まで細かく審査をして、予算の使い方を議論させてもらってます。そんな中で、法的に認められているからということで簡単に流用を許してしまえば、この予算の議論すら無駄になってしまうということも考えられるわけです。様々な事情がございますので、全て駄目だと言っているわけではございません。ですが、議員の立場からは流用はできるだけしないいただきたい。理事者のほうにも、できるだけそういった考え方を持ってしっかりとやりますというような答弁をいただきたいわけですが、この流用を減らすという考え方について少し聞かせていただけますでしょうか。これが2点目でございます。

3点目が現在の市政の問題点について、これは市政検討委員会に関わる部分でございます

ので、市長にお聞きしたいと思っております。この4年間、私は市政全般について検証すべきと考える問題を何度も提言してまいりました。これは葛城市クリーンセンターだけではなくて、例えば新型コロナウイルス対策室やリサイクルプラザ建設など、契約や発注の仕方の問題なかったですかということをいろいろ提言したわけですが、この3月議会の初日も、これ議決された案件ですので、私も賛成しました。学童保育所の議案についてなんですけれども、施設整備工事の予算に対して変更契約で備品の発注分がされてたわけですよ。多くの議員は同じ思いだったと思うんですけれども、市民の方や子どもたち、利用者に迷惑をかけてはいけないということで、皆さん賛成されました。でも、委員会でも多数の意見が出たように、もろ手を挙げての賛成ではないわけですよ。やはり、そういった際に立ち止まって分析して、検証、精査、そういったことをすることによって再発防止が可能になると私は思うんですけれども、これまでの議論をずっと重ねてきながら私が絶えず感じてしまうのが、議会でうるさく言われても喉元過ぎればというところで、なかなかそれが改善につながっていかないなというふうに感じるわけです。今回の令和4年度予算は研修費用が減額、これは2年連続の減額です。もちろん副市長が中心となってOJTでやってくださってる部分はあるんで、減額してもいけるというところもあるかもしれませんが、でも私はもっとしっかりと職員に学んでいただくようなことがあると思います。コンプライアンス研修にしても、本当にしっかりと浸透してるのかというところをやっていただきたいなというふうに思っております。また、市政検討委員会は、昨年、一昨年は54万円の計上、ところが昨年からは18万円に下がっている。今年も同じ18万円。内容はというと、地方創生の効果検証のために1人1万5,000円の報償費を2名分、3万円、その6回分、地方創生のためだけに18万円予算計上されてるわけです。実際に私が指摘してきたような事業の問題点が一度でも検証されて、そのことから改善につながれば、私もここまで言うことはないんですけれども、そういったことが一度もないわけです。本当の意味でやっぱりよくしようと思ったら、我々が議会で指摘した事業の問題点を浮き彫りにして、それを研修につなげてよくしていくという改善をしていかなければ、市政全般本当によくなっていかないんじゃないでしょうか。特に私が今回指摘してるような案件は、今回といいますか、昨年からずっと一般質問を含めて指摘してるような案件は、私はもう内部では手に負えんと思うんですよ。ですから、そういった場合こそ市政検討委員会に委任すべきだと思うんですけれども、そういった動きも全くなく予算も全く同じ内容、同じ金額で今年も計上されてるというところにおいて、私は非常に問題があると思うんですが、市長の考える市政の問題点について、私とずれがあるのかということも含めて伺わせていただきたいと思っております。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

梨本委員のほうからご質問いただいております2つのご質問でございます。繰越しということと、あと流用ということでご質問をいただいているかと思っております。これらの質問につきましては、以前の議会、また委員会などにおきましては再三、繰越し事業が多いのではないかとというようなご指摘をいただいておりますので、その辺は我々といたしましても重々認識をさ

せていただいているところでございます。

また、先日の補正予算の委員会におきましても梨本委員のほうからご指摘をいただいております。繰越しに関してでございますが、これらにつきましても先ほど申されてましたように、国の補正予算等に伴う繰越しが中には半分以上含まれておるということでございますので、市が独自で繰り越す事業につきましては以前に比べて比較的減少傾向にはなってきているのではないかと感じているところでございます。ただ、これらの繰越しにつきましては、やはり会計年度独立の原則に対する例外規定として地方自治法で規定されているものでございますので、基本的には当初予算におきまして4月から3月末までの1年間で使う予算をしっかりと見積もって計画性をもって着実な執行管理を行っていただきたいということで、我々財務部局もそうですけども、特に管理職のほうにはその辺りを周知させていただいているところでございます。

また、流用についてでございますが、こちらも地方自治法や施行令、それから葛城市の予算規則におきまして、その流用の規定が定められているところでございます。やはり、何でもかんでも、みだりに対応することは適切ではないと考えているところでございます。流用の際でございますが、職員と必要性、緊急性、軽微性、これらの観点から担当者のほうと聞き取りを行いまして、流用を行った場合は決算などにおきましてその説明責任をしっかりと果たすようにと、その都度職員には申し伝えているところでございます。これらの繰越事業や流用などにつきましては、今後も法律などルールに基づきながら、我々財政運営のほうを行わせていただくところではございますが、やはり少しでも減らしていくんだという意識づけを持って、職員の意識改革のほうに努めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のほうから幾度となく同じ意見をいただいております。事象のあるごとにそのたびに丁寧に誠実にご説明を申し上げているところではございます。行政内部でどの場面でどの部署で検討するのかというのは、その事象の重みによって変わってくると思います。ですので、委員からご質問いただきました、これは問題ですよということでご指摘いただきましたことも、行政内部の中で部署を分けた中で検討を重ね是正を重ねておるところでございます。委員がおっしゃいますように、市政検討委員会というのは私の諮問機関でございますので、そこで何を諮るのかということにつきましては、その事象の重みですとか、それを諮るべき部署がないというときにはその場所での検討も考えていかないといけないのかなという考えでございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今、理事から説明いただいた繰越しの理由に関しては、しっかりやっていただけのことですので、私も本当に毎年これ議会の中でも議員の皆さん注視されてるところだと思います。今後も継続して、管理職を中心にこういったことを減らしていくしっかりとした意

識を持ってやっていただきたいということだけ要望しておきます。

3つ目の市政検討委員会の件なんです。ここは、どうもやっぱり私と市長の考え方がかみ合わないんですよ。私は、例えばこれ大きな話で言うと、例えば贈収賄が起こるとかそんなことがあったときだけ使うとかということではなくて、基本的にはこの予算の大きな枠の中で、私はいろんなところで漏れがあると思うんですよ。いろんなことを指摘しているのは、本当にちゃんとお金を使ってくださいよと、予算をしっかりと使ってくださいよと。これは副市長もしっかりとやってもらってるとは思うんですけども、例えば私、去年の一般質問で言ったように、10万円で買えるパソコンを100万円支払ったら、これはおかしいじゃないですかと、そういったことも副市長もそういった指導をしてるということなんですけれども、どうもそういうことが減っていかないわけですよ。こういうことを私が指摘して初めて浮き彫りになってくるというようなことが結構あるというふうに、私は思ってるんです。今回の件も、市長は一部の職員によるずさんな事務処理が原因とか、例えばこれまで改善に努めてきた内容と事務的な手続上のミスとは根本的な意味合いが違ってくるものと考えていると、こういった趣旨で答弁されてるわけです。でも、以前、もともとこの市政検討委員会というのは平成28年度にできてる。地方創生の効果検証は令和元年度からじゃないですか。ということは、本来それが目的で立てられた委員会ではないと私は思うんですよ。その間、いろいろ市政全般、先ほど市長もおっしゃられましたけれども、内部でできることやったら私、内部でやったらええと思うんです。でも、去年の決算特別委員会、思い出していただきたいんですけども、予定価格調書、これ市長の判子を押してるという話までしてるわけですよ。私が指摘してる事業に関しても、例えば起案から最終の支出命令、支出負担行為も含めて市長の判子を押されてる書類がいっぱいある中で、こんな内部でどうやって調査するんですか。だから、そのことも含めて、しっかりと問題がなかったのかということ第三者委員会で僕は検討してもらったらええと、内部では手に負えんことじゃないですかということ言うてるわけです。にもかかわらず、なかなかここについては議論がかみ合いませんので、私としてはこれまで一般会計の審査を行ってきたわけでございますけれども、この市政検討委員会委員報償費に関する質疑に対する答弁、これについて聞かせていただいた結果、本事業に関わる予算は納得できないというふうに考えております。ですので、該当する予算について減額する修正議案を本委員会開催中に提出し委員会で審査していただきたいので、委員長、取り計らいのほどよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の市政検討委員会のところについての関連で、市長にお伺いしたいと思います。これ、いろんな経緯で設置されて、議会も賛成してこの予算がつくに至ってるんですけども、今回の予算について、私、この予算が賛成できるか反対できるかという根拠が今まではっきり分かりませんので、最終的に市長のお考えを聞いてからそれを判断したいと思うので、お願いしたいと思います。これ、いろんな市政の問題点、事象が起こったらどうのこうのというふ

うに市長おっしゃってますけど、市長の諮問機関やから、市長がこれを設置してここに相談されるということなんですけども、これ私が思うに、自ら自分のやってることが正しいかどうかを第三者の方に判断してもらうという襟を正すという目的があるはずなんですよね。そやのに、何か都合の悪いことだけここを使って普段やらない。付け足しのように地方創生の効果測定、効果の検証にも使うということなんですけども、そしたら市長、今これ予算として金額少ないですけど、残されるのは何を予定されてますか。具体的に何を予定されてるんですか。昨年減額して地方創生とかおっしゃってましたけど、何に使われたんですか。使わへんつもりが、使う予定がないんやったら、さっき言ったように、私もこれ必要ないと思います。ところが、議会のほうではこれは必要やと。この市政検討委員会があつてこそいろんな行政の問題点が浮き彫りにされて修正されていく、だからこそこれが必要やと議会の判断はそうやったと思うんです。そやのに、こんな予算でやってる状況、なおかつそれを全然使う予定がないんやったら、昨年も梨本委員がおっしゃったように、もう必要ないかなと思います。だから、私は必要やと思うんですけども、必要やったら何に使う予定あるのか。そこを具体的に教えてください。市長、お願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 一旦すみません。市政検討委員会のことですので、私、企画政策課の高垣です。

市政検討委員会の効果検証、地方創生の効果検証だけなのかという件なんですけども、前年度もそれで地方創生の効果検証だけしかしてないんですが、将来的に葛城市の市政全般に関することを見ていただくということでお話しさせていただいておりますので、地方創生に限って予算を取っておるわけではないということで、具体的に例えば新しい事業とかありましたら評価していただいたり、今後の事業の運営などについてのご意見もいただけるかなということ予算を組んでおるものでございますので、よろしくお願いします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 襟を正すという言葉に対しては訂正を求めたいと存じます。私自身が何ら不正を働いたこともございませんし、そのことについての発言は変なイメージを抱かすものでございますので、発言の取消しを求めたいと思います。

市政検討委員会というのは私の諮問機関でございますので、諮問すべき事象につきましては私のほうで判断をさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 襟を正すということに対しての発言取消しを求められてますけど、私これ必要かなと。そもそも市長、この市政検討委員会もそうですが、それ以外のところで最初の1期目、前任者のいろんな事象に対して後処理があったと。場所によっては公式な場所ではありませんが、不正という言葉も用いられてました。それに対していろんなことをやって、2期目からアクセル踏んで市政を進めていきますよと。進んでないじゃないですか。進んでないことに対しても私たちは、市長が前へ進めていくとおっしゃったことに対して、やっぱりこれ進んでないと我々判断するんです。そしたら、そこをやっぱり襟を正すという言葉が駄目やと言うん

やったら、言葉足りないですけど、ふんどし締め直す、そういうきっかけを与えてくれる場がこの委員会違うんですか。だからやっぱりそこは自分が思っている以上に、市民が、あるいは議会が求めていることはこうですよと、それを第三者から指摘してもらえる、そういう貴重な場であるべきやのに、そういうもんじゃなくて自分が好きなときだけ使っていると、それはちょっとおかしいん違いますか。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 諮問すべき事象があるというときに諮問いたしますと申し上げました。何をおっしゃっているのか分かりませんが、必要なときには必要なことをするということです。それで、市政が進展していないと、私は葛城市というのは住みよいまちとしての進展をしていると判断しております。様々な新規事業をこなしながら、過去の負債を返済しながら、バランスを取った行政をしていると自負しております。その評価というのは、市民の皆さん方がしていただけるものやと感じております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いっ放しになります。それやったら、もう今の市民の方がされるということやったら、これ要らないということで、私、理解しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 昨年の予算特別委員会から僕いてるので、その辺の立場から今のこの市政検討委員会についてお聞かせ願いたいと思います。昨年と似たような議論に今なってるんですけども、昨年、梨本委員が一生懸命こう言われて、市政検討委員会は要らないんじゃないか。ただ、私たちと言っていいんですか分かんないですけども、前の西川弥三郎議員が、いやいや必要や。もっと使ってくれ。もっとこれやって、市政検討委員会なんだから、市政のことをやってくれと。昨年の予算から今年になっっているいろいろ質疑あって、梨本委員の質疑があって、いや市長が言わはる重み、必要ないと言われているからやってない。でも、もっともっとやってくれ。梨本委員も、必要ないんやったら要らん、必要あるんやったらやってくれという思いで今に至っております。私は去年から。市長は機嫌悪そうやからよろしいわ。市政検討委員会とは、僕は市政のことを検討する委員会やと思って話聞いているんですけども、市長が必要ないと思うんやったら、やらないんであれば、これ名前変えてください。市政検討委員会は、僕は市政を検討する委員会やから、僕やったら市政のことをやる。何か問題あると議員から言われても、職員から言われても問題あるんやったら上げるのは上げるという市政検討委員会やと去年はそう思ったから、弥三郎議員と賛同して賛成したんですけども、今の答弁で市長の今おっしゃったことやったら、名前変えてください。これ何かもっと分かりやすいのに。次行きますね。

総括ということなんですけども、今回の予算、いろいろやっていただいております。それはすごいありがたいなと。括弧新規と書いてる事業でもいっぱいありまして、それはありがたいんですけども、いじめ問題対策連絡協議会とかでもそうなんですけども、やっていただ

くんはありがたいんですけども、これ、奈良県内でほかやってはりますかと言ったら、今、葛城市は12番目ですとか、1番です、2番です。ほかにもいっぱいあったじゃないですか。QRの納税の決済のやつとかでも、それはどういうことかと言いますと、よその市がやられて葛城市がやってないということになると、僕、いじめ問題対策連絡協議会に関しては、今回ほんまに一般質問しようと思うとったんですよ。いつまでこういうのをやらへんねんみたいな。でもやることになったから、まあいいんですけども、他市にはあるけど葛城市はないと言われるわけなんです。例えば、今日、委員会でも、ごみの塵芥処理率、人口割で幾らですか。全国平均、県平均と葛城市比べて、高いですか低いですかと言われたら、分からないと言われたんですよ。それ、分からないのはどういうことなんと思うんです。何を情報源としてどういうところをターゲットにしてというふうな、各部署にわたって聞いてもそんなん答えれないと思うんですけど、全体的にその情報をどう集めていくかという話なんですよ。やっていただくんはありがたいですよ、もちろん。でも、葛城市遅いやんとなったら、僕らも聞いてて、えっ、遅いんかいとなるんですよ。1番、2番とかでやっていただくんやったらいい。でも、これは全国的な情報の量やと思うんですよ。どこで情報を集めて、こんなんあります、こんなんあります、こんなんやってます、こんなんやっていますという。そういうのをこれからここで予算をつけて、どうやって今年はそういう情報を集めていくのか。

そしてもう1個は、こんだけ教育お金かけていただいて、これちょっと話つながるんですけども、子どもたちの学力ばかり上げろとそういう意味で言うんじゃないんですけども、やっぱり大阪府とかでも、学力が低いから子どもたちにお金突っ込んで勉強できるまちにしようというて、今どんどん上がっていったるわけじゃないですか。目標があったわけです。市長のゼロカーボンと一緒にですよ。目標があって、今やることをなしていくと。目標をどこに設定してんのと、今のその全国平均とかと同じですわ。どの辺のターゲットにもものを見ていくのという話で、子どもたち、教育に関して、これ去年も教育長に聞きましたけども、教育の学力はどこで見たら、何位になるかとも分かんないですけど、去年の答弁でしたら奈良県内やったら平均よりちょっと上ぐらいと認識していると。でも、全国的には奈良県は学力低いんですよ。ということは、全国平均を目指すのが大人の役目違うのと。子どもたちに言うでしょう、目標を持ちなさい、夢持ちなさいと。ほんなら大人も持とうよという話違いますか。僕たちどこまで勉強したらいいのと逆に聞かれたら、何て答えるんですか。だからその目標、全部言えることなんです、目標ですよ。こういうところに持っていくという目標、情報収集、この辺どうやって今年はやっていくか。僕、これ去年も言うてると思うんですけども、その考えをお聞かせ願えますか。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいま杉本副委員長の新しい事業の情報収集をどのようにしているのかという点についてお答えさせていただきます。一般的に新しい事業等の情報収集につきましては、まず国や県からなどの通知や情報提供がございます。また民間企業などからの提案なども様々な情報

を得られる機会があると考えております。その中で、市が取り組むべき先進的な事例については、まずインターネット等を活用いたしまして情報収集を行います。それでも更に詳しい情報収集が必要な場合には、その行政機関などに電話などによる問合せをさせていただきます。更に詳細な部分については現地調査を行うなど、様々な方法で調べる方法があると考えてます。また、そのような新たな事業の採用につきましては、まずは制度面での課題整理、財源の確保、またその事業の導入効果など様々な角度から分析を行いまして、葛城市民の必要になるものを取り入れるようにするものと考えております。例えばですけども、18歳未満の医療費の無償化などにつきましては、他市よりもいち早く取り組んでおる事例もございます。一般的にはこのような考えで進めております。

以上です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まず市政検討委員会の、名称は私からお答えはできないんですけども、今、昨年度とどうか今年度も地方創生の関係をやらせていただいて、それ以外にも市長から言っていたとおり、やることがあればやると。だから、ほかのことを絶対やらないというわけではありません。市政検討委員会のこの報酬費がなくなると、今、地方創生の交付金の関係の評価をいただいております、この交付金の評価をしないと交付金をいただけないこととなりますので、そこら辺の支障は生じてくるところでございます。

次に、他市については、できることとできないことがあると思うんですよね。新規の事業なんかは我々も結構調べています。予算の査定なんかのときでも、新規があるとほかのところやってるのやってないのと。逆に1番だったら、できるのできないのと。本当に意味があるの意味ないのと。やってないから意味がないんじゃないのという議論もありますし、というので、新規のことに関しては結構聞いていると思います。既存事業につきましては、前年度からどうするのかというような考え方が結構多いので、他市平均と比べてどうなのかというところまで手が回っていないのは事実かなとは思いますが。ただ、やり方として総務省が類似団体の比較の資料なんか出していますので、そこで調べることはできると思いますが、その全部についてももちろん出てるわけではありません。塵芥処理費とかそのあれの細かいところまでたしか出てなかったのかなと思いますが、もう少し大きい段階では出てるのもありますし、調べたら出るのかもしれないので、そういうのを少し職員にも情報提供しながら、うち過去やってたからこうだけじゃなくて、ほかの市とも比べてどうなんだという目線は持ちながら、事業執行、事業の予算立てというのをやっていきたいと思えます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 子どもの教育のほうは教育委員会のほうからさせていただくことになると思います。今、副市長説明しましたけども、全般的な行政の話になりますけども、まず皆さん方からお預かりした税金をどのように配分するのかというのが、実は行政の一番大きな仕事でございます。その中には、公平性が第1位になります。その次には、ある種、政策性になると思います。先ほどある委員のご質問に答えたときに使いましたけども、葛城市はどのようなまちにしたいのだとか、そのような思いがその予算配分に味つけとなってきます。ですので、必ずしも

全国での順位が何番だということにはこだわった記憶はございません。高垣課長のほうから話ありましたように、18歳未満の医療費の助成というのは、多分、市では一番最初であったかなとは思いますが、ハード事業で言いますと体育館のスポットクーラーも多分そうでしょうし、自動車の高齢者の方が、国のほうがこちらのほうが準備してる段階で補正予算で上げなかったですが、当初で上げましたので国よりか遅れましたけども、それもそうでしょうし、感震ブレーカーもそうでしょうし。様々な施策の中でそれが全国で言えば何番ぐらいになるのかという事業はかなりあってもおかしくないのかなと思ってますけども、そうしますと、じゃあなぜほかの市に比べて遅いんですねという話をいただくのかなと思ってずっと考えてたんですけども、やはりある種、慎重性というのはあんのかなとは思っております。それが幅広いものであれば、それが市民ほとんどの全般的なものであれば、ある種、公平性であるとか、事業の在り方ですとかあるんですけど、それが一部の方に限られてきますと、その部分での精査にも時間かかりますし、それを葛城市にとってどうなのかという議論まで深めていくという作業が入りますので、その辺の時間の経過はあんのかなと思ってますけども、必ずしも順番にはこだわってなかったかなというのが正直なところでございますので、委員ご指摘になりましたので、それは全国的に新しい事業として出てきたものをどのように拾い上げるのかというのは、これから精査していきたいなと思います。

それともう一つ、これはそこまで行けたらいいなという思いがあるんですけど、よく私、議員時代に100万人以上の大きな市に、それは政令指定都市、今、80万人ですか、に行くのと、政策の組み上げ方が実に素晴らしい。というのが、国の政策の組み上げ方といいますか、その持っていく方をいち早く情報収集かけまして、それでそれに沿ったような、それがその地域に求められるような政策に組み入れていってる。そやから予算獲得が非常に上手やなと感じておりますので、ですから果たして3万7,000人の市でそれができるのかどうか分かりませんが、そこまでもし行政の政策として持っていけたらなという思いは常にあります。委員ご指摘いただきましたことは研究して、更にそれが精度の上がるもの、いいものになるように考えていきたいと思えます。

以上でございます。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから、今、杉本副委員長お問いいただきました、学力向上に関わって教育をどのように考えておられるのかということだと思んですけども。非常に難しいところは、学力を向上させるという、言うのは簡単なんですけど、実際のところ学力というのをどういうふうに測るのかというのは、もう非常に難しいというふうに考えております。恐らく、今、比較できるとなりますと、平成19年から全国的にやってます全国学力・学習状況調査、これにつきましては、全国的な比較というもの一時期、新聞紙上にも取り上げられますけれども、あれもあくまでも学力の一部であって、教科も非常に限られてます。また、学年も非常に限られてる中で、あの調査結果だけをもって、例えば学校間の序列化であったりとか、過度な競争を図るといというのは、これ間違ってるというふうに考えてるところですが、ただやはりあの調査結果から、いわゆる学校改善につなげないといけないところは多々あるというふう

考えています。私どものほうも、学校等の結果を基に、いわゆる全国平均と比較して、本市のほうで足りないところについてはその改善を図る。また逆に本市のほうが非常に勝っているところについては、そのいいところを分析して他校にもそれが浸透するようにというところで、学校改善でありましたりとか授業改善に学力調査なんかは使えるなどというふうに考えているところです。また、今回、昨年度からもそうですけれども、ICTの支援員を入れていただいたりとか、電子黒板等でICTの分野については学校現場のほうにも先生方のほうにも広く活用していただきながら、子どもたちの学力向上もそうなんですけれども、いわゆる学習意欲の向上もそれを基に図っていききたいというふうに考えてます。ただ、その成果がすぐに出るのかというのはなかなか難しいところですので、その利活用の状況も踏まえてまた委員会のほうにも報告させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まず市政検討委員会、今のお話聞いてて分かんないんですけど、その地方創生、それ市政検討委員会がないところはどこがやってるんですかね。だから僕は名前変えたほうがいいんじゃないの。別にやるのはやったらいいと思いますよ。ただ、僕は市政検討委員会というところに、去年の我々というか、予算のときの思いがずれていってるから言うてるだけです。ここはもう市政検討委員会がないところはどこがやってんのか答えていただきたいだけです。あとはもう要らないです、答弁。

事業の、順位が早いからええというわけじゃないのはそうなんですけど、強く思ったんはいじめ問題対策連絡協議会なんです。あれが全国的に早い遅いとどっちだってええわけじゃなくて、早いほうがええに決まってるかという話なんです。分かりますか。ほかの事業は分からなくてもいいですよ。でも、どうせやるんやったら早いほうがいいんじゃないのと思う予算の、これはもう僕が思う本筋なんです。ずっと僕、いじめのことを言うてたわけじゃないですか。でも、副市長がおっしゃったみたいに、他市、他県じゃなくて、もう主きは類似団体やと思うんです、そういう事業系は。他市とか他県とかというこの県内のことじゃなくて、やっぱり人口も同じで面積もある程度同じでという類似団体基準で考えなあかんと考えてますよ。でも、このいじめ問題対策連絡協議会に関しては奈良県内対象でもいいじゃないですか。それでも遅かったわけじゃないですか。そこに理由が僕は何でなんと思うんですよ。やる気なんか、調査力なんか。だって、他市にこんないじめ問題対策連絡協議会、いじめのことなんかみんな問題点を散々言ってたじゃないですか。でも、これは作ってほしいから僕、今回一般質問やろうと思ったら、出てきたからオーケーなんですけども、奈良県内で考えたならそんなに早くないと。そこは研究、対策していただきたいです。もう答えなかないと思いますので、お願いしておきます。

最後に、子どもらの教育、おっしゃるとおり何で測んねん。確かにそうですよ。もうそうやと思いますし、僕が言いたいのは、全国学力テスト何位というのは、それはぱっと分かりやすく出たらええんでしょうけども、例えば九九ができない子を、これは葛城市におるとかおらんとか関係ないですよ。例えばですよ。九九できない子をゼロにするであるとか、そう

いう学校内で問題、例えばこういう問題、九九できない子が何人ぐらいおるからここまでしようとかというそういうことをやってほしいという、そういう目標が欲しいということなんです。全国テストで何位とかというんじゃなくて、英語、AからZまで書ける人を全員にする、するまでは次の授業に行かないと、他市でやってますよ。九九できるまで次に行かないようにちゃんと添い遂げるとかやってるところありますから。それも奈良県内の比較をやめてください。もう類似団体でも一緒です。全国的な規模って考えたら、学習の工夫というのはすごい変えられていってるところありますので、そういうことを目標を持って各々の学校の校長とか連携していってもらえば、これもお金かからんしアイデアだけでできると思うんです。そこを皆さんで考えていただきたい、目標を持って。特に目標を持ってやっていただきたいと思います。授業にしても、葛城市内の教育にしてもそうですし、全てにおいて目標を持って、僕いつも言いますけども、どうせやるんやったら、僕がやるんやったらしっかり結果出していきましょうという意味で、これはもう答弁よろしいです。最初の市政検討委員会のところだけお願いします。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 名称はいろいろあると思いますけれども、報償費を取って第三者委員会ということで予算計上してるかと思えます。なので名称は何ですかと言われても答えられませんけれども、第三者にやっていただいているということです。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 特に市政検討委員会というネーミングにこだわってるところでしかできないということではないということですね。分かりました。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今の答弁の確認なんですけれども、第三者委員会、これいろんな委員会、第三者委員会あると思うんですよ。私、何回も言ってるように、市政検討委員会はもともと公認会計士、弁護士、そして副市長の3人でしょう。この3人で、私、それやらなかったらあかんのかということも去年言うてるわけですよ。副市長と公認会計士は、これは地方創生のプロやと私思いますわ。ある程度アドバイスいただけると思えます。弁護士は法的アドバイザーとして、何か地方創生に必要なんですか。だから、私はちゃんとした地方創生を効果測定する委員会をつくるなり、もしくは地方創生の葛城市新総合戦略策定等委員会もあったわけじゃないですか。それ、第三者委員会としてしっかりと付託するなり、私はいろんなやり方考えられると思うんですよ。にもかかわらず、ここでしかでけへんというような言い方で先ほどおっしゃられるのは、私、違和感感じてます。これ、答弁できるんやったら答弁していただきたいんですけども、もうなかったら結構です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ここでしかできないと言ったかどうかは、言ったらあれですけども、今としてはその地方創生の関係で数年やっていただいている、過去のことも踏まえてやっていただいているということで、ここでしかできないかということ、杉本副委員長さっきおっしゃっていた

いたとおり、ほかの名称の委員会なんてあると思いますので、絶対に制度的に市政検討委員会という名前をつけてやらないといけないかという、そうではないのかなと思います。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。ですから、私が言っているのはそういうことなんです。だからちゃんとやれるところで専門的なところをちゃんとやっていただいたらそれでいいんじゃないですかと。そういった整理をきちっとやっていただいて私はやっていただきたいということを思っております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 修正案に関わるような話になってきましたので、関連で聞かせていただきます。市政検討委員会につきましては、過去にもどのようなものかということについてこの議会で何度も一般質問が行われております。私、これ今、過去の議事録を見ましても、当時の企画部長が平成29年第3回定例会2日目で次のような答弁してるんですね。「市政検討委員会設置要綱というものがございしますが、こちらにおきまして、市政全般を着実に推進するために、市役所外部の視点から市政全般について分析、検証及び精査し、問題点を提示した上で今後の市政全般の基礎とすることとなっております。また、委員会の所掌事務でございますけれども、1つ目に市政に関する現状の分析、検証及び評価に関すること。2つ目に市政全般に関する諸問題の洗い出し及び是正に関すること。3つ目として、先ほど申し上げた2つに挙げるもののほか、市長が必要と認める事項となっております」と、3つほど挙げております。私ここで質問したいのは、梨本委員がおっしゃった総務建設常任委員会の協議会ですからオープンにはなってないですけども、行政文書の手続上、非常に不具合があったと、不適正なことがあったと。これについては議会でも、これはちゃんと調べていかなあかん問題だと。そのことが過去にも、行政についての不適切な事務処理というのは過去にありました。それについては市政検討委員会でもやったわけです、第三者を入れて。それでちゃんとした是正のための文書も出てまいりました。恐らく梨本委員がおっしゃってるのも、今回同様、同様かどうかは別ですよ。でも、行政手続上の文章処理において非常に不適切な事務処理があったと。これは私は、決算特別委員会的时候にも決算特別委員会が昨年あったときにもそれをもって反対してますから、確かにそういうことがあったことについて、やはり第三者の目で検討していただくのが私はふさわしいと思ってるんです。これについて、市長そういうふうにされますか。この予算、市政検討委員会をつけたときに、今起きている不適切な事務処理の事象についてやられるのかどうか。これについて質問します。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 これは多分、過去に答弁をしてると思います。以前にあった問題と今回起こっている事務処理の問題とは、その根底が違うというお話をさせていただいたと思います。ですので、今回の問題につきましては、懲罰審査委員会等、行政内部での調査をし、ご質問にも誠実にお答えをさせていただいたところでございます。最終的な調査はもう1段階やるべきかという議論を今、内部的にしておりますので、それをクリアした後に最終的な結論をご報告させて

いただく予定になっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 市政検討委員会のよさは外部の視点を入れるということなんですよ。だから、この点について議会として行政内部ではよくやっただいただいていると思いますよ。だけどそれでいいのかということで市政検討委員会があるわけですから、それがあの上はそれを使っただきたいということだけ申し上げておきます。

増田委員長 先ほど、梨本委員から予算修正案の動議を提出する旨のお話がありました。委員会における修正動議につきましては、修正案の添付があれば委員1人での提出で成立することになっております。修正動議が委員長宛に提出された場合につきましては、一般会計予算についての全ての質疑が終了した後、つまり総括質疑まで行った後に本修正案を議題とし、本修正案について委員会として審査させていただくこととなりますので、ご承知おきを願います。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分再開でお願いを申し上げます。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

増田委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの続きですけれども、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、この際、梨本委員から本案に対し修正案が提出されておりますので、梨本委員から趣旨説明を求めます。

梨本委員。

梨本委員 それでは、先ほど出させていただきました修正案について、提案理由を皆様に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

皆様のお手元に配付しております書類にお目をお通しください。議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算修正案第1条第1項中、「164億8,400万円」を「164億8,382万円」に改める。第1条第2項第1表を次のとおり修正する。次のページをおめくりいただけますでしょうか。事項別明細書、歳出のほう2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、7節報償費、市政検討委員会委員報償費18万円を減額する提案でございます。歳入のほう、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金18万円を減額する提案でございます。

この提案につきましては、令和3年度に修正案を提出したのと同様に、市政検討委員会の在り方について、理事者側より納得のいく説明をいただけなかったことにより修正案を提出したものでございます。そもそも、市政検討委員会は市政全般について事業の分析、検証、精査を経て問題点を提起することを目的として、平成28年度に設置された市長の諮問機関で

ございます。この市政検討委員会は、阿古市政の発足当初から重要施策の1つであり、葛城市政をよくするため大変重要なものであると私も認識し、大きな期待を抱いてきました。しかし、これまで開催された市政検討委員会については、ほかの議員の皆様からも、都合のいいときは議題にし、調べるべきことは1つも調べない。そういった厳しい意見も寄せられてきた経緯がございます。また、令和3年度の市長施政方針からはこの項目が消え、令和4年度の施政方針にもその記載はございません。1年前、令和3年度の当初予算の審議において私は、機能していないのであれば令和3年度予算から減額すべきと修正案を提出いたしました。そのときは賛成少数で否決とはなりましたが、市政検討委員会の是非については1年前も委員間で激しく議論が行われたことは、理事者の皆様にも記憶に新しいことだと思います。その際、私は、役割を終えたのであれば予算をつける必要はないと、こう主張いたしました。しかしその本意としては、市政検討委員会を形式的なものにせず十分に活用して、組織の抜本的な改善や市政の問題点を解決してほしい、そういった思いでございました。当時の予算特別委員会で修正案に反対された委員の皆様からも、市政検討委員会をもっと充実してもらわんと困る、むしろ充実させるべき、きちっと利用していくべき、梨本委員の意見にも一理あると思うが、いろいろな問題が出てくると思うし、問題を投げかけるべき、市長も真摯に議員の意見を聞きながら、いろいろな形の中で調査してもらうように努力してもらいたい。今挙げさせていただいたのは一部でございますが、このように委員から多数の意見が出たのは皆様もご存じのはずです。にもかかわらず、令和3年度も地方創生関係交付金事業の効果測定、評価のみとの答弁でございました。そして、令和4年度もその分の予算として令和3年度と全く同じ18万円の計上でございます。昨年の予算特別委員会での議論を聞いていながら理事者がこの予算額を提出してきたこと、私はこれについて予算特別委員会の議論を軽視していると感じました。阿古市政においても、分析、検証、精査の必要な事業はある。私はそう考えており、令和3年度の議会においても一般質問や委員会で問題点を指摘し、調査を求めてまいりました。その中には、当然、内部調査では荷が重く、第三者機関の力をお借りしなければならないものも必要ではなかったかというふうに思っております。本音を言えば、今回の修正案は減額ではなく増額で提出したいと思っております。報償費を増やしてでも現状の問題点の改善に努めていただきたかった。しかし、議員が増額の予算編成をすることは難しく、それを提言したところで市政検討委員会は市長の諮問機関である以上、市長が求めなければ開かれることもございません。先ほどから何度も申しておりますように、地方創生関係交付金事業の効果測定、評価なら、市政検討委員会だけでなくほかの第三者委員会でやることは可能です。どうしても外部機関への委任が必要なら、別の委員会、名前を変えるという議論もございましたが、そういったところでしっかりとやっていただければいいのではないのでしょうか。現状、今のところそれ以外に開催予定がないのであれば、この市政検討委員会委員報償費を減額しても市民の生活に影響が出るとは考えられません。昨年からの予算特別委員会での議論を重視するならば、市政検討委員会の在り方を見直すため、今回は一旦減額し、再度、理事者側で意見を取りまとめた上で増額して補正予算を計上されてはどうかと、このように私は考えております。

以上の理由により、修正案を提出させていただきました。委員の皆様のご賛同をいただきますことを心よりお願い申し上げます。

増田委員長 以上で説明は終わりました。

これより梨本委員提出の修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑はないようですので、以上でただいま議題とされております議第21号の修正案に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は、議第21号及び梨本委員より提出をされました議第21号に対する修正案を一括して行います。

討論はありませんか。

まず原案賛成の方の討論から始めたいと思います。

松林委員。

松林委員 私は、議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。なお、先ほどの一般会計当初予算、減額修正の動議が梨本委員より出されておりますけれども、今回の問題は市政検討委員会をなくしてすっきりと解決できる問題ではないと、私はこのように思います。市政の様々な問題、課題に対して検討する機関、組織を残すことは、むしろ必要なことではなかろうかと思えます。市政検討委員会という言わばツールを使いこなす側の問題であろうかと、私はこのように思います。今回の不正な、またずさんな事務処理はなぜ起こったのか。これは職員を束ねる長の管理監督責任であろうと、私はこのように思います。どこまでも今回の問題に対しましては管理監督責任にある長が今後再発防止、原因究明に向けてご努力をいただきますことを心よりお願い申し上げます。

今回の賛成討論ということで、葛城市の令和4年度一般会計予算額は前年度より7億6,400万円増額の予算となっており、かねてより懸案となっている當麻庁舎の危険性排除のための庁舎除去事業が予算計上されております。また、それ以上の主だった事業として、総務費においては行政手続のオンライン化、AIやRPAの利用推進するスマート自治体推進事業も計上されています。民生費においては、指定避難所に当たるいきいきセンターの機能向上と長寿命化のための改修工事に係る実施設計を作成するいきいきセンター改修事業、待機児童解消に向けた保育所等整備補助金事業等、就学前の子どもからお年寄りのためのハード事業の予算が計上されています。衛生費においては、ゼロカーボンシティ宣言後、最初の事業となる地球温暖化対策実行計画策定事業、ソフト面では不妊治療助成事業だけではなく新たに不育症治療助成事業や骨髄移植ドナー支援助成事業等、既存の助成事業を含め充実した内容となっております。農林商工費においては、奈良県の補助を受け、新村工業系ゾーンに企業誘致を進めるための基本計画を策定する産業用地創出基本計画策定事業、土木費にお

いては、事業完了が当初よりかなり遅れているために着手できなかった尺土駅舎南側のエレベーター設置を含む尺土駅前周辺整備事業等が計上されています。教育費において、ハード面では白鳳中学校南棟改修事業や新庄スポーツセンター耐震補強及び屋根改修事業等、生徒や利用者の安全確保、長寿命化を見据えた事業が盛り込まれ、ソフト面においては、経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し支援している就学援助事業について、さらなる拡充を図っていただくとのことであります。長きにわたり市民生活を脅かしている新型コロナウイルス感染症に係る対策のため、国から交付される地方創生臨時交付金を活用した事業として、新型コロナウイルスワクチン接種事業は無論のこと、感染者や濃厚接触者がいる世帯に食料等を支援する食糧支援等感染症拡大防止事業、市内消費の活性化を図るため市内登録店舗で使えるクーポン券を市民全員に配布する市内活性化事業、GIGAスクール構想で児童・生徒1人に1台の端末を導入した小学校5年・6年及び中学校に電子黒板を設置する学校情報化推進事業と、あらゆる角度から対策を講じた予算であると評価いたしました。令和3年度一般会計補正予算（第6号）において、公共施設整備基金に1億円が積み立てられました。この基金は合併当初2億3,570万円がありましたが、取り崩されて、令和2年度末残高は50万3,000円にまでなっていました。今後は、當麻庁舎の周辺整備や複数所在する公共施設の維持管理、おおよそ20年後には新庄庁舎の老朽化対応も控えていることは予測されると思います。これを見据えますと、安定した税収の確保とさらなる行財政改革を進めていただき、長期的な視野を持って財源を確実に確保していただくことが必要となります。今だけが住みよいまち、また子育てしやすいまちではなく、未来永劫続けられる強固な基盤を着実に築いていただきますことを強くお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

増田委員長 次に、原案反対、修正案反対の方の討論はございますか。

はい。

谷原委員 手元にこの議事をいただいているんですけども、①、②、③となってるんですが、これ以外では駄目なんですか。というのは、修正案に反対かつ原案に反対、修正案に賛成、原案に反対というのはあり得ないんでしょうか。下の採決では修正案について採決した上で可否によって分かれているので、ちょっと②ということですね……。

増田委員長 どうぞ、討論してください。

谷原委員 この今、②というふうにおっしゃったので……。

増田委員長 だから、谷原委員がおっしゃりたい討論のまず内容を含めて……。

谷原委員 分かりました。

増田委員長 ただ、順番からいくとこれはないですかと問うただけなんです。

谷原委員 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、②の方がおられるかもわかりませんが、先に私の意見を述べさせていただきます。まず、原案については反対の立場で討論をいたします。それから、修正案については賛成の立場で討論いたします。

この修正案につきましては、私も先ほど梨本委員の説明の中でありましたように、市政検討委員会の予算が減らされていくと、これは違うんじゃないですかということは私も議論の中でこれまで言ってまいりました。と申しますのは、この間、入札契約に関わる様々な不祥事、あるいはその不適切な、私は事件がどうのこうのよりも、不適切な事務処理があったことについて、これはしっかりと市民の信頼を取り戻すためにこれを立て直すべきだということによってやってまいりました。焦点はどうしても裁判とか賠償金とかいうふうになりますけれども、やはり根幹は日々の行政の在り方が問われていたものと思います。ところが、そうしたことについて十分、市政検討委員会で議論がされない。先ほどありましたように、検討委員会設置の要綱におきましても、市政全般にわたって事務等も含めて是正すべきことがあればこれについてやっていくというのは、私は当然だろうと思います。ただし、これは市長の諮問機関ですから、市長がやると言わなければそういう議題にのらないという仕組みになっております。だからこそ、私は市長の責任が問われてる、そういう問題だと思っております。ましてや、市長自らも、私は昨年の決算特別委員会でも指摘させていただきましたけれども、市長が決裁した文書の中にも大変不適切なものがあるということをお示ししました。これについては、どういう事情でそうなったことかも含めて、これはちゃんと一連の中できちっと市政検討委員会の中で第三者の立場からきちっと評価していただくと、それは私は潔癖を明らかにする上で当然必要なことであって、何らそこで出てきたことがあることによって葛城市が不名誉になることではないと思います。自ら膿を出すためにそうしたことを委ねていく、こういう姿勢こそが私はトップに求められているんだろうと思っております。したがって、本来は市政検討委員会については増額をしてしっかりとそういう問題も議論してもらってほしいところですが、残念ながら阿古市長の下ではこの間の議論の中でそうしたことが行われてこなかったと、ここは一度整理をするという意味におきまして、私はこれは削減するということについて賛成いたします。

原案についてですけれども、原案につきましては今回、先ほど松林委員が述べられたように、大変長寿命化のいろんな事業、様々本当によく進めていただける案になっておりますし、また就学援助の対象を拡充するとか、あるいは私が求めてまいりました磐城認定こども園の自園調理をするための調理設備の準備を進めていくとか、本当に限られた財政の中で非常に手堅く様々な事業を目配りしていただいて、配慮された予算になっていることは評価したいと思います。しかし、我が党におきましては、これは国の予算も入っての167億円の予算であります。マイナンバーカードの推進ということで、今、国を挙げてやっておりますけれども、昨日の新聞広告にも大きく1面で載ってましたけれども、マイナポイントで新しく取得する、あるいは健康保険証とリンクさせる、あるいは様々な入金する口座を登録すれば2万ポイント付くと、まさに大盤振る舞いでこのカード取得を国民に進めようとしているわけですが、こんなんは政策とは言えません。本来必要なものであれば、国民にちゃんと説明すれば、国民も分かってこれを取得すべきものであって、本当に多額のお金を使うことになる。ほかに使うべきだと私は思います。国民が望んでいるのは、これが利活用されて国民の情報が利活用されていく、あるいはそこで情報漏洩の心配がある、様々な不安がある中で、まさ

に目の前にニンジンをぶら下げて取得さすというふうな施策であってはならないと私たちは考えておりますので、根本的にはそうした国の施策、様々入っております。日本共産党は国会においてもこうした予算に反対しております。それを推進するための予算案に賛成することにはなりません。

それともう一つ、これは葛城市の事業について、私はぜひこのことについては申し述べておきたいことが1つあります。それは、コロナ対策のための地域消費活性化事業であります。この予算がついております。2,000円の地域振興券、これは1,000円消費すれば500円分の地域振興券が使えるという、いわば条件付の地域振興券であります。葛城市はこの間、地域振興券、奈良県内でも様々行われておられますけれども、葛城市は一貫して条件付なんです。最初のプレミアム付商品券は2,000円で券を買えば4,000円分消費できますよ、次はキャッシュレス決済で2万5,000円分以上使うと5,000円分のキャッシュバックが、ポイントが付くと。今回もそうなんです。これに対して本当に低所得の方、本当に怒りを持っておられます。何か差別を受けてるみたいだと。我々の生活のことを知ってくれてるのかと。御所市は、ちゃんと1人7,000円を郵送で各ご家庭に配られて、その7,000円できちっと地域振興の券として使われております。市民の皆さん、みんな喜んでおられますよ。何で葛城市だけ、市民を分断するようなコロナ対策やるんですか。私、これずっと申し上げてずっと並行線なので、あえてもうここは強い気持ちで、こうした事業をやるときは地域振興、経済振興ありますけれども、一方ではやっぱり市民の生活を支えるという面があるわけですから、この点については納得しません。やるんだったら、やっぱり無条件できちっとやるということが行政の信頼を高めることにもなると思いますので、この点については考えを改めていただくよう申し上げます。原案反対の意見といたします。

増田委員長 誠に申し訳ございませんけど、後から修正案を除く原案の賛成、反対の討論の部分があったんですけど、結構でございます。

ほかに、修正案賛成の討論はありますか。

西川委員。

西川委員 私は修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、谷原委員からもあったんですけども、ちょっと私は違う賛成の意見としまして、要は地方創生の効果検証というところをもっともっと本当にやっていっていただきたいというところですね。ほんで、この予算にももっと反映していくようなそういう組織になってほしいと思います。裁判とかいろいろあったときに、市政検討委員会というところがそこに目立ってしまって、僕はどうしてもその今の市政検討委員会に対してはネガティブなイメージしか持っておりません。ですので、この前を向いた地方創生の効果検証、そしてまた推進をしていく、また予算をつけていく、そういうふうな組織であるならば私は賛成をしたいと思っておりましたけど、今回またそういう検証もなく、また予算も18万円で一緒、これはどうしても納得できひんというところにはありますので、修正案の賛成の立場でさせていただきます。僕の意見ですけど、問題が起こったときとかいうのは監査ももちろんいるので、そういうときは公平委員会なり何なりをつくってそこでまたやったらいいんですけど、この

市政検討委員会というのは本当に市長の諮問機関なので、何でも話して、ほんで葛城市をもっと盛り上げていくような、そういう委員会であらなあかんのかなと私の中では思っておりますので、今回に関しては修正案に賛成の立場に立たせていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 私も、議第21号、一般会計予算修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

ちょっとお聞きいただきたいんですけども、新人議員の皆さんには申し訳ないんですけども、これ去年もうやってるんですよ。これ、去年。もう議事録見直してください。先ほどもおっしゃったみたいに、僕らは、市長、これもっと頑張ってくださいよ。もう予算上げてでもやってくださいよとって僕らは賛成したんじゃないですか、去年。それでも市長はやってると、でもこっちからしたらやってないと。もうこんな平行線やから、話し合っても意味ないですよ。だから僕さっきも言いましたけど、市政検討委員会と、名前が駄目なんじゃないのと思うんですよ。地方創生のやつをやるんやったらほかの委員会でやっていただいて、今ある不手際とか不祥事とかそういうのをやるための委員会をもう一回つくってあげてきたらどうですかという意見ですよ、僕は。増やしてほしいですもん。という意味で去年も賛成してんのに、今年も同じ。だって1年前は梨本委員がおっしゃる意見も確かにあると思ったけども、増やしてなくすべきじゃないと、増やして市政のために検討してくださいよという意味なのに、去年とほとんど答弁変わってないというのは、僕からしたらショックですよ。そのために去年僕は賛成したつもりなんですけどね。新人の議員もそれは去年のやつを見てないと分からないと思うんですけども、これ去年もうやりましたから、僕同じようなことを言ってますから。だから、今年ももう増やしたいところなんですが増やすのは難しいみたいなので、一旦なくしていただいて、もう一回、その名前もそうやし、役割についてもそうですし、地方創生がそこでもでけへんわけじゃないですか。ほかでもできるでしょう。じゃなくて、梨本委員がおっしゃったのは、谷原委員もおっしゃるみたいに、不正やったり不祥事やったりあるときも、ちゃんと市長がやってると言うてるけど、やってるやってないの口論はもう言うてもしやあないので、そこをまず考えていただいて、もう一回、ほんまに必要なであればもう出してきたらやってくださいよとなるに決まってるので、僕らはもう絶対なくせとは言わないので、ただそのやってるやってへんの温度差というのはもう僕分かんないです。ただ、去年と温度差は全く変わってないから、今回は修正案に賛成させていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私は、この議第21号、一般会計予算の梨本委員の修正案に賛成の討論とさせていただきます。

先ほどの質問のところで市長にお伺いいたしましたけども、私、この市政検討委員会が必

要というのは必要だと思ってるんです。今、杉本副委員長がおっしゃったように、去年はやはりこんだけのお金で何ができんのかというところで、結果、残すべきであるけどもやっぱりもっと増額してほしいという意味で1年前は賛成させてもらったわけなんです。今回もそのつもりだったんです。ところが、先ほど市長にお伺いしたら、何やるんですかと、明確なお答えいただけませんでした。私はあそこで本当は、いや、これは絶対必要なんです。今現状では具体的に何をやるか決まってへんけども、取りあえずこれで通していただいて、必要であれば増額の補正でもお願いしたいという言葉に期待してたんですけど、それが出なかった。もう全然やる気ないなというふうに受け取りましたので、取りあえず今回必要ないと判断させていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私、新人なので、なかなか市政検討委員会が、いつできてどういう目的でできたのかというのがよく分からなかったもので、会議録とかを見させていただいて、その一番最初にできた目的とかというのを見させていただいたときに、市役所外部の視点から、事務事業のほうの分析、検証、問題点を提起していただいて、今後の市政運営の指標として参考にさせていただくために設置いたしますという目的があったので、その当初の目的を今現在もちゃんとその目的に沿って執行されてるのかなということを考えたときに、目的からどんどん外れていってるなど、本来のことをされてないなという点で、今回のそのいろいろな問題があったときに、これこそ本当に市政検討委員会でやるべきものであるのではないかと私の中でもそういうふうに強く思っているのにもかかわらず、なかなかその答弁が市長からいただけないということに対して、やはり梨本委員がおっしゃってる修正案に賛成の立場でいます。

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は分割をして行います。

まず、梨本委員から提出されました議第21号に対する修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第21号に対する修正案は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 賛成多数であります。よって、議第21号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、令和4年度一般会計予算についての採決を終わりましたので、それでは職員の入替えをお願い申し上げます。

(職員入替え)

増田委員長 次に、議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず1ページをお願いいたします。第1条では事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億200万円と定めるものでございます。第2条では地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を、第3条では歳出予算の流用について定めております。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では884万1,000円、2目連合会負担金では600万8,000円、3目共同事業負担金では517万1,000円の計上でございます。次に、2項徴税費、1目賦課徴収費では326万1,000円の計上でございます。11ページに移りまして、中段の3項運営協議会費では28万7,000円の計上。

次に2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では23億円。次に12ページをお願いいたします。2目退職被保険者等療養給付費では100万円、3目一般被保険者療養費では3,300万円、4目退職被保険者等療養費では50万円、5目審査支払手数料で817万3,000円の計上でございます。2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費では3億5,000万円、2目退職被保険者等高額療養費では50万円の計上でございます。13ページに移りまして、3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円、2目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円の計上。4項移送費では、1目一般被保険者移送費で10万円、2目退職被保険者等移送費で5万円を計上しております。5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金で1,260万円。次に14ページをお願いいたします。2目支払手数料で7,000円の計上でございます。6項葬祭諸費では、1目葬祭費で180万円。7項傷病手当金では100万円の計上でございます。

次に、3款1項1目国民健康保険事業費納付金におきましては、11億1,551万2,000円の計上でございます。

4款1項1目共同事業拠出金では1万円を計上しております。

15ページに移っていただきまして、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では4,273万3,000円の計上でございます。次に16ページをお願いいたします。2段目、2項1目保健事業費として、574万8,000円の計上。

6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では8万9,000円を。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では300万円。下の17ページをお願いいたします。2目退職被保険者等保険税還付金では40万円、3目一般被保険者保険税還付加算金20万円、4目退職被保険者等保険税還付加算金10万円、5目償還金で

1万円の計上。

7款諸支出金、2項1目療養費等指定公費立替金として20万円。

8款1項1目予備費では100万円を計上させていただいております。

次に歳入に移らせていただきます。戻って7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では7億600万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では118万円を計上しております。

次に8ページをお願いします。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして10万円。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金といたしまして、29億287万円の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では8万9,000円。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億6,151万6,000円の計上。2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金で1,132万7,000円を計上しております。

6款1項1目繰越金で1万円。

次に9ページをお願いいたします。7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金では400万円、2目退職被保険者等延滞金で1万円の計上。2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料といたしまして1,255万8,000円。3項1目療養費等指定公費返還金では20万円。一番下の4項雑入では、1目滞納処分費で1万円、2目一般被保険者第三者納付金で200万円、3目退職被保険者等第三者納付金10万円、4目一般被保険者返納金1万円、5目退職被保険者等返納金1万円、そして6目雑入として1万円の計上でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。7ページ、2、歳入ですが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税であります。ここに、本年度、前年度比較とありますけれども、この本年度の積算根拠となった被保険者数、どれぐらいで算定されておられますか。また、被保険者数について、前年度の予算立ての算定根拠とどう変化があるかということについてお伺いします。

2つ目は、収納率を何%ということで設定されておられますでしょうか。

それから8ページになります。8ページの5款繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金とありますけれども、この説明のところの2段目です。未就学児均等割保険税繰入金、これについてどういうものかということについて伺います。よろしく申し上げます。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしく願いいたします。

1番、2番、今、算定率出しています。3つ目の繰入れのほうでの未就学児の分になります。未就学児のほうで、4月から子どもに係る健康保険税の均等割の軽減措置が施行されます。

全世帯の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費で負担するものになります。2分の1の軽減の導入により、国のほうが2分の1、県のほうが4分の1、市のほうが2分の1の財源内訳となっております。

1つ目の質問です。保険者数ですけれども、令和3年度8,300人を見てましたが、今、令和4年度8,200人を見ております。

あと、1人当たり保険税のほうですけれども、シミュレーションにより令和3年度は9万8,275円、令和4年度のほうは9万9,819円となっております。税率のほうは94%で見えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 被保険者数は減ってる。減ってるけれども、前年度から比べて2,300万円増えているのは、1人当たりの保険税が上がってるからということですね、今の説明だと。ありがとうございます。

収納率ですけれども、94%ですか。これ、一応県のほうの収納率目標があって、県のほうに納める分はこの94%では納められないですよ。そこはどうなってるのか。またその差額ですね。市は94%で見込んでるけれども、実際、県に納入するのは97%分で納入しないとあかんで、その差額はどこからどう手当てされるのかということをお聞きします。2つ目の質問ですけどね。

それから、未就学児の均等割軽減です。これは、長年にわたって我が党も要望もしましたし、それから全国知事会も、とりわけ子どもの均等割というのは、国保加入者につきましてはいわゆる社会保険加入者と違いまして、所得のないお子さんにもこの保険税がかかると、それが均等割であります。だから、これはなしにしてくれということが全国知事会でも要望として出てきたわけで、やっと未就学児について2分の1が軽減されるということでありました。これについて再度お聞きしますけれども、この均等割軽減の中にも負担が残るわけです、半分ね。その中に、この均等割の内訳、つまり本来の医療費分だけなのか、それ以外のものがあるのか、これについてお伺いします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしく申し上げます。

子どもの均等割のほうの残る部分というのは、医療費の分とあと支援分、後期高齢者に対しての支援分のほうになります。

(「収納率が九十何%か」の声あり)

増田委員長 差額やな。

谷原委員 差額。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 標準的な収納率というのが、県のほうでは97%を設定しております。そちらのほうは去年の運営方針の見直しの中で、今までは現年度収納率だけだったんですけど、現年度分だけではなく過去の分の先送りされた保険税のほうも納付金のほうに上乘せするというので、

足し込むということで、標準的な収納率における算定のほうは、分子にその滞納繰越分の収納分も含まれます。これによりまして、令和3年度の見直しの後、県が設定したのは97%でありますけれども、葛城市は98%ぐらいはあるんじゃないかなとは思っております。ただ、保険税の納付金を算定する上では、やはり丸々納まるわけではないので、どうしても滞納になってしまう部分等も、収納ができない部分もありますので、94%ぐらいは納めていただけのかなという算定になっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 知識として私、分からないんで教えていただきたいんですが、質問というよりも教えていただきたいです。ページ数で申しますと14ページ、2款保険給付費、6項葬祭諸費、1目葬祭費、18節葬祭費なんですけども、この葬祭費というのは、被保険者が対象になるんですか。それとも、家族とかも入ってるんでしょうか。その場合は何親等までをやってるんか。それがちょっと分からないんで教えてください。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

葬祭費につきましては、亡くなられた被保険者、その方について葬祭費として支給されます。なので、例えば社会保険の方が亡くなられたら社会保険のほうで葬祭費というのが出ますし、後期の方であれば後期高齢の広域連合のほうから出ますので、亡くなられた方を対象にということになります。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。となると、その本人はもう申請できないので、ご家族の方が申請されて受給されるということですね。分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 1点だけ教えていただきたいんですけど、13ページの5項1目の出産育児一時金というのがあるんですけど、これ減額をされてるんですけど、何かその理由というかがあるんかというのを教えていただきたいんです。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

出産育児一時金につきましては、国民健康保険に加入されている出産される方の対象者というのが大分減ってます。社会保険というか、被用者保険の適用拡大によって、若い女性の方、扶養に取られたり働きになられたりという方がいらっしゃいますので、国民健康保険のほうは年間通して見ても30件程度かなという見込みで減額させてもらっております。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 ということは、やっぱり女性の方が社会保険なり働かれてる方が多くなってきているということなんですね。でも、僕ちょっとコロナの影響とかもいろいろあったのかなと思って、これ減らされてんのかなと思ったんですけど、主にはやっぱりそういう社会保険のほうに加入されてる方が多くなってきているということなんですね。理解いたしました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3つほどお聞きします。8ページですけれども、5款繰入金の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金とあります。これもかなり減額になってるんですね。昨年度と比べて基金から国保財政に繰り入れるというのが大きく減額になってる、その減額理由について伺います。続いて、これは先ほどの西川委員と同じような質問になりますけれども、ページ数で言うと12ページの2款保険給付費、1項療養諸費の3目一般被保険者療養費、被保険者の方が療養してお医者さんにかかれて、そこから出ていくお金ですけれども、これも減額になってるので、この減額理由をお聞かせ願えますか。

それから同じく減額理由をお聞きしたいんですが、16ページです。16ページの5款保健事業費、2項保健事業費の1目保健事業費、ここに説明のところにあります18節人間ドック助成金、これが入ってるところがあって、需用費、消耗品の関係が減ってるのか、どちらが減ってるのかよく分からないんですが、この減額になってる理由について3点お聞きします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

予算額について、執行の実績、被保険者数、また1人当たりの医療費の動向等のほか、翌年度において特別な理由があればこれを考慮する形で検討しております。被保険者数が減少する中で、被保険者の高齢化、医療の高度化、高額新薬の承認などで1人当たりの医療費は増加傾向にあるんですけども、保険給付費はそこまでの減少はないという状況になります。そのため、3か年の実績が前年度予算額と大きく乖離していない場合はその波は不安定であるということで、普通交付金を充当するために余裕があることから、基本的には前年度予算と同額を計上しているんですが、一般被保険者療養費においては直近3か年で大体3,300万円を上回る実績がないため、前年度比300万円減ということで見込んでおります。あと、出産育児一時金とかで30件を上回る実績がないため、こちらのほうも10件マイナスさせてもらっております。なので、その辺から入ってくる繰入金、交付金のほうが減額になっております。

あと、人間ドックのほうですけれども、消耗品のほうで一部減額になっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 本体のほうは減額ということでないということでした。

最後1件だけ質問なんですが、現在の財政調整基金の残高は大体どれぐらいになってるんでしょうか。国保特別会計の財政調整基金、基金残高についてお聞きします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

令和2年度末で2億54万4,813円、一応令和3年度の見込みということで3億2,949万7,834円になります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 谷原委員がいつも聞かはんのに聞かはらへんから、今回僕が。今おっしゃったのは、基金ですよ。これ僕、あんまり分かんないです。これは今年も1億円ぐらい増えるであろうという予想なんですけども、これはどういった使い道になるんかということですよ。どういった使い方という言い方悪いですけど、毎年毎年増えていってるわけじゃないですか。何かもうここまで行ったらこうしようみたいな発想なのか、取りあえずため続けていってるのか、何かあったときに使おうと思っているのか、何か目的があってためていってるのか、その辺、分かりやすく教えてもらっていいですか。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

基金の用途につきましては、財政基金が不安定な国保制度において県へ納める納付金に対して賦課徴収いたします保険税の収入に不足が生じた場合の補てん財源でございます。不足が生じる原因といたしましては、納付金の算定における所得や被保険者数の推計値に対して実際の所得、被保険者数が低い場合、また収納率が低下する場合があります。単年度の歳入歳出差引額に余剰が出る場合は、市の国保財源として次年度へ繰り越し、不足が生じる場合は繰越金、または財政調整基金をもって補てんすることになります。繰越金や財政調整基金がなく自主財源で補てんできない場合は県の財政安定化基金より借入れして、翌年度以降に返金することになります。返金するに当たっては県の統一保険税率に返納金相当分を賄うための率を上乗せして賦課徴収する必要がありますので、県内の他市町よりも高い税率をもって賦課することになっております。なので、令和6年度、統一を一旦見て、そこからまた財源の使い方というのを考えていきたいと思っております。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと分かんのは、それどれぐらいありやあええのかというのが見えない。それもまだ分からない、令和6年まで待てという話なんですか。何が言いたいか、谷原委員がいつもおっしゃってて、こういう基金とか積み上がって行って、基金とかというのもそういう何かあったときのためにというふうな考え方もあると思うんですけども、僕いつも思うんですけど、このコロナ禍が何かあったときのためのような気がしてしゃあないんです。だから、その辺も県に言うたらええんかどこへ言ったらいいんか分かんないですけども、これはもう最初に国保がその統一となったときに僕もう反対しましたけど、今はもうずっと賛成させて

いただけてますけども、やっぱりそういった心遣い、もう毎年毎年1億円、1億円上がって、令和6年までこのお金置いときますじゃなくて、今何かあったときとか、もうコロナで苦しんでる方いっぱいおるわけじゃないですか。ちょっと今、未就学児とかやっていたているのは目に見えて分かるんですけども、その辺、もうちゃんと意見言えるようにお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対する立場から意見を述べます。

先ほど質問いたしましたように、被保険者は減っております。しかし、保険税は全体は上がってますので、増収となってるんですね。ところが、増収になってるんですけども、繰越金が生まれて、その繰越金が財政調整基金としてたまってると。私、これ取り過ぎているというふうにいつも言ってるんですね。前も言いましたように、コロナ禍で大変なときに檀原市ではこの財政調整基金を取り崩して保険税を据え置くとか、ほかの全国でもそういうことが行われました。これについて平行線になってますので、今回新たな提案みたいなことですけれども、子どもの均等割というのも非常に不合理なんです。先ほどありましたように、せめて医療費分を負担するんは分かるんですよ。でもこの均等割の中に所得のない子どもが75歳以上の後期高齢者の医療費の支援分まで出してるんですよ。こんな不合理なことないわけですから、例えばこういうところを子育て支援として財政調整基金から充てると。私、これ10年間ぐらいは十分行けると思いますよ、1億円ぐらいでね。そうすると、その間に政府のほうも、これは限定的に半分になってます、未就学児の半分になってるんですが、これは全額未就学まで均等割なしにしようというふうになっていくと思いますので、私は先駆けてほかの自治体に対して、今、財政は豊かですから、この国保特別会計が。せめて国保被保険者の方の均等割については、未就学児は全額なくすような方向で財政調整基金を充ててくださいようお願い申し上げまして、そういう予算になってないので、私としては反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、現状は被保険者の高齢化や所得水準の低さなど、特有の構造的問題により、財政的に厳しい運営状況にあることから、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、県も財政運営の責任主体として中心的な役割を担っています。令和6年度の奈良県下での保険料率統一に向けて段階的な保険税の引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続き奈良県と協議し、激変緩和措置を活用した保険料方針に基づき、国民健康保険事業費納付金に必要な額を確保するための努力がなされております。

先日の厚生文教常任委員会で審査されました条例改正では、所得割、均等割、平等割は計画どおりの引上げとなりますが、資産割を所得割に転嫁することなく計画よりも1年前倒しで廃止したこと、また健康保険法の改正により、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額に軽減する制度を取り入れ、子育て世帯の経済的負担軽減が図られていることは大いに評価できると思います。

保健事業におきましては、特定健康診査等事業で受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上と保健指導事業の充実を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めるための事業費が確保されており、生活習慣病の早期発見、重症化予防による医療費の抑制の努力もうかがえます。また、被保険者の利便性を高めるけんしんWEB予約システムの導入など、新たな試みも見られます。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも奈良県とも十分に協議、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

新澤課長。

新澤保険課長 先ほど未就学児に係る軽減の保険税の負担割合なんですけど、国が2分の1、県が4分の1、市、もしかしたら2分の1と言ったかもしれないので、4分の1です。申し訳ないです。

増田委員長 これより、議第22号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第22号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま議題となりました議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算

についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1ページをお願いいたします。第1条では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,820万円と定めるものでございます。では、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では477万4,000円、2項1目徴収費では160万1,000円の計上でございます。

次に2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、5億8,117万5,000円の計上でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金として50万円。おめくりいただきまして9ページをお願いいたします。2目還付加算金として10万円。

4款1項1目予備費といたしまして、5万円の計上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料として2億7,960万5,000円、2目普通徴収保険料といたしまして1億7,092万5,000円の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料では1目証明手数料1万円、2目督促手数料1万円の計上でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1億3,699万円の計上でございます。

4款1項1目繰越金として1万円。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料では、1目延滞金として1万円、2目過料として1万円の計上でございます。

7ページに移らせていただきまして、2項償還金及び還付加算金では、1目保険料還付金として50万円、2目還付加算金として10万円の計上でございます。3項1目預金利子では1万円を。

最後の4項雑入では、1目弁償金として1万円、2目雑入として1万円を計上させていただいております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。それでは8ページ、2、歳入、1款保険料の1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料……。

(「後期」の声あり)

谷原委員 後期、今、後期か。ページ数でいきますと6ページであります。これも特別徴収、2の歳入の1款後期高齢者医療保険料の1項後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料のところであります。それと、2目の普通徴収保険料ということになってます。これのそれぞれ積算根拠となってる対象人数についてお伺いします。この場合、特別徴収は天引きでしたかね。

普通徴収が振替えですので、この普通徴収の場合は対象人数もそうなんですけれども、積算する上で収納率をどういうふうに考えておられるのかですね。特別徴収はもう100%、口座にお金がない場合の方もおられる方も分からないけど大体100%になると思いますので、それについてお伺いします。

それから8ページです。2款後期高齢者医療広域連合納付金で、1項後期高齢者医療広域連合納付金の1目、同じくこの納付金なんですけれども、ここの金額は前年度と比べて7,700万円ほど納付金が増額になってるんですけど、この増額については10月以降、後期高齢者医療制度が変わりますよね。要はこれまで現役世代の方が3割負担だった、現役と同じぐらいの収入の人は3割負担だったんですけど、それ以外は1割負担だったところが、ある所得以上は2割負担というのが導入されます。医療費負担が増えるわけですので、ここの10月以降の変更を見込んでこういう増額が出てくるのかということについて、以上3点お聞きします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

まず特別徴収と普通徴収の人数なんですけども、特別徴収のほうは4,312名、普通徴収のほうは838名、収納率のほうなんですけど、令和2年度のほうで特別徴収は先ほどおっしゃっていただいた100%で、普通徴収のほうは現年99.2%、滞納のほうで25.5%となっております。広域連合の納付金のほうですけれども、被保険者数の増加とあと保険料の負担の分、こちらのほうが増えておまして、それにより軽減者数が増えてるということで、基盤安定のほうの負担金のそちらが増えてる分、先ほど委員おっしゃられました10月からの2割負担、そちらのほうはここには入っておりません。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。普通徴収のほうについては99.2%、これ前年度実績で見込んでいるということですね。よく分かりました。

あと、後期高齢者のこの納付金については含んでいないということなんですけれども、これについてはまた補正というふうなことになるんですかね。多分、つまり私が聞きたいのは、窓口での負担金が増えますよね。従来1割だった方が2割負担しなければいけないとなるので、そうするとそれに対するこの広域連合の支払いのほうも増えていくことになるので、納付金のほうも上がるのかなと思うんですけども、この点についてお聞きします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 そちらのほうは、一般会計の負担金のほうで翌年度精算で入ってくる分になります。

お願いします。

増田委員長 谷原委員、よろしいか。

谷原委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 いつも反対理由はもう一緒です。我が党は、75歳以上の方を、言ってみればほかの方と年齢によって切り離して、そして特別な医療制度を設けること自体に、これは高齢者に対する差別であると考えております。やはり同じようにやっていくべきだと。とりわけ従来は、例えば扶養家族として、お父さんやお母さんを子どもが扶養家族として、全く医療費の保険料が発生していないことでした。でも、それをわざわざ後期高齢者は別制度ということで、そういう方も含めて全部75歳以上になると保険料が発生するということになってしまいました。これは非常に高齢者の方たちにとっても、えっ、何でというふうなところがありまして、お子さんにとってもそうだと思いますけれども、私はこうした制度の在り方について根本的に問題を持っている制度だと思っておりますので、反対をいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私は、議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、将来にわたり持続可能な保険制度とするため、少子高齢社会にふさわしい新たな医療制度として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて平成20年4月から開始されました。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め給付を行っております。令和4年度予算は歳入歳出総額5億8,820万円となっており、前年度比8,010万円の増額となっております。これについては、被保険者増により広域連合納付金の支出が増えたものであると理解いたします。今後ますます高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、財政運営のことを十分勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であると評価いたします。今後とも、奈良県後期高齢者医療広域連合と緊密に連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、今後も安定した制度として継続できるように期待し、本予算の賛成討論とさせていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第27号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第25号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

ただいま議題となりました議第25号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず1ページをお願いします。第1条では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,920万円と、第2条では地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお願いします。

1款霊苑事業費、1項1目霊苑事業費といたしまして979万9,000円の計上でございます。主なものといたしまして、12節委託料で緑化植栽等管理委託料210万円、22節償還金利子及び割引料で墓地の返還に伴う償還金として669万6,000円を計上させていただいております。

2款諸支出金では、1項基金費、1目霊苑整備基金費として920万1,000円の計上。

3款予備費として20万円を計上させていただいております。

前のページ6ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料では238万9,000円。2項手数料、1目霊苑手数料では6,000円。3項使用料、1目霊苑使用料では900万円の計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では10万9,000円。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金では669万6,000円の計上。

4款繰越金では100万円の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 霊苑事業について、墓地返還ということもあって、これが予算化されてるわけですけども、これも今回の予算には計上されてないということで、ぜひということでご意見なんですけれども、墓地を返還されると、墓じまいされる方が増えるということで、今、私の周りも増えております。そのお骨をどうするかという問題が出てくるわけですけども、今、過去にも内野元議員が一般質問されましたけど、合同墓とか共同のそういうお骨を納骨できるようなものを公共の墓地でも樫原市の墓地霊苑なんかは持っておりますけれども、そうしたことについては何らかの検討とかいうこと、あるいは市民からのご意見ということはないんでしょうか。これについてお聞きします。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願ひいたします。

以前から委員会のほうでもその合葬墓のお話はいただいております。樺原市が平成24年から合葬墓をされておられます。令和元年度から広陵町でも、今現在、合葬墓をされております。葛城市におきましては、現在、霊苑総数が1,683区画ございます。使用区画数が令和4年2月末現在で1,294区画、使用率が76.89%でございます。年々墓じまい等をされる方がおられるわけですけれども、今現在、残区画数が286区画ありますことから、今後とも1区画でも利用者が増えるよう啓発してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。残区画があるということで、これについてはそういうところをしっかりとまずはやっていくということですが、今後の推移を見ていただきまして、必要があればまた検討していただきたいと思ひます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ただいま上程になっております議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

当予算につきましては、令和2年度に策定いたしました令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき、基金を取り崩し、保険料基準額の上昇を抑えた3年計画の2年目として予算化しております。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。葛城市の介護保険特別会計は、介護保険事業における保険者としての保険事業勘定と直営の包括支援センターで行うケアプラン作成

業務などの指定居宅サービスを実施する指定事業者としての介護サービス事業勘定の2つの会計に分かれております。

歳入歳出予算でございます。保険者としての保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億8,120万円と定めるものでございます。指定事業者としての介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,980万円と定めるものでございます。

それではまず保険事業勘定から、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では200万2,000円を計上。2 目連合会負担金では97万9,000円を計上。3 目計画策定委員会費では、令和4年度にはニーズ調査を実施いたしますので本年度は増額し、172万7,000円を計上いたしております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では155万7,000円を計上しております。

ページめくっていただきまして13ページ、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では906万5,000円を計上、2 目認定調査等費では2,468万1,000円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項給付諸費、1 目介護サービス等諸費では28億6,670万3,000円を計上、2 目介護予防サービス等諸費では1 億54万6,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして15ページ、2 項その他諸費、1 目審査支払手数料では309万1,000円を計上いたしております。

3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費では9,225万円を計上いたしております。

4 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費では1 億806万5,000円を計上いたしております。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費では7,504万8,000円を計上。ページめくっていただきまして17ページ、2 目介護予防ケアマネジメント事業費では1,629万2,000円を計上いたしております。

次に18ページから20ページにかけて、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費では2,397万9,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして20ページ、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談・権利擁護事業費では320万2,000円を計上、2 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、390万4,000円を計上、ページめくっていただきまして21ページから23ページ、3 目任意事業費では4,643万8,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして23ページ、4 款基金積立金、1 項基金費、1 目介護給付費準備基金積立金では7 万1,000円を計上いたしております。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金では47万円を計上、2 目償還金では8 万円を計上、3 目第1号被保険者保険料還付加算金では5 万円を計上しております。

6 款予備費、1 項1 目予備費では100万円を計上いたしております。

次に歳入についてご説明申し上げます。8 ページにお戻りください。

介護保険事業勘定の歳入でございます。今からご説明します歳入は、歳出の給付及び事業費に対しまして、一部例外はございますが、原則、国25%、県12.5%、市12.5%、保険料として65歳以上の方から23%、40歳から65歳未満のいわゆる第2号被保険者の方からは27%の法定割合に従って作成しております。

まず、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では7億1,971万3,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では5億6,650万7,000円を計上いたしております。

2項国庫補助金、1目調整交付金では1億844万6,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,307万3,000円を計上、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では2,062万4,000円を計上、4目総合事業調整交付金では394万3,000円を計上。

ページをめくっていただきまして9ページ、5目保険者機能強化推進交付金では392万7,000円を計上、6目介護保険保険者努力支援交付金では421万2,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では8億5,608万6,000円を計上、2目地域支援事業支援交付金では3,114万6,000円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では4億6,397万5,000円を計上いたしております。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,442万4,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,031万7,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では7万1,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億9,633万1,000円を計上、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,441万4,000円を計上、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,030万7,000円を計上、4目その他一般会計繰入金では4,000万1,000円を計上、5目低所得者保険料軽減繰入金では4,490万5,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では4,855万1,000円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上、2目過料では2万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして11ページ、2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。

3 項雑入、1 目第三者納付金では10万円を計上、2 目返納金では2 万円を、3 目雑入では2 万7,000円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では61万3,000円を計上いたしております。

2 款サービス事業費、1 項1 目介護予防支援事業費では2,907万7,000円を計上いたしております。

3 款諸支出金、1 項1 目償還金では1 万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして29ページ、4 款予備費、1 項1 目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして歳入でございます。27ページをお願いいたします。

1 款サービス収入、1 項1 目介護予防サービス費収入では2,112万3,000円を計上いたしております。

2 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金では866万7,000円を計上いたしております。

3 款諸収入、1 項1 目雑入では1 万円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 8 ページです。2 の歳入で、1 款保険料、1 項介護保険料の1 目第1 号被保険者保険料です。これについて、これも特別徴収、普通徴収とございますが、それぞれ的人数ですね。積算根拠となった人数を教えてください。

それから2 目です。9 ページです。3 款国庫支出金の2 項国庫補助金、5 目保険者機能強化推進交付金、それから介護保険保険者努力支援交付金、これがどういうものかということをお教えください。前年度より減額になっている理由も含めてお願いいたします。

それから10 ページですけれど、これいつも聞いておりますけれども、7 款繰入金、2 項基金繰入金ということで、繰入金からこの介護保険特別会計に繰り入れてるわけですけれども、現在の基金残高、これがどのようになっているかということについてお伺いします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

まず介護保険料のほうですけれども、こちらのほうは令和3 年度から始まりました第8 期計画の中の令和4 年度は2 期目ということになります。基本はこの計画に基づいて立てているものですが、人数といたしましては想定で令和4 年度、総数1 万521 人を想定としております。

特別徴収と普通徴収の振り分けなんですけれども、こちらのほうは人数で振り分けるというよりも、年度当初の料金をかけたときの金額の割合で割り振っておりますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

続きまして、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金についてでございます。

まず、保険者機能強化推進交付金のほうをご説明させていただきます。まずこちらのほうは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正により、国が市町村及び都道府県に対しまして、自立支援と重度化防止等に関する取組を支援するために、予算の範囲内において交付金を交付することにされたことによるものでございます。内容といたしましては、各市町村において自立支援や重度化防止等に関する取組を項目別に点数化しまして、それに応じて交付金が配分されるものであります。主な内容といたしましては、地域包括支援センターの体制に関するものであったり、地域ケア会議に関するもの、また介護予防日常生活支援体制の整備であったり、認知症総合支援の政策の内容であったり、生活支援体制の整備や介護給付の適正化の政策内容などを点数化することで報告することになっております。令和3年度におきましては、点数は県内で12市中9番目でありまして、金額といたしまして392万7,000円でしたので、令和4年度の予算も一応令和3年度の実績分をそのまま予算化させていただいております。

続きまして、6目の介護保険保険者努力支援交付金ですけれども、こちらのほうはその後の令和2年度より始まりました制度でございます。公的保険制度におけます介護予防の位置づけを高めるために、先ほどの推進交付金に加えまして介護保険保険者努力支援交付金を創設し、介護予防と健康づくり等に資する取組を重点的に評価するというようになったものでございます。令和3年度におきましては12市中で8番目ということで、479万5,000円を交付されましたので、令和4年度も一旦実績分を予算として上げさせてもらっているものになります。

続きまして、繰入金ですね。7款繰入金のご説明ですけれども、現在の基金残高ということです。申し上げます。前回の補正予算のときに、私、令和2年3月時点の残高を申し上げたと思うんですけれども、そちらのほうから、現在、令和2年度の決算が終わりまして、最終令和3年度の基金繰入金を積み込む予定と、今回4年度の4,855万1,000円を積み込む予定としました結果、予算上ですけれども、2億1,229万1,096円の基金の残高が残る予定となります。よろしく申し上げます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 滞納者のほうについては人数よりも金額で割ったということではありますが、これは普通徴収というところやっぱり徴収になりますので、これについても滞納者が今いると思うんですね。それについてはどういうふうな数になってますか。また、取組、これについてどうなっているのかということですね。

それから、9ページの保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金ですね。これは介護保険料がどんどん膨れ上がっていくので、それを何とか抑えようとして、いろんな施策を打っていくと、それを評価していくということでしょうけれども、減額になってくるとするのは、葛城市においてはあんまり評価されてないと。だから、交付金が減らされてくるとこの認識でいいんですか。12市中何位とかいうふうにおっしゃったので、つまりこれ

は努力点数によって強化推進の交付金がここで上がるのか、ほかで上がるのか下がるのか、ちょっとよく分からないです。要は努力したから交付金を上げましょうと、あるいは下げましょうという形になるということですよね。今、そういうふうにおっしゃったように僕は聞いたんだけど。だから、その交付金がどこで上下するのか。この5目と6目のこの形で上下して入ってくるのかということを知りたいんです。そうすれば減額になってるということは、葛城市に評価されてなくて減額になってるのかということを確認したかったです。質問の意図は分かっていたかったですか。

それから、この介護給付費の準備基金の繰入金ということですが、先ほどのご答弁の確認なんですけれども、本年度4,800万円余りの予算を今ある基金から繰り入れた残額が2億1,229万云々の金額になるという理解でよろしいんですね。それを確認します。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。

まず1つ目です。滞納の方への取組ということですが、滞納者数といたしまして、令和2年度でお願いしたいですけれども、令和2年のときの現年で滞納のある方が114名、それ以前のいわゆる過年度と言われる滞納のある方が65名でございました。合計で179名のカウントをしております。

それ以外、取組といたしましては、もちろん毎月納期が終わりましたら、期限が来ましたら督促状というような形で、もう一度、再度納付のほうをお願いしています。そのときには窓口で対応させてもらいます。最後に、今年度におきましては、令和4年2月にもう一度催告書というものを、今までの未納の方につきましてお手紙のほうで、これだけ残っておりますのでよろしくお祈りしますということのお知らせをさせていただきます。こちらの催告書におきましては、今回は197名の方にお送りさせていただきました。

続きまして、インセンティブ強化推進交付金なんですけれども、年度によりまして少し質問の項目も国のほうが変わってきますので、一概に金額が下がったからええ悪いかいいうんではないので、急激な下がりはないかなと思ってるので、このままできるものをなるべく頑張ってるので、少しでも交付金のほうがいただけるようにとは思っております。

あと、何でしたか、基金残高……。

(「確認です、確認」の声あり)

中井長寿福祉課長 それはそうです。先ほど申し上げました予算上で最終、現在残るとしたらというところになります。お願いします。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 基金残高のことです。令和2年の最終が2億5,000万6,716円と課長のほうが申し上げます。ただし、この令和2年度の繰越額の中に給付費の残額が出てますので、その分は今年の9月補正において予算化させてもらってる、それが7,811万1,929円ございました。これは令和2年の分なんです、予算的には令和3年度に入れてます。それと、令和3年の当初予算には3年かけて基金を崩すということになってましたので、その崩すというのは初年度ですから少なかったんですけど、1億4,000万円のうちの2,219万円を当初予算

に組みさせていただいておりました。その分と、12月補正と3月補正においてそれぞれ予算で61万円と50万5,000円を崩させていただく予定してたのと、それに加えて、今回令和4年度の予算によって4,755万1,000円を取り崩すという形を取っております。その差引きしますと2億1,229万1,096円という数字になっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 もう結構です。

増田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私は認知症カフェについてお聞きしたいんですけども、この予算書の中で、多分22ページの3款地域支援事業費の3項包括的支援事業・任意事業費の3目任意事業費の中の18節負担金補助及び交付金のところの認知症地域支援・ケア向上事業の中の補助金の中に入ってると思うんですけども、その内訳というか、その認知症カフェに使われている予算と、それから簡単な事業説明を私も詳しく分からないのでしていただきたいのと、今、葛城市に何か所ぐらいその認知症カフェがあるのかと、されてその成果というか効果というかを聞かせていただきたいと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。お願いいたします。

先ほどお尋ねいただきました認知症カフェのことでございます。予算書で申し上げますと、言っていただきましたように22ページの18節負担金補助及び交付金の認知症ケア向上推進事業補助金というところから予算の計上をさせていただいている部分になります。まず、認知症カフェにつきましてご説明させていただきます。認知症カフェといいますのは、認知症の方とご家族、また地域住民であったり、介護職員や医療職などの専門職等が集える場所ということで開かせていただくものでございます。葛城市におきましては、認知症の人を支えるつながりを支援するために、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図る団体に対しまして補助金を支出しております。補助金の内訳といたしましては、先ほど申し上げました150万円が全て認知症カフェの補助金相当として計上させていただいております。内容といたしましては、葛城市認知症カフェ運営補助金交付要綱に従いまして、月2回以上で1回当たり実施時間が2時間以上開催していただいて、認知症の方とその家族の相談に対応できるような医療介護専門職または認知症サポーターを含む2名以上の事業従事者を配置している団体に対しまして、ひと月2万5,000円を上限に補助金を支出いたしております。積算根拠としましては、月2万5,000円を5団体に支出予定として計上しているものでございます。

現状といたしましては、令和3年度におきましては、こちら私ども認知症カフェといいますのは、固定の場所にカフェを置いているのではなく、移動式といいますか、ご要望のあったところにその補助金を出してる団体、グループが行っていただいて、そちらでカフェを開いていただくというような形にしております。現在、令和3年度の実績は1団体だけなんで

すけれども、申請いただいてまして、その団体の方に認知症カフェのほうを回っていただいております。今のところの実績が、地域の集まりに2か所行っていただいたのと、認知症予防教室のOB会というところで12回、認知症カフェというのを開催していただいております。お願いいたします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。月2回の2時間でひと月当たり2万5,000円ということなんですけれども、移動式ということで、ご要望があればそこに行くという形になってるのかなと思うんですけれども、これは一旦補助金をいただいたら、いつまでという期限というのはあるんでしょうかというのと、あと普通のお家にでも行かれるということはあるのかなというふうにちょっと、飲食というか、食べ物とかも提供するということなので、そういうことを考えると一般家庭のところにも行かれるという、コロナ禍でもあるしちょっと抵抗があるのかなと思うんですけれども、どういったものを提供しながらお話しされているのかなというのを聞かせていただきたいです。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。お願いいたします。

まず期限ですけれども、一旦ひと月単位で実績のほうをいただきまして補助金のほうはお支払いさせてもらうという形で、年度ごとに団体の募集はしてますので、言ってみたら、来年度ちょうど4月に広報にも載せる予定をしてるんですけれども、そちらのほうで言いますと、一旦年度の募集は4月から翌年の2月までとさせてはいただいています。そしたら3月分は活動できるから、残りもしひと月やったとしても活動ができるかなというところでさせてもらっております。

あと、お家のほうですけれども、ご要望があれば、人数集まってそういうお話を聞きたいとか活動を聞きたいとかいう方につきましては、うまくマッチングというか、合えば行かせていただくことは可能です。あと、カフェという感じなので、もともとコロナが始まる前は確かにお菓子とお茶とかコーヒーを皆さんと一緒に食べながらお話をするという場面もあったんですけれども、この折ですとお菓子は持って帰ってもらえるようにその団体は用意してくれはって、お持ち帰りという感じの小っちゃな本当にお菓子程度かと思うんですけれども、それで今は行っております。お願いします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。活動自体はすごく素晴らしいと思うんですけど、移動式というのが、次どこであるのかとか、いろんな困ってる方々がその情報を得るのもなかなか難しいかなということも思いますので、1つの場所を決めていただいて、そこに集まるような形、それも大字ごととかというのが理想だと思うので、またその団体を増やしたりとか、認定のサポーターの方の活動を活発にしていきたいなというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 12ページになります。歳出の1款総務費、1項総務管理費の3目計画策定委員会費の中の

12節委託料、第9期介護保険事業計画策定委託料ということで、先ほど説明がありました。スケジュールをもう一度細かくお願いしたいんです。今、第8期の今度2年目になるので、その2年目で策定計画に入って、3年目はどういうことをどうするのかということを教えていただけたらと思います。

それから2番目ですけれども、介護給付の中身についてお伺いします。21ページです。3款地域支援事業費の3項包括的支援事業・任意事業費の3目の任意事業費であります。この説明のところの家族介護支援事業ということで、19節の扶助費、家族介護用品支給事業費というのがあります。この内訳をお聞きします。

それから22ページですね。同じ目でありますけれども、ここの扶助費の中で成年後見制度利用支援事業費というのがあります。この積算してる大体の人数及び費用、それで中身がどういうものかということで、利用者の負担額もあると思うんですけれども、それに対して支援事業ということでどういうことをされるのかということについて伺います。

この3点お願いします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 まず1つ目の質問の第9期計画策定の委託料のことです。3年に1度計画の策定を行います。通常でしたら毎年、前年に全ての計画の策定委託料を組ませてもらいまして全て前年の1か年で行ってたんですけれども、今回から第9期といいますのは令和6年度から始まるものになるんですけれども、その1年前倒しをしまして、ニーズ調査については少し余裕を持ちまして、皆さんにもう少しご意見をゆっくり賜れるようにというところで、今回からそのニーズ調査の部分につきましては、1年前倒しで策定委託料といたしましてさせていただこうかということで計上させていただいております。それ以外につきましては、例年どおり前年の令和5年度に全ての計画の策定はさせていただく予定でしております。

続きまして、家族介護用品支給事業費です。こちらのほうは紙おむつ支給ということになります。在宅で介護を受けている常時失禁状態にある要介護者に対しまして、紙おむつ等を支給することによりまして、家族介護者の負担を軽減する目的で支給させていただいております。こちらのほうの積算でよろしかったですか。こちらのほうは紙おむつにも種類がありまして、細かい話になるんですけど、フラットタイプというものとテープ止めタイプというものとリハビリタイプというものと尿取りパッドという4種類に分けてまして、それぞれ必要とされる物を支給しているものになるんですけれども、内訳も言ったほうがいいですか。

(「大丈夫です」の声あり)

(「大体の全体の人数」の声あり)

中井長寿福祉課長 人数ですね。人数といたしましては、令和2年度末の決算で支給対象者が314人いらっしゃいました。内訳はそれぞれ先ほど申しあげました種類で分かりますので、大体それぐらいの方の人数を対象に支給のほうを積算しております。

増田委員長 資格要件とかは何かあるんですか。

中井長寿福祉課長 資格要件につきましては、基本は令和3年度から支給の要件が変わりましたほうを申し上げさせていただきます。支給のほうは、要介護4以上、要介護4と要介護5です。の

常時失禁の方で非課税の世帯にということで支給をさせていただいているものになります。

最後、成年後見制度利用支援事業費ですけれども、こちらのほうは市町村申立て等に係ります低所得者への成年後見制度の申立てに要する費用であったり、成年後見人等への報酬の金額になっております。積算根拠といたしましては、在宅と施設で月の単価は違ってるんですけども、両方合わせまして大体22名の方を予想いたしまして積算のほうさせていただいております。お願いします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後のほうから聞きますけれども、これは成年後見制度を利用しようとする費用が発生しますよね。これについて、今、低所得者の方についてというふうなお話もありましたし、あるいは低所得者でなくても市として何らかの費用についての援助があるのかどうか、そこは不明だったのでお願いしたいんです。これ1つですね。

それからもう一つ、順番が逆のほうになっていきますけれども、紙おむつ支給の件です。これはそのとき制度が変わったときに、大変いろんな議員も含めてもう本当にお叱りの電話をいただいたりしたわけですけども、これは当時と比べても975万6,000円ということで、かなり増えてるというふうな認識があるんです、この紙おむつのこの予算そのものも。ということは、これは要介護4以上の方の利用者が結構多いからなのか、それとも紙おむつそのものがもう高額ということなのか。これ、かなり金額が当時と比べても増えてるように思いますので、その理由をお聞かせ願います。

それから最初にあった分ですけど、介護保険事業の計画策定委託料というのは1年前倒しでニーズ調査を行うということで、それについては了解いたしました。

その2点、お願いします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。お願いいたします。

まず、こちらの成年後見制度利用支援事業費につきまして、今回619万2,000円を計上している分につきましては、成年後見人への報酬の部分になります。先ほど申し上げましたが、在宅におきましてはひと月当たり2万8,000円を見込んでおります。施設入所者につきましては1人当たり1万8,000円を見込みまして、そちらのほうの費用になっております。それ以外に役務費といたしまして、前のほうに成年後見制度利用支援事業手数料というのがございますけれども、こちらのほうは申立てに係る手数料になっておりますが、こちらのほうで申立料であったり鑑定料であったりお医者様の診断書料というものを役務費のほうでお支払いさせていただくことになっております。それ以外に、ご本人への支援ということでしょうか。

(全額市が、成年後見人については費用はもう全額出るということですか)の声あり)

中井長寿福祉課長 これは市長申立てで、先ほど言いましたように、低所得者で、あと本人が申立てができないということの状態になった方についてはこの費用で全て見させていただきます。

(「それ以外の方は、市からの援助はなくて全額……」の声あり)

中井長寿福祉課長 ご本人負担になります。

(「よく分かりました」の声あり)

中井長寿福祉課長 あと紙おむつですけれども、令和2年度、令和3年度、令和4年度という予算ございますけれども、令和3年度のほうが一旦金額が大分上がりました。こちらのほうは、制度が変わりますので人数は恐らく減ってしまうんですけれども、そのことによりましておむつの単価が全く読めない状態でしたので、一旦予算上では定価といいますか、基本見積りいただいているところで予算を組ませていただきました。令和4年度につきましては、令和3年度の実績が今出ておりますので、その分で妥当であろう紙おむつのそれぞれの種類によって単価が違いますので、それをきっちり積算したのと、あとそれぞれの種類によって実績が出ましたので、数をきっちり読めましたので、予算のほう積算させてもらいましたら、若干相殺したところでちょっと金額としては下がるということになりました。

お願いします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 紙おむつについては、この金額を見ると、かなり市から出てるのが大きくなってきてるなと思いましたので、要介護4ですかね、認定基準がね。要介護4以上ということで、ほぼ寝たきりの方みたいになってしまうので、令和3年のときからですかね。制度が変わったときにお聞きしたのは、やっぱりそこまではいかない要介護3とか要介護2の方でも非常に歩くのが大変で尿が近い方が、常時紙おむつをされてる方も結構いらっちゃって、その方が紙おむつの支給がなくなっただけで大分とお叱りの声をいただいたんですけれども、これについては所得制限なくということですね。要は、要介護認定4以上であれば所得関係、所得制限も持ってということですか。はい。それでもこれだけの需要があるということで、よく分かりました。これぐらいの金額だと、なかなかこれから対象者拡大していくのは、かなり負担が強いかなというふうな気もいたしました。成年後見制度につきましては、低所得者について申立てができない方について、これはどうしようもないので、それは市のほうでこれだけの財源を使って成年後見人をつけるということとはよく分かりました。

最後の介護給付費の第9期の介護保険事業計画策定ということで、ニーズを1年前倒しでやるのは、私、いいことだと思います。それはしっかり把握していろんな声に基づいてちゃんとした計画をつくるということでもありますので、先に先行させてやるということとはよく分かりました。その上で、前も言いましたように、これ今、第8期のを持ってきてますけれども、要は所得段階が葛城市は1段階から10段階までしかないということで、10段階というのは基準額の1.8倍で、もう本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の方、もうこの方は全くもう幾ら所得が高くなったとしても、結局、月額保険料が変わらないわけです。だから、400万円の方も600万円の方も800万円の方も変わらないということで、これについては他の市町村では大分ここを工夫されて、全体に介護保険料がどんどん上がっていきますと、介護保険料についてはもう減免とかありませんから、もうどんな低所得者の方でも、要は基準額の0.5、今は0.3、消費税の関係ですね。必ずこれ払わないと駄目なわけですよ。極端に言うたら1か月でも払わなかったら10割負担になりますから、とてもじゃないけど介護保険が必要な方でも、なかなかこれが払えないとちゃんとした介護保険を受けられないということ

で、我々は基準月額をできるだけ上げないようにすることが大事だと思うので、そう
なれば財政どこでどうするかいうようになったときに上を伸ばしていくのがほかの市町
村でもやられてることですので、ぜひそういうことも、これは来年度はまだかもわからん、
再来年度の課題になるかもわかりませんが、ぜひそういうことも研究していただけたらと
思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 毎回、私、この葛城市介護保険特別会計予算については反対の討論してるわけですが、
令和4年度についても同様、反対討論として立たせていただきます。

反対の理由はもう極めて簡単で、この介護保険制度そのものの在り方について我々はやっ
ぱり納得できてないと。その下での会計になってるということですので、反対してるという
ことであります。介護保険料の負担が、要は被保険者が半分、残りの半分が国、県、市町村
となっております。介護給付費がどんどん上がれば上がるほど、この介護保険の被保険者の
ほうの負担が必ずかかってきます。さらには、先ほど言いましたように、どんな低所得者の
方でも必ず介護保険料は払わなければいけません。そうしなければ、そもそももう受けられ
ない。10割負担になるわけですから、とても受けられない。これは国民健康保険制度と全く
違います。国保の場合はそうしたことはなっておりません。やはり払えなくても医療給付
はそれなりに受ける体制を取っております。そういう意味でも、この介護保険の在り方につ
いては、やはり国民的な議論が要るのではないかなと思ってます。私の相談された方の中
でも、本当にもうとてもじゃないけど家庭で介護できない、施設に入らなければいけない、し
かし介護保険料がほんまに低額でも払えない方、もうどうしようもないわけですね。長寿福
祉課などで葛城市でもそこはしっかりと対応はさせていただいておることも多いわけですが
れども、やっぱり当事者にとっては大変な思いをされてるわけで、そういう意味でも介護保
険制度の在り方については見直しの議論が私は要ると思います。

以上をもちまして反対の意見といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私は、議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論をさ
せていただきます。

葛城市の高齢化率は27.5%を超え、全国平均とほぼ同じ水準で推移しており、要介護認定

率においても19%を超えているとのことで、高齢者の方々を取り巻く環境も年々厳しい状況にあります。このような状況下において、令和4年度の予算に目をやりますと、今年度は第8期介護保険事業計画2年目で、特に地域支援事業においては自立支援と重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業や認知症の方やその家族の方へ支援される認知症予防推進事業を幅広く展開されることにより介護保険事業の持続性を確保していくとともに、葛城市の実情に即した高齢者施策を推進されているところにつきましては評価に値します。また、第7期より繰り越された準備基金の取崩しにより、介護保険料の改定幅を抑えた介護保険事業の推進を行っていただいているところであります。

今後引き続き予防事業に力を入れて、基金の取崩しを抑えるよう努力をお願いいたします。今後においても、この第8期の事業計画を着実に執行していただき、さらなる高齢者などを支える体制づくりに邁進していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第23号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時55分をお願いいたします。

休 憩 午後3時46分

再 開 午後3時55分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第26号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第26号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,740万円と定めるものでございます。

それではお手元の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では984万5,000円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。

2項審査会費、1目介護認定審査会費では647万1,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では108万4,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では776万2,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では50万6,000円を計上いたしております。共に広陵町からの負担金でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では855万4,000円を計上、2目一般会計繰入金では57万8,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけ聞きます。今ご説明がありましたけど、6ページの歳入のところなんですけれども、1款分担金及び負担金の1項負担金、1目の介護認定審査会共同設置負担金、その下もあれなんですけれども、市町村審査会共同設置負担金、これ上のほうですけども、減額になっている理由は何なんでしょうね。減額理由についてお聞きします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

こちらのほうは広陵町と共同で設置しております介護認定審査会に関する費用につきましての、こちらのほうが広陵町からの負担金をいただくものになるんですけども、去年に比べまして中身で人件費のほうが人事配置の異動に伴いまして配置された職員がちよっと違ってますので、そこが減額されてる部分が大きくて必要経費が減額になるということになります。よろしくお願いいたします。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第26号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第24号、令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議第24号、令和4年度葛城市学校給食特別会計予算をごらんください。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,940万円と定めるものでございます。第2条では一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では2,196万円の計上でございまして、人件費で2,076万9,000円、一般管理事業で119万1,000円でございます。

次に8ページをお願いいたします。2目の学校給食管理費では3億6,696万8,000円の計上でございまして、学校給食センター運営事業で3億2,753万8,000円でございます。次に、学校給食センター管理事業では3,943万円でございます。

次に3目地方創生臨時交付金事業費では47万2,000円の計上でございまして、感染症拡大防止事業で同額の47万2,000円となっております。

続きまして歳入の説明を申し上げます。6ページにお戻りいただきたいと思ひます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では1億8,307万1,000円の計上でございます。

次に2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億629万1,000円の計上でございます。

次に3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で1万円の計上でございます。

次に4款諸収入、1項雑入、1目雑入で2万8,000円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 予算の概要のほうでお伺ひします。72ページ、学校給食費の一般管理事業（学校給食センター）の2番のその他というところが減額になってるんですけど、これは一体中身が何なのかということです。お願いします。

増田委員長 植田主査。

植田学校給食センター主査 学校給食センター主査の植田です。よろしくお願いします。

こちら減額になっている理由なんですけれども……。

増田委員長 いや、中身、まずね。

植田学校給食センター主査 その他の中身ですね。こちら、消耗品、燃料費、食料費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、放送受信料、学校給食センター協議会負担金と車検の費用になっておりまして、令和3年度は栄養管理ソフトメンテナンス料、検便委託料、薬剤師による調理場食器等の細菌検査が入ってたんですけども、こちら学校給食センター運営事業のほうに入れ替えましたので、その分減っております。よろしくをお願いします。

増田委員長 よろしいか。

奥本委員。

奥本委員 要は、費目を入れ替えたからということで総額では変わらへんということなんですか。分かりました。学校給食運営委員会の委員報酬は変わらないんですけども、今年度は本来ここでやるはずの給食試食会というのがなくなってるんですよ。その分のところというのは、来年度一応やるつもりで、これ委員報酬ですけども、要は来年度見込んでるということですよ。よろしいんですね。はい、分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願ひいたします。今、奥本委員と同じところで、この学校給食運営委員会の報酬のところと、8ページの1項2目学校給食管理費の12節委託料のところの食物性残渣廃棄物処理委託料、これは食べ残しということやと思うんです。これが前より増えてるか減ってるかはさておき、子どもたち、1人当たりの量が他市やら全国やらと比べて多いのか少ないのか。これは食べ残しという、栄養やら何やかんや考えたとして、食べ残しが多かったら何の意味もないと思うんです。そこの調査ができているのか、そして先ほど言うた、その学校給食運営委員会委員報酬、ここでちゃんとそれが検証されて諮られてるのか。これ中身、会議の内容も僕あんまり分かんないんで、ほんで今、奥本委員がおっしゃったみたいに試食がないと。この前お聞きしたら、子どもらのアンケートも2年に1回と、僕の周りからは葛城市の給食の味が薄いか量が少ないという声が聞こえてると。この辺に理由があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 杉本副委員長の質問にお答えさせていただきたいと思います。

残渣の関係ですけども、他市や他県との比較というのは実際できてはおりませんが、食べ残しだけではなくて調理のときの残渣も含んではおりますが、これが給食が少ないとかおいしいとかということとつながるかということとどうかと思いますが、量が少ないとかいうのは、この間も話がありましたけれども、必要な栄養を摂るための給食というところでもありますので、若干その塩分を気をつけて薄味にしたりとかいうところがございまして、その少ない面、それとおいしさの面ということにつきましては、また栄養士の工夫を願って、できるだけ薄味やけどもおいしいというような形の給食につなげていきたいと思ひます。

以上です。

増田委員長 給食運営委員会についてご議論していただけてるんですかというご質問です。これ、委員長誰やったっけ。

(「変わってからは……」の声あり)

増田委員長 開催されてないんやな。

吉井部長。

吉井教育部長 給食運営委員会のことですが、令和3年度におきましては3回行いましたが、定期的な形で今後、令和4年度はきっちりと開催していきたいと思っております。

それと先ほどの試食会につきましても、委員のほうに召し上がっていただきまして、また感想とかを伺い、参考にしていきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 給食の残渣についてもそうなんですけれども、先日の厚生文教常任委員会で、今年度、給食についてのアンケートを実施してないというような答弁させていただいたところやっただんですけれども、すぐに今年度、アンケートのほうを実施しております。今日で最終集約出てくるんですけれども、小学校の3年生と5年生と中学校2年生の3学年に1人1台タブレットを活用しまして、今、アンケートのほうを取ってるところでございます。このアンケートを基に、例えば量であったりとか、また残渣のことについても質問項目を挙げていますので、集計結果をもって来年度改善できるところは改善していきたいというふうに考えています。その学校給食運営委員会もそうなんですけど、給食主任者会というのも並行して開いております。そこでは学校、また幼稚園別の残渣の量なんかも先日グラフ化した資料も出して、残渣をどないかして減らせないかというようなところでも実際協議もさせていただいているところですので、そういったところも踏まえて来年度検討していきたい、また考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 アンケートはすぐやっていたいのでそれはいいんですけど、それ何で飛び飛びなんですかね。それ、今までやられてなかった学年を当てはめたという感じなんですか。小学校3年生、5年生、中学校2年生でしたっけ、今、小学校1年生もですか。何でそんなに飛び飛びなんですか。全部でやる……。

それと、その主任会でやられてる残渣のデータというのは、ここでは発表できないんですか。それを聞きたいんです。ほんで、先ほど部長がおっしゃったみたいに、教育長言ったみたいに、ここの残渣の量に調理残しがあるか分からないと言われても、でも食べ残しの量を測って全国平均、県平均、他市との平均と比べて、うちは多いか少ないかがまずは入りやと思うんですよね、僕が思うにね。薄いからおいしくない、そういう意味じゃなくて、栄養考えてそんなん分かるんですけども、何ぼこっちが薄くてできるだけおいしい料理を栄養高くといっても、残したら意味ないんじゃないのと僕は思うんですよ。と考えたら、残さないようにすること、残してないデータがあるんやったらいいと思いますよ。今、いやいや、もう全然、葛城市はもう全国で1番ですと言われたら、もうやりますねとなるんですよ。じゃなくて、残渣の1人当たりの量も分からず、その薄味でおいしくというなかなか抽象的、そ

れできたらまあまあ世の中平和なんです。そうじゃないじゃないですか、世の中。だって、学校給食は薄くて、家帰ってその辺のファミリーレストランとかいっぱい行ったらもう余裕で濃い。ほんで、学校給食は薄くておいしいと。僕そこがつながんないんですよ、どうしてもね。分かります。言うてることは分かるんですけども、でも残したら意味なくないとなるんですよ。と考えたら、もう一回言いますね。1人当たりの食べ残しの量が葛城市は多いのか少ないかがまず第一じゃないですか。それを聞きたいのに、今何か調理の残りもあるから云々かんぬんと言われて、その主任会では分かりますと。そのデータを今言ってもらえれば、ほんで全国と比較してうちがどうなんかというところから入っていかなあかんと思うんですけど、じゃないんですかね。僕やったらそう思うんですけど、なぜかそこがこの残渣の量を1人当たりにやっていかないのか分かんないですし、ほかでやってんねやったら僕に教えてほしいんですけどね。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 学校給食センター、中でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの杉本副委員長のご質問の中で、前回、食物残渣の他市との比較について調べておいてほしいということでお伺いしたと思うんですけども、他市の状況も聞かせてもらったんですけども、残渣の測り方が水分を含んだままで計量しているところとか除いて計量しているところとかがありまして、単純に重さでの比較をすることができませんでしたので、今、答弁させてもらえなかったんですけども、調べさせてもらったのは調べさせてもらったんですが、比較するのは難しいということになってます。

(「そのばらけてる理由は何なんですか」の声あり)

中 学校給食センター所長 だから、水分を含んだままで……。

(「全部の学年、アンケート何でしないんですかということ」の声あり)

中 学校給食センター所長 全部の学年は……。

学校ごとでの残渣は出しておりますので、また後日でよければそれを提示させてもらえらと思ひます。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 アンケートの実施については、今年度、厚生文教常任委員会で指摘を受けて、始めるときにはもう小学校6年生、そして中学校3年生はもう卒業しておりましたので、その学年できなかつたということもあり、全ての学年を取るというよりも、小学校の2学年、そして中学校の1学年と抽出して、全ての学年の児童・生徒でやるというような形でやっています。これは、2年前にも実施したときには、小学校、中学校等全ての子どもたちでやるのではなくて、学年、おおむね中学校はそのときには1学年、小学校では2学年という実施をしていましたので、今年度もそういった形をしたんですけども、今年度やってみて、タブレット端末でやるということの負担、特に集計もそんなにかからないので、来年度以降は全学年でやっていきたいというふうに考えています。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 アンケートの件は、僕何が言いたいかわからぬら、前の委員会で2年に1回のアンケート

トとおっしゃったじゃないですか。ほんじゃ、1年生は1回も答えてないでしょうという話、今回も聞いてないでしょう。1年生に聞いてという意味で聞いてんのに、全然伝わってへんなど思ってるんですよ、分かりますか。2年に1回と言ったのは、それは致し方ないですけど、今まで1回も聞かれてない子おるんじゃないのといって僕言ったのに、今回3年生からと、1年生答えてへんじゃないのと思うんです。何でそこを分けたんか、よう分かんないです。1年生の子らに1回でも聞いてあげやなあかんの違いますか。僕は単純にそう思ったんですけど、必要ないんですか、1年生の声は。よう分かんないです。

ほんで、その食べ残しの件もよく分かんないですけども、水分を踏まえた量と水分を踏まえてない量が分からんからで一生行くわけじゃないじゃないですか。どっちかに統一して、それを出してるところと対象にしていったら駄目なんですか。それずっと言うんですか。水分含んでるところと含んでないところの検査の量が違うから暗に比較できませんと、もうそれ一生言うていくんですか。じゃなくて、葛城市はこういう検査の方法をやっていくから、それと対象の、例えば水分含んでる量で測っていくなら、それと対象のところを測っていけばいいだけの話違うんですかね。ちょっとよう分かんないです。

以上です。

増田委員長 アンケート、私、1年生、初めて給食食べた人の感想を聞くのもすごくフレッシュな感覚で価値あんのかなと感じましたね。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は8ページの2目学校給食管理費の節で一番右下、12節の一番下、害虫駆除等委託料と、これどういうふうな害虫なんか、ゴキブリなんかネズミなんかよう分かりませんねけど、どういようなものか教えていただけますか。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 松林委員がおっしゃるように、ネズミですとかゴキブリですとかの害虫駆除を各小学校の配膳室のところで害虫駆除をさせてもらっております。

増田委員長 松林委員。

松林委員 恐らくそういうお答えが返ってくるかな思ってたんですが、結構これ89万1,000円で、委託がネズミなんかになると、やっぱり委託で業者に駆除してもらわんといかんかな思うので、衛生上非常にやっぱり気を遣うところや思うんですが、毎年このぐらいの予算かけて駆除されておるんですか。これお聞きするんですけれども。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 毎年させていただいております。

増田委員長 松林委員。

松林委員 このぐらいの予算かけて、大体、そうですか。本当に食物にいろんな菌とか虫とか入ると非常に衛生上悪いので、しっかりとここらもまたよろしくお願いを申し上げます。

増田委員長 ちなみに私聞くんですけども、予防なんですか、駆除なんですかね。これ、予防策というふうな気がするんですけど、ネズミがおるから駆除するんですか、来ないように防ぐ対策

なんですかね。どっちでしょう。

中所長。

中 学校給食センター所長 防ぐ対策でございます。

増田委員長 ほんなら、日本語間違ってますね、これ。駆除じゃないですよ。というのは、すごくこの表現というのは印象悪いので、防ぐ対策を十分やっていますというふうに答えていただいたら安心ですんでお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 厚生文教常任委員会でも多分議論をされてんのかなと思うんですけど、今度、認定こども園が始まると思いますねんけど、恐らく夏休みのときにも給食出さんなん。ほんで、こっこの一般会計に300万円ほどですか、恐らく入ってると思うんですけど、ここの学校給食センターの中で、ほかの小学校とかはやってないけども、そのときにその認定こども園のところにこの学校給食センターから届けるとかいうことの費用対効果というか、どっちのほうがか安いねみたいなことはできたんか、例えばそれだけの給食量を認定こども園だけにここの給食センターを動かすのは不合理なんかというところで何か検討されたんかというところだけ教えてほしい。多分その話は議論されてると思うんですけど、その辺教えてもらえたらなと思うんです。

増田委員長 内容確認も含めて、質問内容分からなかったらそういうふうに、分かりますか。分かったら答えてくださいね。

吉井部長。

吉井教育部長 吉井でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

学校給食センターのほうで今度認定こども園のほうにお出しするのは、3歳から5歳の対象の方になっておりまして、夏休みにおきましても、その間、もともとの幼稚園の子どもはお休みですけれども、認定こども園に来られてる方につきましては学校給食センターのほうで準備して提供するというで……。違う……

(発言する者あり)

増田委員長 もう一回質問内容を確認してくださいね。

吉井部長。

吉井教育部長 申し訳ありません。普段は先ほど言いましたような形で、夏休み以外のときは給食のほうを園児と同じように提供しておりますが、夏休みに入りましたらほかのところに委託をしてお昼を提供するという形でしております。

以上です。

(発言する者あり)

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 細かい数字までは私は答えられませんけれども、今申し上げたとおり、基本的には学校給食センターにお願いしようかなと思っていたんですけども、夏休みなど作りませんので、そのボリューム感はおっしゃっていただいたとおり少しの量ですので、それを学校給食セン

ターで作るよりも委託したほうがいいのではないかと。ただ、認定こども園については今後、自園調理という方向で考えて、自分たち自園で作る方向で今検討しているということです。

増田委員長 西川委員。

西川委員 費用でしたら、そんだけの学校給食センター、あんなだけの大きいところを動かすんやったらちょっと、よう分からん、300万円ぐらいかかってるんですけどね、あの一般会計のほうで給食のやつで材料費も含めてね。それがいろいろ人件費も含めたら、学校給食センターを動かすより委託するほうが金額的には安いんやと。ただ、僕、品質とかやったら、そこで今こうやっていろんな議論、おいしいおいしくないの話もあるし、できたらほんまに学校給食センターで作ってあげたほうがええのと違うかなと、一般会計のときには言わなかったですけど、この学校給食センターのときに思うてたんです。委託料も変わってないし、給食の材料費はちょっと上がってるんですけど、これ多分値段が上がってるからかなと思ってるんですけど、検討をきっちりされたんやったらええんかなというところなんですけど、あんまり聞いてたらそんな感じではなさそうな感じやねんけど。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 私が答えていいのかどうかあれなんですけど、認定こども園という関係で、学校給食センターのほう、夏休みなどは結構点検したりするんですね。止めたりするんです。そういうのも含めて、自園調理までは外部に委託させていただいたほうがいいのじゃないかという検討の結果、今の予算にさせていただいております。

増田委員長 西川委員。

西川委員 僕、前の一般質問でも言うたんですけど、ほかの4つの幼稚園も僕としては認定こども園にしていったほうがいいのと違うかという話をさせてもらってるんですね。そのときに学校給食センターのところでできるほうが一番、やってもらえるかどうか分らんですけど、そのときになったらやっぱり学校給食センターの稼働も考えてやっていってもらえたらなというところで、意見として言うときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 学校給食センターの運営について、厚生文教常任委員会のほうでもいろいろ協議会も含めてやってるので、その辺の要望はまた今回言いませんけども、この予算として、私、見てて思うのは、葛城市の子どもたちにどうい給食を食べさせてあげるかという、その1本通った筋がどうもこの予算に現れてないというも思うんです。というのは、これまでの教育長は、子どもたちに安心・安全で安定した給食の提供と、ここに書いてるとおりです。プラスアルファとして、おいしい楽しい給食というのを口にしていらっしたんです。私もそう思います。それと、そのためにいろいろアンケートで給食の品質を上げたりとかをすることですけど、これも実は7年か8年前にPTAが各学校の全学年を対象にアンケートをしようとしたことがあって、そのときに低学年の子どもたちはどうしても自分の主観で回答になってしまって、保護者にそれを代理で回答してもらってもそっちに引きずられるということなので、教員の先生方、市内の全教員の先生方を対象にその辺アンケートをしたこともあつ

て、当時もウェブで集計して、もう即開票して回帰分析までやりました。方法はあるんですよ。子どもたちに聞くのも重要ですけども、どうしてもその主観が入るんですよ。個人の嗜好というのが。だから、そのアンケートが全てじゃないので、やはりその辺、第三者的な公平な判断できる方も一緒にアンケートを同時に取ってやらないと、間違っただけに行く可能性がある。それと、市長の肝煎りで、葛城市の子どもたちには葛城市産のお米を食べさせてあげたいということで、今、市産100%のお米が提供されてるわけなんですけども、食育に関して市の地産地消ということもありますけども、当時も七、八年前にPTAもやってたんですけど、家庭の味なんです。要は外食が増えていくと、どうしても濃い味つけに慣れてしまって、幾らこちらで頑張っても、当時も栄養士とか調理師が大分頑張ってくれはったんですけども、薄いとちよっとおいしくないという答えがやっぱり多かったんです。ところが、年代替えてそれを食べてもらったら、試食会やって保護者の我々が食べたらいよいよおいしいかということも結構あったんですよ。そのときの食育というのは、普段の家庭の食生活から関わってくることなので、そこに対する啓発活動というのを盛り込んでいかんとあかんと思うんですよ。そういった予算がないんです。そういった1本筋の通った、給食をどういうふうに進めていくかというそういうのをまず今後決めて取り組んでいただけたらと思いますので、もし教育長、何かお考えがあったらお願いします。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。私も杉澤前教育長のほうから、給食については特に今、委員おっしゃっていただいたそのおいしい給食を目指した取組というのも聞いておりますので、アンケートだけに限らず、子どもたち、また地域のその地産地消も含めて子どもたちにおいしい給食を提供できるように努力していきたいと思っております。今年度の予算にそれが上がってないということについては、予算上ないところではありますけれども、工夫は幾つもできていけるのかなというふうに考えていますので、特に来年度、その辺り力入れていきたいというふうに考えています。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。今、予算の中でやりくりするのも大切ですけども、こういう形で給食行政進めていきたいというのを要望してもらえたら、我々も議会で協力できるところはしていきたいと思っておりますので、やはり食というのは大事ですので、それをやっぱり子どもたちも葛城市のいろんな食材を食べていって育ってもらえたらなと思っておりますので、その辺りまたよろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお伺いします。よろしくをお願いします。

1つは6ページになります。歳入のところ、1款分担金及び負担金の1項負担金、1目教育費負担金ということで、ここで学校給食負担金ということで、これは給食費の徴収分だろうと思うんですけども、葛城市の給食費、1食当たり幾らで計算してはるのでしょうか。このことについてお伺いします。これ、できたらほかの市町村との比較でどうなのかという

ことをお聞きします。葛城市の給食は見劣りするということはよく言われます。しかし、そもそも集めている給食費のお金の金額が違うという可能性があります。多分そうなんじゃないかなと思うんですけども、このことについてお伺いします。

それから2番目ですけども、これは奥本委員と関係するんですけども、やっぱり食育という観点から楽しい給食ということで、そういうことに関わる予算が全然計上されてないんですが、以前、給食甲子園とかに出場するとか、あと何か調理師の方を呼んで、そういう講習を受けるとか、そういうことをされたんですけども、これはコロナでそういうことがなくなってるのかどうか。特に給食甲子園なんかは私もずっと注目はしてたんですけども、そういう食育及び楽しい給食にするために職員のいろんな取組がどのように予算化されてるのか、今年見えなかったの、そのことについてお伺いします。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず1食分の値段ですけども、中学校で260円、小学校で240円、幼稚園の4歳、5歳で220円、3歳児で200円で計算しております。

次に、楽しい給食というところになりますけども、特にそれに対しての予算はこの予算書のほうでは上がっておりませんが、普段から献立のところ、小さいスペースですけども…

先ほどの料金のところでちょっと追加なんですけども、2年生の令和2年度の実績ですね。県下の平均としましては、小学生が4,285円、月額にしましたら葛城市は4,100円になっております。ごめんなさい。3,900円に対して県平均が4,285円、中学校が葛城市が4,100円に対して4,631円というふうになっております。

それと、戻りまして、楽しい給食というところにおきましては、栄養士のほうが毎月献立のところ、小スペースがありますが、この給食はどういう形でできてるとか、そのときの話題を入れて楽しい給食ということにつなげるようにしています。

それと、給食甲子園ですけども、今年度も出したというふうに私は聞いておりまして、ただ残念ですけども、入賞とかには至らなかったということで聞いております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 給食費のほうなんですけども、私も過去この問題を発言したことがあると思いますが、知り合いの小学校の先生が、葛城市で勤務されたことがある、大和高田市でもほかの市町村でも勤務されたことがある。やっぱり葛城市の給食はおいしい。おいしいけれども、見劣りしますというのは聞きました、ほかの市町村よりも。それは、そもそもの食材費の費用が私はちょっと少ないんじゃないかなというふうに思ってるんです。そういうことはないのかなと、そこら辺ちょっとお聞きしたいんです。場合によっては、私は値上げをしてもボリュームのある食事を出す必要があるんじゃないかなという考え方に傾いているので、そこら辺が実際どうなのか。今、多少、ひと月当たり小学校でも385円、これは県内の平均ですから、もっと高い市町村もあると思うんです。平均やから、極端に言うたら5,000円ぐらい、1,100円ぐ

らい差が出てくるということもあり得るかなと思うんですけど、ここら辺の考え方はどう考えてるかお聞きしたいんです。

それから、楽しい食事ということですけど、工夫はされてることは分かると思うんですけど、いろんな学校で全国でもいろんな取組されてますので、私は極端に言うたら、コロナが明けたら管外出張なり、栄養士なりでも、職員の研修としてよその優れた先進県に視察に行くとか、そういうのもありかなとは思ってます。私も一度たまたま旅行で行った伊根町が、なぜか学校の上に日本一の学校給食いうて書いてあったからびっくりして、たまたまその年に農業団体が伊根町へ行くからということで、給食、そこへ行きました。それはなるほど、ああこういうふうにやったら子どもたち楽しいだろうなど。早退するのも給食食べて早退するそうですから、どんなことがあっても昼までおるといぐらい給食が好きらしいですけど、でもそんな優れたところもあるので、どういう取組をしてるかも含めて、そういう研修をぜひ何らかの形で予算化するのも大事なことは私に思いますので、またよろしくお願ひします。材料費の件について、給食費についてお願ひします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。子どもたちにおいしい給食を食べさせたいというのは、もうみんな同じ思いで、調理する人間も保護者の皆さんも多分同じやと思います。ありがとうございます。給食費の問題というのはもう毎年のように話題になりまして、葛城市の場合にはできるだけ値上げをしないようにという努力を、現場も含めましてしていただいております。その中で、味つけにつきましては、プロの料理人を呼んだりいたしまして、その特別のメニューも作っていただいた経緯もありますねけども、先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、味については非常に好評価をいただいております。塩分が少ない中で素材の味を引き出してるというお言葉をいただきまして、嬉しい話やなと思っております。その中で、子どもたちがある種、非常に濃い味つけのものを口にしている、それに舌が慣れていて、それを何とか学校給食の中で食育という中で、健康にいいものというのはどういうふうなものなのかというものを伝えていかないといけないという努力も現場のほうでしていただいております。話戻りますけども、食材費でございますが、葛城市の場合には独自に10%の食材の援助を一般会計からしております。ですので、それを含まますとほぼ先ほどの金額から言いますと同じぐらいの金額になるのかなと思います。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私があえて値上げも含めて検討する必要があるかなというふうなことを思い切って言うわけですけども、理由として、子どもの貧困ということが話題になる中で、本当に給食がもう最大の栄養源になってるような子たちもいるんです。夏休み明けると痩せてくる、2学期の頭が。夏休みは給食ないですから、それだけ家庭の食生活が非常に貧しくして、本当に給食が唯一の栄養をしっかりと摂る機会になってる子もいるんですね。そう考えると、やっぱりボリュームのあるものをしっかりと出してあげたいという気持ちがあつて、その際、ご家庭には今、児童手当とか児童扶養手当とか保護者に子育てのための国の支援も入っております。

すので、またこの間、来年度の予算で、要は就学援助費ですね。就学援助を拡充しますから、ここで給食費の面倒を見ていただけるということになるのであれば、児童手当、児童扶養手当等が国のほうから出てるわけですから、子どものためにしっかりと食材費を給食費で確保するという考えもあるのかなというふうに、私はちょっと今、心が揺らいでるんです。葛城市は幸いなことに一般会計から、先ほどあった給食費について10%ぐらい援助してるということなんですが、やはり見劣りするという声は聞くんですよ、給食がどうしても物足りない。だから、この点についてはもうちょっとボリュームがあるような、栄養価の高い食材にそれなりにお金かけたものをぜひ提供する方向で、一般会計から出すのも手だし、いろいろあると思うんですけども、お願い申し上げておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 その奥本委員も谷原委員も言ってるとおりにやと思って、この学校給食を、先ほど言ったみたいに葛城市の学校給食が全国的に見てどの位置にあるのか、それはどこで計るのか分かんないですけども、僕が聞いた話も皆さん聞いた話も風のうわさでしかなくて、全国的にはどうなのかというのを調べて行ってほしいんです。例えば研修とおっしゃったじゃないですか。もうまさに言おうと思ったんですよ。そのためには、全国ではこんな給食がある、こんな素晴らしい取組されてるというリサーチがまず必要じゃないですか。その前に葛城市の給食がどの位置におるのかというのがまず大前提やと思うんですけど、そういう予算が上がってないんじゃないのと僕らは言いたいんですよ。意味分かりますか。何か旅費で研修費と書いてあったら、どこへ行くんですかと聞くわけじゃないですか。何でそこへ行くんですかと聞くわけじゃないですか。でも、葛城市はもう大丈夫です、こんな声ですというのは、何をもってそれを僕らが信じたらいいかが分かんないです。その残渣にしても、多いか少ないかもまだ分からないわけじゃないですか。ほんで、僕は周りへ行って、市長はおいしいと、それ何年前の話か分かんないですけど、誰が言ったかわかんないですけども、僕の周りからはそういう声聞かないんですよ。おいしくて、もう量もばっちりや。食べ残しも全然ないでと言われたことがないから言ってるんですよ。意味分かりますか。だから、それをちゃんと実証するための費用がのってないんじゃないと思うんです。そういう動きをこれからされるのかと聞きたいんですけど、どうですかね。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。確かに、来年度の令和4年度の予算の中にはそういう研修とかに対するものはございませんが、今おっしゃっていただいたことなどを参考に、まずは県内からでも進めていきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もしこれが、他市、他県、全国各地から、葛城市の給食はめちゃくちゃええらしいなというて研修来まくってんねやったら、こんな言わないですよ。来ますか。他市の人らは

もっと調べてる。言い方悪いですけど、その給食甲子園あかんかったということはあかんということじゃないですか。金賞取ってんねやったらいいですよ。だから、僕はそこを理由づけて聞きたいだけなんです。その辺、皆さんも多分そういう思い、別に悪い意味で言ってるわけじゃないと思うので、少しの努力やったら、これ多分、こんな言い方をしたら語弊があるかも分かんないですけども、民間的な考えやったら普通はそうなるんですよ。民間的な考えしてないというわけじゃないですよ。普通に僕が社長やって、この給食をどないして残さんように食べようと思ったときに、まずはそうなるんですよ。何で残ってんの、量多いの、少ないの、味つけどうなると、そんなん当たり前のことを何でやらないのか。ほかの会社へ行って、何であそこの会社流行ってんのやったら、見に行くんですよ。これを何でやらへんのと聞いてるだけなんです。めんどくさいとかそんなんじゃないと思うんです。それを僕らはアイデアとして出してるだけやから、そんな大量にお金かかるわけじゃないですから。分かりますか。まず自社の製品の性能を知って、売れてる他社の製品を見に行くだけじゃないですか。もうそのええところを取り入れるだけでしょう。でも、うちの製品が売れてるか売れてへんかも分からん状態やったら、何したらええか分からないじゃないですか。ということなんです、僕が言いたいのは。分かりますか。教育長、分かってもらえましたよね。それを徐々にでええからやっていったら、僕らが聞いてもここで答えれるわけじゃないですか。うちの商品はめっちゃくちゃいいんですよと言ってくれたらそれでいいわけじゃないですか。でも、いやどこに売れてるかあんまり分かんない。他社もどこがええか分かんないんですよ、話にならんでしょう。民間やったら首ですよ、そんな部長は、多分。だからその辺を取り入れてくださいということです。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

杉本副委員長 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 私、聞かせていただきたいのは、8ページの学校給食センター管理事業の10節需用費の修繕料なんです。これ、前年に比べて約50万円近く上がってると思います。当初、去年は9月補正で減温器かな、何か50万円ぐらい購入されてますので、それを比較すると大体昨年程度と同じなのかなというふうに思うんですけども、たしか去年の説明では、プラスチックの容器の買換えを3年周期でやって、順次そういった菌などが付着しないようにというところで聞いておりました。そこからすると、その継続で今回もこういうふうに修繕料が上がっているのか、それともそれ以外に何か別の形で修繕料、必要なものが発生してるのかというところを1点聞かせてください。

次が8ページのその下の地方創生臨時交付金事業費の、これも需用費の消耗品なんですけれども、これも200万円ほど減額されてます。この理由についても教えてください。

以上、2点お願いします。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まずは1点目、修繕料でございますが、調理器具の業務用冷蔵庫、それとフライヤーバーナーにつきましての蒸気配管等の緊急対応修繕ということで、51万9,000円の予算を計上させていただきます。

そして、次、質問いただきました……。2番目の質問をもう一度、すみません。

増田委員長 消耗品。

吉井教育部長 消耗品が20万円減額になっているところですけども、こちらのほうにつきましては……。

増田委員長 違う違う、200万円。感染症防止拡大事業。

吉井教育部長 200万円の減額になっておりますが、前年に比べまして、対応としましては学校へ配っておりますビニール袋なんですけども、そちらのほうが今年度におきましてまだ在庫もありますので、追加としましては200万円少ない金額の消耗品費で計上させていただきます。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 承知しました。修繕料に関しましては、緊急対応の修繕、フライヤーと業務用冷蔵庫の修繕ということで確認しました。今、説明なかったんですけど、それ以外に必要なのは、やはり食器の入替えをしてるということでよろしいですか。そこだけもう1点だけ確認させてください。

消耗品費に関しましては承知いたしました。

その点だけ確認をお願いします。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 食器の入替えでございますが、こちらのほうにつきましては、消耗品の中に組んで入替えをしております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

梨本委員 消耗品で入れ替えてるんですか。消耗品費ですか、食器は。

吉井教育部長 消耗品です。

梨本委員 去年もそうやったの。ああそうですか。ほんなら聞き間違いか。分かりました。結構。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

前回、松林委員でしたっけ、食材費の繰出しで何か質問しようと言われてたんはいいですか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

副委員長と交代します。

(正副委員長交代)

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 いろいろと給食、私も心配をしている1人でございますけれども、うち、家庭の事情を

お話ししたら分かりやすいんですけども、前にも言ったかと思いますが、父親が早く亡くなりまして、高血圧でした。兄も高血圧、母親もいろいろと患いましたんですけども高血圧、私も40歳後半から高血圧の薬を飲んで、高血圧家庭でございます。非常に母親は料理が上手で、おいしい料理を作ってくれました。ただ、おいしいがために体に悪かったのかなど。お医者さんに聞きますと、少し塩分を控え目にと。母親の作った漬物はすごく、母親が漬物屋から来てたので、業務用の漬物レベルのしっかりとカビの生えない塩分山盛りの漬物を漬けていただいて、毎日それを食べたばかりに、また味噌汁の味噌も自家製でしっかりと塩を効かせておいしいおいしい食事をしてたがために、一家総出で血圧家族になったと。そういう家で食されてる食事が必ずしも健康であるとは限らないし、葛城市では早くから減塩味噌とか、減塩に対する食育を、市挙げて町挙げてされてたという経緯もあって、学校給食においてもそういうものを意識して味つけをしてるんだというふうなことを私、議員になった間近にすぐに聞かせていただきました。私もそういう舌で育ってる関係で、学校給食を食べておいしいなあとあまり感じなかった生徒の1人でしたけども、なかなか1度付いた経験というのははじめなかったというか、ただ、こういうものを食育の中で教育をしていただいているということは、もう少しいろんな方に理解をしてもらわんとあかんのかなど。

もう一つは、私もいろいろとそういう食に関して勉強した人間なんですけども、ある人が調理学のところで教えていただいたんは、おいしいのんと金かかるというのんは別です。腕というか、やっぱり調理というのは技もあります。技でおいしく調理をする、イコール高くなるということじゃないんですよ。そういうことも含めて少し、以前に調理師が評価してくれたと。葛城市の学校給食に関して、4年前でしたか3年前でしたか、すごく評価をしていただいたということも聞いたときに、ちゃんと評価していただいて、これがおいしいもんやというそういう格付をしていただいたんだなと喜んでたんですけども、ここへ来て、皆さん方は食に関していろんなご意見を頂戴するというのは、今は学校給食の味はどうなってんのかなと心配なんですけども、やっぱりアピールをきちっとできるような自慢できるようないろんな手法を凝らしていただきたいなど。その手法の1つとして、いろんなところに出向いて行って、いろんな給食を食べて食べ比べをして、よりおいしいところに近づけるとかという、そういう努力をしてくださいますよというのが、この委員のいろんな意見の中に入ってたので、私もそう思います。やっぱり向上心というか、決められた量をキッチンスケールで何グラム入れてという機械的な調理やなしに、もう少し技を使っておいしくするとか何かそういうふうな、前にやっていただいたアドバイザーに頼って調理人、一流シェフの指導を仰ぐとか、何かそういうふうな知恵と工夫をしておいしくしてほしいなど。数字のことを言わんとちょっと格好つかんので、給食材料費2億1,600万円、これが原則論の話ですね。学校給食費は何を徴収すんねんというたら、食材費相当分を給食費としていただきたいなさいというのが1つの給食費の基準やということやと私は認識してます。それに対して、学校給食負担金、入のところで1億8,300万円。これとの違いが、給食費もらい足らんなど、いやいや市長が先ほど述べられたこの1割は、本来は2億1,600万円もらわんところを市の負担を1割ほどして1億8,000万円に抑えてるんだと、こういう説明でございましたけれども、その確認

だけさせていただきます。

杉本副委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

おっしゃられたとおり、先ほど10%と言いましたが、約10%、2,100万円、ここに給食費のほうになりましたらちょうど同じぐらいになりますので、約10%補助をさせていただいているということになります。

以上です。

杉本副委員長 増田委員長。

増田委員長 前に言うた話は聞いといてくださいね。そういう私も、おいしいものを目指す気持ちとか努力とかというのが、今後、給食に求められていると思います。いろんな葛城市の魅力の中に、やっぱりこの年齢の方が編入される方が多い中で、市長もいつも言っておられます住みよさランキングの大きなテーマの1つに、学校給食がおいしいんだと、こういうものも評価の対象に私はなってくると思うので、その辺のところもご配慮いただいて、よりおいしい、体にいい、そういう給食を目指していただきたいなど。それから、先ほど言いましたように、やっぱり教育やと思うんです。食育とか教育やと思うんです。葛城市のお米やというてみんなに食べてもうたら、もしかしたら同じお米を食べてたかもわからんけども、葛城市のお米やと思うて食べたらいしかったとか、やっぱり食べるもんでそんなもんなので、しっかりと、ああこれが近くのおっちゃんが作ったお米なんだという、何かそういう親近感とか、それも給食の大事な要素やと思うので、輸入品とか仕入物というんじゃなしに、地元で採れた隣で採れた食材を食べてるんだという、そういう地産地消の意識も食育の中で高めていただけたらありがたいなど、よろしく願いしておきます。

杉本副委員長 よろしいですか。

増田委員長 はい。

杉本副委員長 ここで増田委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 さっきのところをもう一回確認させてください。去年の議事録見たら、川村議長が去年質問されてるんですけども、需用費が増額になって、その理由何だと問われたときに所長のほうから、増額の理由は消耗品とはおっしゃったんですけども、カレーの皿がそういった傷とか付いて、プラスチック容器の入替えをするからこういうふう大きく増額になってるという話をされたんですよ。去年のその消耗品費は10万円しか計上してないので、その10万円でその皿を全部入替えられたのか、僕はそれは修繕料に入ってる、その修繕料のほうで全部予算取りをされてんのかなと思ってたんですけども、そうではなくてその10万円で消耗品の入替えをされたというふう認識していいのか、そこだけ正確に教えていただけませんか。お願いします。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまのお皿の入替えについてなんですけども、前年の購入いたしましたお皿につきましても、消耗品に変わりはないんですけども、新年度で組んでるところと目のほうが違うところであった分の入替えになりましたので、10万円ではなかなか全部買い換えることはできませんので……。今年のお皿の購入の目とそれと前年のお皿を買った消耗品には変わりはないんですけども、目の違うところで購入、予算を組んでおります。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今年はどこで組まれてるんでしょうか。去年は、継続的にやっぱり食器を大量に全部入れ替えるとお金がすごくかかってしまうので部分的にということで、カレーの皿を食器を入れ替えるというふうに去年は答弁いただいているんですよ。そこはこの節の需用費の話やったので、私は当然、消耗品費は額的に10万円しか組まれてませんので、修繕料の中からそういったところをされたのかなというふうに認識してたんですけども、そうではないということであれば、どこの目でそれを上げられてるのかということと、あと去年並みに修繕料が上げられてるという中で、先ほど増額なのは緊急対応修繕が必要だからという部分は分かるんですよ。それは分かるんですけども、去年との比較がそれ以外の部分で、大体この緊急対応修繕が全て222万8,000円かかるのか、それともほかのものも入ってての話なのかということをご教えていただきたいんです。もう細かい話で申し訳ないんですが、お願いします。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会、西川です。よろしくお願いいたします。

今、梨本委員がご指摘されてる分なんですけれども、昨年、カレー皿は目は学校給食管理費なんですけれども、その中の学校給食センターの管理事業のほうで積算してたということだと思います。新年度は学校給食センターの運営事業で472万3,000円、給食の菜皿が384万2,960円、食缶のパッキンの入替えで88万円の合計金額となっております。今回費目が入れ替わっておりますのでややこしいんですけども、去年が管理事業のほうで出させていたでいたということになります。

梨本委員 そやけど、消耗品費は去年も運営事業は同じぐらい計上されてるんですよ。去年も468万円計上されてて、今年も472万円でしょう。

増田委員長 470万円の積算根拠分かりますか、新年度の。

西川教育委員会理事 新年度、菜皿384万2,000円です。

増田委員長 今年度の。

西川教育委員会理事 今年度ですね。ちょっと確認させてください。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時06分

再 開 午後5時15分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁できますか。

西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会、西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま先ほど申し上げました回答でございますが、ちょっと訂正させていただきます。
梨本委員おっしゃっておられました同じ費目、運営事業なんですけれども、消耗品が学校給食運営用計上消耗品費10万円と458万円、昨年はカレー皿で468万円の計上をしておりました。それは運営事業のほうでやっておりました。新年度は472万円ということでなっております。訂正させていただきます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。私もずっと追ってるので、きちっと追っときたいというだけのことですので、ちゃんとやっていただいていると思いますし、食器の入替えもしっかりと継続的に安全を守るためにやってあげていただきたいなということだけお願いしておきます。

あと別でもう1点確認したいことがあるので、委員長、よろしいでしょうか。

増田委員長 はい。

梨本委員 これ、現年度にも関わってくることなので、ここで聞くのはどうかなというふうにも思うんですけども、この3学期に関しては、やはりコロナの影響で、学級閉鎖であるとか、クラスで給食をとらないということが非常に多かったと思うんです。そういった場合、これは令和4年度予算ですので令和4年度はどういうふうにされるのかということも含めて、今現状、令和3年度、そういったずっと通えてない子どもたちの給食費も、通常の、食べてなくてももういただくという形になってるのか、それとも何らかの減免措置というか、そういった配慮をされたようなことをされてるのかということだけ教えていただけますでしょうか。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 学校給食センターの中でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどのお問ひの件ですけれども……。分からなくなりました。

増田委員長 分からなくなりましたか。

中所長。

中 学校給食センター所長 学級閉鎖等による給食費の取扱いについてでございますが、葛城市学校給食費徴収規則に基づきまして、学校給食費は月額で徴収いたしております。また、葛城市学校給食の実施及び給食費取扱要綱第3条で、学校給食費の減免について日割りで給食費を徴収する場合についてを定めてございます。これによりますと第2号で、病気等によりその月の欠食日数が5日を超える場合という規定がありますが、これは事前に学校等を通じて給食を停止する旨の連絡を行っていただきまして、ひと月で5日以上停止できた場合が対象となります。といいますのは、学校給食センターでは約4,200食の給食を調理しておりますため、給食を実施する月の前の月に原材料をまとめて発注しているため、仮に前日に学級閉鎖が決まった場合でも学校給食の材料は学校給食センターにもう既に納品されておまして、その分の材料費は業者に支払いをしなければなりませんし、材料費のほうは保護者から徴収した給食費から支払っております。学校給食法では給食に係る材料費は保護者負担と定められておりますので、たとえ給食を食べることができなかった場合も給食費は発生いたします。現在、給食を停止するのも再開するのも、連絡をいただいてから二、三日かかります。これ

は納入業者で給食数の変更に応じてもらうまでにかかる日数になります。こういった事情があるため、このような給食費の取扱いについてはご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今、詳細にご説明いただいたわけなんですけれども、これ、保護者の方から意見とかないですか。私ちょっと聞いてて、全く学校の都合で、学校の都合といたらあれですけども、学級閉鎖があって食べられない日が何日も続いて、それでも原材料費に関しては業者対応のこともあって、仕入れているからその分は負担してもらわなあかんと、こういう話ですよ。これ、私もし自分に置き換えて考えると、いやいやちょっと待ってくださいよと。やっぱりそういうところに関してはもう少し、例えばそういうところを地方創生のいろんな補助金を使っていただくとか、何らかの対応をして、保護者の方に優しい形、それこそ市民第一じゃないのかなというふうに私は思うんですけども、そういった苦情が発生してないのかなというふうに今心配になったんですけども、その辺の状況だけ、今もう一度教えていただけますか。全ての保護者がそれで納得してらっしゃったら、ここでこんな議論することもないですしあれですけども、今のその各学校関係でそういった声が上がってないのかということも聞かせていただけますか。何回も。連続の質問ですけど。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 現在のところは、そういった声はまだお聞きしてないです。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。もうそういった状況が発生してないというところで、今現状はそういったところが所長の耳には届いてないということです。これ令和4年度もどんなことが起こるかもわかりませんので、その辺の対応も含めてどういうふうにしていったらいいのかしっかりとご検討いただいて、しっかりと保護者の方、子どもたちに向き合って優しい施策にしてあげていただきたいなということをお願いさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 梨本委員から出たので、ちょっと僕も。今、声聞かないとおっしゃったですけど、僕もめっちゃ聞きますけど、ほんまに聞いてないのか。僕、それ逆に言うたら、現場の声に耳傾けてないだけなんじゃないかなと思ってるんですよ、正直。確かにそうですね。給食センターにわざわざ電話してきて、それ言わないですよ。でも、現場の先生とかPTAの方々とか、僕もですけど、何とかしてよという声、結構ありますけど。皆さんのところには来てないんですかね。僕ちょっとそこが不思議で、今の答弁。もう全然そんなん思っていないですよということは絶対ないと思いますよ。それ、現場に出向いてでも声を集めていただきたいですね。それを市でどうこうせえというんじゃないかと、1個気になったんは、いやいやそんなことないですよと思うんですよ。例えば、その給食を食べてないのに払わなあかんねんという声、僕、1件や2件じゃないですもん。でも、今の所長のお答えやったら、全然

ないですと。それはないでしょう、僕でさえ聞いてんのにと。だから、気になるのは現場との連携をもうちょっと密にさせていただきたいなど。それでほんまに聞きに行ってゼロやったらいいですよ。そんなことないと思いますよ。それはそうでしょう。今、梨本委員がおっしゃったみたいに、そんな学校の場合じゃないですか、今の。違いますか。でも、子どもらは給食食べてないんでしょう。食べてないのにお金払いたくないというのは普通ですやん、そんな。普通でしょう。それが全然クレームとして上がってないと、何かそれはっきりずばっと言えるのがよう分かんないですけどね、僕。その辺、もう答弁多分でけへんと思いますが、調べといてほしいのは、学級閉鎖なり、コロナ云々かんぬんであって、給食を食べてないのに、給食費やから払わなあかんともうそんななしにして、それ全部でどれぐらい食べてない子どもたちがいてどんだけの金額があんのか、また今度調べといてください、1回。僕、どこかの場所でそれ聞こうと思って、今たまたま出たから聞いてるだけなんですけど、それはもう梨本委員がおっしゃるとおり、僕そんなことないと思いますよ。ちょっと調べといてください。

以上です。

増田委員長 先ほど私質問したのと被るんですけども、先ほど中所長もおっしゃってたように、材料費の負担というのは児童の保護者がするというのと、私は材料費相当分は負担せなあかんというふうに解釈してるんです。要するに、材料を買うたから、それは食っても食わんでも払わんなんというんじゃなしに、給食の食べた分は請求するというのは分かりますけども、今、議論の中に、食べなくても材料買うたからその分は負担してもらおうという考え方はちょっと違うんかなという気がするので、そこも含めて調べといてください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第24号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

入替わりをお願いします。

(職員入替え)

増田委員長 次に、議第28号、令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたしま

す。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第28号、令和4年度葛城市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量でございます。給水戸数は1万5,186戸、年間総配水量は452万8,000立方メートルを予定しております。うち県営水道からの受水量は100万立方メートルを予定しております。年間給水量は432万4,000立方メートルを予定しており、1日平均に直しますと1万1,847立方メートルとなります。主要な建設改良事業といたしまして、配水管布設工事を予定しております。

次に第3条と次ページの第4条につきましては、収入支出の見積基礎に基づき説明させていただきますので、31ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入からご説明させていただきます。

1款水道事業収益総額は7億8,179万6,000円でございます。1項営業収益は6億5,973万円で、うち1目給水収益で6億390万円の計上でございます。説明欄記載のとおり、供給単価は税込みで139円66銭となります。2目受託工事収益で310万円、3目その他営業収益で5,273万円の計上でございます。2項営業外収益は1億2,206万6,000円で、うち1目受取利息及び配当金で133万円、3目長期前受金戻入で1億1,920万円、4目雑収益で153万6,000円の計上でございます。

32ページをお開きください。次に収益的支出についてご説明いたします。

1款水道事業費用総額は7億1,617万円の計上でございます。説明欄記載のとおり、給水原価は税込みで135円83銭となります。1項営業費用は7億1,076万円で、うち1目原水及び浄水費では2億9,563万3,000円を計上しております。一般職員1名、会計年度任用職員1名の人件費と、原水の取水並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用でございます。人件費以外の主な費用といたしましては、33ページに移りまして18節委託料で4,796万円、20節賃借料で650万2,000円、25節動力費で3,660万円、26節薬品費で1,375万4,000円、31節負担金で695万円、34節受水費で1億6,812万2,000円の計上でございます。

2目配水及び給水費では3,553万1,000円を計上しております。一般職員1名、会計年度任用職員1名の人件費と、配水設備並びに給水設備の維持及び作業に要する費用でございます。人件費以外の主な費用といたしましては、34ページに移りまして18節委託料で1,061万1,000円、21節修繕費で1,300万円の計上でございます。

3目受託工事費では826万9,000円を計上しております。一般職員1名の人件費と給水装置の新設等の受託工事に要する費用でございます。人件費以外の主な費用といたしましては、35ページに移りまして35節工事請負費で300万円の計上でございます。

4目総係費では1億1,029万1,000円を計上しております。一般職員3名、会計年度任用職員3名の人件費と一般管理に要する費用並びに料金徴収及びその他の業務に要する費用で

ざいます。人件費以外の主な費用といたしましては、36ページに移りまして14節光熱水費で729万8,000円、18節委託料で5,914万円の計上でございます。

37ページに移りまして、5目減価償却費では2億5,140万円、6目資産減耗費では877万円、7目その他営業費用では86万6,000円の計上でございます。

2項営業外費用は491万円の計上で、内訳といたしまして1目支払利息及び企業債取扱諸費で354万2,000円、2目雑支出で30万円、3目消費税及び地方消費税で106万8,000円の計上でございます。

3項特別損失では3目過年度損益修正損で50万円を計上しております。

38ページをお開きください。次に資本的収入及び支出の資本的収入についてご説明いたします。

1款資本的収入総額は6,282万円の計上でございます。その内訳といたしまして4項1目負担金その他諸収入で1,282万円、6項投資返還金、1目長期貸付金返還金で5,000万円の計上でございます。

39ページに移りまして、資本的支出についてでございます。

1款資本的支出総額は4億5,106万2,000円の計上でございます。1項建設改良費は4億391万1,000円で、うち1目浄水設備費で1億5,098万2,000円の計上でございます。職員1名の人件費と浄水設備整備事業に要する経費でございます。人件費以外の経費といたしましては、35節工事請負費で1億4,480万円の計上でございます。

2目配水設備費は2億2,841万2,000円の計上でございます。一般職員1名の人件費と配水設備整備事業に要する経費でございます。人件費以外の主な経費といたしましては、40ページに移りまして18節委託料で900万円、35節工事請負費で2億1,375万円の計上でございます。

4目固定資産購入費は2,209万9,000円の計上で、1節量水器購入費で609万9,000円、3節車両運搬具費で1,500万円、4節工具器具備品費で100万円でございます。

5目リース債務支払額で241万8,000円を計上しております。

2項1目企業債償還金は4,715万1,000円の計上でございます。

2ページにお戻りいただきます。第4条、括弧書き、資本的収入が資本的支出に対する不足額3億8,824万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんいたします。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6,020万2,000円と定めております。

3ページに移りまして、第6条、たな卸資産の購入限度額を578万2,000円と定めております。

以上、令和4年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

なお、予算に関する説明書といたしまして、4ページ記載のとおり附属書類を添付しております。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。数字が確定できないのでよく分からないので、その点を先にお聞ひいたします。1ページのところに、令和4年度葛城市水道事業会計予算とありまして、第2条のところに給水戸数と(2)年間配水量が書いてあるんですね。31ページのところ、今年度の収入支出の見積基礎というところで収益的収入のところですが、以下、水道事業収益の1項営業収支のところ、右の説明のところ、予定給水戸数は1万5,186戸、これ合ってるんですよ。ところが、予定年間給水量が4,324千立方メートルなので、これが1ページの4,528千立方メートルと、この関係をちょっと。

(「配水と違ひますか」の声あり)

谷原委員 給水と配水量か、それで違ふんか。分かりました。給水と配水で、配水してるのがこれだけ。給水してても実際には漏れ落ちがあると、有収水量の問題であれですね。その分がこの分だけ減ってるということですね。分かりました。

それと2つ目なんですけれども、これも私、表がたくさんあるからよく分からないところなんですけれども、給水収益についてなんです、これは今年度の表が付いてて16ページですね。令和3年度葛城市水道事業会計で予定損益計算書のこの給水収益という分ですね。これが同じく先ほどの31ページの表の前年度ということになると思うんですけど、令和3年度なので、ここが給水収益としてここに5億9,490万円となっておるので、この違ひが、要は計算した日とかそういう関係で違ふのか、ちょっとずれがあるので、これ先にお聞ひしたいところなんです。表を見て分からなかったところなので。お願ひします。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答へさせていただきます。16ページの令和3年度のこの金額につきましては、税抜きになっております。予算の31ページにつきましては、これはあくまで予算ですので、この金額につきましては税込みということで、金額がそうしてることになっております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員 結構です。これはこれで。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 これ本当に分からなくて教えていただきたいんですけど、予算案の概要のほう77ページですね。総係費の4つ目の事業認可変更申請書等作成業務2,751万1,000円、これどういうものなのか教えていただけますでしょうか。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの梨本委員のご質問にお答へさせていただきます。認可変更につきましては、平成17年度、旧両町合併により策定いたしました事業認可において、計画給水人口が3万

5,500人、それから計画1日最大給水量1万9,300立方メートルとし、それで計画目標年次が平成27年度になっております。令和2年度におきまして、決算におきまして給水人口が3万7,601人、それから1日最大給水量が1万3,571立方メートルと、平成17年度の計画と実績の乖離が見られること、それからまた平成17年度の事業認可の水源としていた深井戸4か所のうち、その後3か所が廃止していること、さらに各取水地区との取水契約書に記載されている水源の追加がされていないこと、またそれに伴う水源の水量の概算及び水質試験等の結果を記載する必要があることなどから、改めて事業認可の変更を行う必要があります。なお、この事業認可の変更は、県域水道一体化に伴う県との協議においてになっており、県域水道一体化に参加するしないにかかわらず必要となります。事業内容といたしましては、現状把握、それから基本事項の決定、それから財政計画、それから水道台帳等の作成及び追加した水源の水量調査となります。金額につきましては、36ページに記載されております事業認可変更申請作成業務委託料として2,751万1,000円の計上となっております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。詳細に教えていただきました。これは県域水道一体化に参加するしないにかかわらず必要だということで、そこだけちょっと心配だったので、理解いたしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 そしたら、同じく31ページになりますけれども、目で行きますと、その他営業収益のところにあります給水分担金というのがあります。節の区分で行くと上から4つ目ですかね。給水分担金3,928万円、この給水分担金というのがどういう形での収入として入ってくるのかということについて1つお聞きいたします。

それから2つ目は33ページですけれども、ここの1款水道事業費用の1項営業費用の31節負担金です。ここに原水取水負担金等とあるんですけれども、これが今年度723万2,000円で、これまた減額になってるんです。一昨年と同じ金額になってるんですけど、この上がり下がりについて説明をお願いいたします。

それからあと、その下の受水費ですけれども、受水費については先ほど見込額について、最初のページ、年間配水量のところ、うち県水から受水量というふうなことも書いてあるんですが、この受水費ですね。県水受水費、それから原水取水費。県水が、トン数は先ほど大体予定が書いてありますけど、トン当たり幾らで購入予定になってこの金額になってるのかということと、原水取水費、これについても原水が何トンでトン当たり幾らの費用の見積りになっているかということについてお伺いします。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず給水分担金につきましては、一般給水、または開発に伴うメーターの取付けの給水分

担金として、年間約200個を予定して計上させていただいております。その合計が入として3,928万円となっております。これは過去の開発等の平均を取らせていただいて、200個前後ということで入の予定で上げさせていただいております。

次に33ページの負担金の減額になりますが、これにつきましては、原水の取水に係る決済金が去年は新たに240万2,000円、別の負担金を上げていただいたんですが、今年はその負担金が減少したため、おととの予算金額と同じ金額となっております。

3つ目の受水費につきましては、県水受水費につきましては単価1トン当たり税抜き130円の金額で計上させていただきまして、原水取水費につきましては各地区の取水池の契約によって単価が変わってきますので、各取水池の単価につきましては今のところ算出できないことになってるのが現状でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今、原水取水負担金等、これが上がった下がったというのは聞いたんですけども、なぜ上がったったり下がったりするのか、そもそもどういう内容なのかということをおっしゃっていただかないと、今これだけ上がりましたと、それからまた下がりましたというだけでは数字を追っただけなので、この負担金がどういう内容で、なぜ昨年上がって、なぜ今年下がったのか、その内容についてお聞きしたんですけど、それがお答えがなかったのでお願いできませんか。

それから、あと原水取水費についても、これ大体見積もってるわけですよ。見積もってるというか費用がちゃんと出てるわけですから、大体何トン取水するかということが分かれば、それであとは平均単価が出ますので、原水の取水量をちゃんと行っていただいたら、もう各契約でそれぞれの取水池が単価が違うというのは分かりましたので、全体で幾ら取水するのか、トン数をお願いします。

増田委員長 質問の内容を確認しなくていいですか。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

減額の要因ですけれども、取水池に係る吉野川分水の関係の取水池に係る、それが農地転用等の関係で田畑から変わったときに、土地改良区決済金として去年、金額として上げた、平米数が上がってたんですが、今回はその平米数が減少したということで、金額としては減額ということになっております。

もう1点、原水の取水費につきましては、先ほどの配水量で450万トン、そこから県水を引いた分100万トン、一応350万トンが原水という形で予定を、取水しております。ただ、捨て水もありますので、350万トンから約370万トンの取水ということで予定して原水の取水費として上げさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。原水取水負担金等についてはこれでもう質問できませんので、これは置いておきますけれども、受水費については350万トンから370万トンでその費用を割れば大体単

価が出てくるということで了解いたしました。

以上にしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 あと1つだけお伺いいたします。これ、計画として、これまでの経費がかかる。それから収益があって、そこから原価があって、そして販売して、そこから費用を引いて収益が上がってくるということだろうと思うんですけども、この間、ここで表ではちょっと言えないんですけども、要は給水の営業収益のほうですけども、営業収益と営業外収益がありますよね。営業収益のほう赤字になってるんじゃないかというふうに思うんですけども、これについてはどういうふうにお考えになってるのかということを知りたいんです。具体的に言うと、31ページの収益的収入のところの1款水道事業収益、1項営業収益、本年度の営業収益が6億5,900万円余りですよ。それに対して、下に営業外収益がありまして、次のページへ行きますと、32ページ、営業費用、これが7億1,000万円ぐらいあるんですよ。ということは、予算の段階で営業収益に対して営業費用が多くなってるから、もう予算の段階では赤字ということに、ここはなってるんですね。ただし、営業外収益、営業外費用というのがありますから、営業支出いうのかな、そこで差額で穴埋めするような予算になってるんですね。だから、私、営業収益というのはそもそも水道料金本体の収益なので、これが赤字で予算化で出てくるというのが私よく理解できなかったんです。過去にもそういう年度がありましたし、最近だんだん営業収益が少なくなったり赤字になってきたりしてるのが現状だと思うんですけども、こういう予算立てになってるということについてどのように考えておられるのか。その点についてお伺いします。

増田委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

ただいまの谷原委員のご指摘でございます。確かに、この営業収益と営業費用で比べまして、営業損失と営業損益と申しますけども、これが令和4年度予算に限ったものではなくて令和3年度も同じような状態が発生しております。例えば、16ページをお開き願えますか。こちら、令和3年度の予定損益計算書となっておりますけども、この16ページの一番下、営業損失となっております。4,620万円程度の営業損失が出ております。その下ずっと下がっていただきまして、4の営業外費用の3行下、経常利益というところでは7,187万3,000円と、ここで利益を取り戻しているという形になります。この原因といたしましては、減価償却費が営業費用に計上されるのに対しまして、その財源として収益化していく長期前受金戻入というものが営業外収益、営業外のほうに計上されているという、そういうねじれ的な現象が起こっておりますので、どうしてもこのような形になってきておりますし、今後もこの形が当面は続くだろうと予測しておりますのでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。考え方として、費目が入るところが営業外に長期前受金戻入が入って

るのでこちらになってると。これ、減価償却と裏表なので、そこでやっておれば必ずしも営業収益が赤になるということではないということで、よく分かりました。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 2点だけお願いいたします。これ、水道事業運営委員会のほうでも書面決議して聞いたんですけども、谷原委員が言わはった給水分担金の話なんですけど、200件と今先ほどおっしゃいましたけども、これやっぱり住宅の戸数だけじゃない分担金も金額それぞれ違うと思うんです。これはもう住宅だけを見ての分担金のその想定をされてんのか。この予定給水戸数1万5,186戸というところなんですけど、これも住宅の給水、例えば企業やったら多分40ミリを使ったら分担金が100万円とか一気になると思うんですけど、その辺のところというのは見込まれてないのかということをもまず1点聞かせていただきたいのと、それと40ページの資本的支出のところなんですけども、2目なんですけど工事請負費、配水管新設とかいろいろ舗装復旧とかあるんですけど、この配水管新設というところは大体どれぐらいのメートル数とかで考えてはんのかとか、要は次どこにもう予定があるんかなというところ、もう新設と書かれてるんで、配水管を新たに新設されるということのはどこにあるんかというところを聞きたいです。

以上です。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

給水分担金につきましては、さっきおっしゃっていただいた工場とか営業につきましては、ある程度、都市計画課の開発事前協議の中で、その年度で開発をされるとかという情報が入ってくれば予算上は上げさせていただきますけども、あくまで今のおっしゃっていただいた住宅開発が、さっき説明させていただいたように、年間約200件が最近の入で確認できてますので、開発の工場とかにつきましてはある程度確定した時点で、その翌年度にもうここで工場が開発されるとかなった時点で予算を計上することに考えております。

あと、給水戸数につきましては、年間さっきおっしゃっていただいた200件ということで、新たに200件作るようになりますねけども、1年間で改めて閉栓で出ていかれる方もおられますし、新たに入ってくる方もおられますので、過去の増加率の平均に基づいてこの給水戸数を出させていただいてますので、給水分担金と直接関わってることはないということでございます。

続きまして、配水設備費の配水管新設工事につきましては、新年度につきましては尺土地内の新設工事を予定しております。これにつきましては、竹内配水系統で水圧が高いということもありまして、新たに新設の工事をしまして、その水圧がどういった形になるかというのをまず確認させていただいて、その後で竹内配水池につきましては減圧弁が設置されていまして、その新設工事によって水圧が低下するのか、水圧が高いままなのかを確認さ

せていただいて、どうしても高いままでしたら翌年度に減圧弁の設置を工事するために改めて新設工事を布設することになっております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 分担金に関しましては、そやから工場とかいうのは開発のほうと連携取って、予算に含まれるタイミングがあれば毎年含んでるということなんですね。今回はそういうことがないと、企業がもう来るということがないからということですね。分かりました。

給水戸数については、増減が、新しい方が来るばかりじゃなくて出ていかれる方もあるので、そういう平均を取られたということで分かりました。

この尺土のところなんですけど、今これは現在、要は圧が弱いということ……。

(「圧が強い」の声あり)

西川委員 強いということですか。現在、圧が強くても、そこには配水管がもちろん給水として全部あるけども、もう一回新設でやり直すということで、ほんでつけられてるということですね。そやから、ほんまに今、給水がないところにつけるということではないということなんですね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ教えてください。質問じゃありません。こっちの概要のほうの77ページの真ん中よりちょっと下、受託工事費、新設・受託・消火栓設置に要する経費のところの消火栓工事費等（新設・修繕）というのが新年度ないんですけども、これはどこのこと、今年度はどこと聞いたほうがええんかな。それ、お願いします。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

消火栓の設置工事につきましては、毎年、総務部の生活安全課から委託を受けて水道課のほうで工事をさせていただきまして、その負担分として一般会計から繰入れいか、工事代をいただいてたんですけども、生活安全課との協議の中で、生活安全課のほうで新年度から消火栓の設置工事費を一般会計から持っていただくという形に変更させていただきまして、あとの工事とかの支援につきましては水道課のほうで工事とかの支援をする形で、令和4年度からそういう形に変更させていただきましたので、受託工事収益または受託工事費の両方とも300万円の減額ということで予算を計上させていただいている。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 よく分かりました。ただ、どこの消火栓のことかというのだけもう一度教えてください。

どういったところに設置する消火栓なのか。

増田委員長 今年度の実績でよろしいか。

福森課長。

福森水道課長 今年度、令和3年度におきましては、笛吹地内と、それから加守地内の2か所となっております。これにつきましては、生活安全課のほうから場所の報告を受けて、そういう形で消火栓設備工事をしたことになっております。

以上でございます。

増田委員長 増設ですか。

福森水道課長 新設です。

増田委員長 増設やな。

福森水道課長 はい。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 増設、要は、従来ここに欲しいという大字要望かなんかをつけてはるといふのと、何か新しく開発が起こってそこに必要になったからということの理解でいいんか、もう質問できないですよ。

増田委員長 いやいや、いいです。

福森課長。

福森水道課長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今の消火栓につきましては、生活安全課のほうで大字要望いう形でつけさせていただいて、開発に伴う消火栓自体は開発業者が都市計画課の指導に基づいて消火栓を設置しているということで、今回の分におきましては大字要望に伴う消火栓2か所の設置となっております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第28号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第29号、令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第29号、令和4年度葛城市下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開き願います。第2条、業務の予定量でございます。水洗化人口は3万5,059人、年間有収水量は382万4,000立方メートルを予定しております。一日平均に直しますと、1万477立方メートルとなります。

主要な建設改良事業といたしまして、管渠整備事業費等で9,009万4,000円を予定しております。

次の第3条と次ページの第4条につきましては予算明細書に基づきご説明させていただきますので、28ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入からご説明させていただきます。

1 款下水道事業収益総額は12億1,460万8,000円の計上でございます。1 項営業収益は4億51万6,000円で、うち1 目下水道使用料で4億35万6,000円、3 目その他営業収益で16万円の計上でございます。2 項営業外収益は8億1,409万2,000円で、うち3 目他会計補助金で4億7,743万6,000円、4 目補助金で900万円、5 目長期前受金戻入で3億2,765万6,000円の計上でございます。

29ページに移りまして、収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用総額は11億9,650万円の計上でございます。1 項営業費用では10億6,752万1,000円の計上です。うち1 目管渠費で、5,719万5,000円を計上しております。一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、下水道維持管理に要する費用でございます。人件費以外の主な費用といたしましては、13節光熱水費で249万4,000円、17節委託料で3,287万5,000円、30ページに移りまして38節工事請負費で500万円の計上でございます。3 目業務費では、17節委託料で1,153万8,000円を計上しております。下水道使用料の徴収業務に要する費用でございます。4 目総係費では2,269万1,000円を計上しております。一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、一般管理に要する費用でございます。5 目減価償却費で7億1,940万2,000円の計上でございます。7 目流域下水道維持管理負担金で2億5,669万5,000円を計上しております。

32ページをお願いいたします。2 項営業外費用は1億2,867万9,000円の計上で、1 目支払利息及び企業債取扱諸費で1億2,687万2,000円、3 目消費税及び地方消費税で180万7,000円を計上しております。

3 項特別損失、4 目過年度損益修正損では30万円の計上でございます。

33ページに移りまして、資本的収入及び支出の資本的収入でございます。

1 款資本的収入総額は4億9,182万5,000円の計上でございます。1 項1 目企業債で3億9,410万円、3 項1 目他会計補助金で9,772万5,000円でございます。

34ページをお願いいたします。資本的支出でございます。

1 款資本的支出総額は9億167万9,000円の計上でございます。

1 項建設改良費で1億755万円、うち1 目下水道建設費で8,340万2,000円の計上ござい

ます。一般職員2名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。人件費以外の主な経費といたしましては、38節工事請負費で6,594万6,000円の計上でございます。2目流域下水道建設負担金で2,414万8,000円の計上でございます。

35ページに移りまして、2項1目企業債償還金で7億9,412万9,000円の計上でございます。

2ページにお戻りいただきます。第4条、括弧書き、資金的収入額が資金的支出額に対し不足する額4億985万4,000円につきましては、消費税及び地方消費税資金的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補てんいたします。

第5条、企業債では起債の限度額を総額3億9,410万円と定めており、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては表記載のとおりでございます。

3ページに移りまして、第6条、一時借入金では、限度額を5億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,658万9,000円と定めております。

第9条、他会計からの補助金では、一般会計から補助を受ける金額を5億7,516万1,000円としております。

以上、令和4年度下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

なお、予算に関する説明書といたしまして、4ページの目次に記載のとおり添付しております。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。2つお伺いします。

1ページ目のところで、第2条のところですけど、(4) 主要な建設改良事業ということ、管渠整備事業費等ということ、9,000万円ですけど、これをやると大体今の下水道普及、管ですけども、いろんな住宅地があって遠く離れたところもあるでしょうけど、このカバーする率というか、それはどんな感じになるんでしょうか。今の葛城市のこの下水道管布設の現状について教えていただけませんか。これが1つです。

もう一つは、これは以前、松林委員が一般質問でもされたんですけども、マンホールトイレですね。私も幾つかのところで見ましたけれども、例えばあそこら辺やったら中央公民館の広い入り口のところにマンホールがいっぱいあって、災害時にはそこを仮設のトイレとして直接水管に落とすようなマンホールトイレ、市町村でこれから整備してるところも出てきてるんですが、これは下水道事業として考えていくもんなんか、それは一般会計のほうからなのかよく分からないので、ここら辺のところをどうお考えなのかお聞きします。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課、西川です。よろしくお願いたします。

まずご質問の1点目なんですけども、9,009万4,000円の内訳なんですけども、こちらにつきましては資金的支出の工事請負費が6,594万6,000円で、同じく資金的支出の流域下水道建

設負担金、こちらが2,414万8,000円、この合計になっております。委員ご質問の、その中で整備率のお話があったかと思うんですけども、整備率につきましては令和3年度はまだ確定はしてないんで令和2年度になるんですけども、令和2年度の整備率が91.46%になっております。令和3年度の見込みとしましては92%前後、少し上がるであろうと見込んでおります。1点目の質問は以上になります。

2点目なんですけども、マンホールトイレでしたね。マンホールトイレにつきましては初めて耳にされた方もいらっしゃるかもわかりませんが、まずどういったものかというのを説明させていただきますと、避難所等にあらかじめ小口径のマンホールと下水道本管とつながる排水管を整備いたしまして、発災時、災害が発生したときにはそのマンホールの上に簡易な便器やテントを設置しまして、糞尿を直接下水道に流す公共のトイレとして使用するものとなっております。令和3年3月、約1年前に調査しましたところ、本市におきましても吸収源対策の公園緑地事業で整備しました公園のうち5か所の公園で13基のマンホールトイレを設置しております。設置費用につきましては、1基当たり60万円から70万円と聞き及んでおります。現在、下水道課としては整備はしてありませんが、そういった形で葛城市全体で今後考えていかなければならないところかなと考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今、吸収源対策の公園で5か所13基付いてるということですけど、この費用については吸収源対策の費用ということですか。新たに例えば既に公園設置してるけどないと。ないけれどもそこで設置したいというふうなことになるれば、その費用負担はどういうふうなことになるのでしょうか。今後、あらかじめそういう計画を見込んでやってるところはいいんですけども、そうでないところ、あるいはあとほかにいわゆるもっと広い指定避難所、そういうところでやはりトイレの数がもう限られてると大変なことになりますから、そういうところへマンホールトイレを計画的に布設するというのは、これ下水道課のほうで計画、費用を負担されるのか、一般会計なのか、そこら辺どうなんでしょうかね。分かる範囲でお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 ただいまのご質問ですけども、もちろん国の補助金も存在しておりまして、それをただ活用するためには、下水道課としましては下水道総合地震対策計画というのを策定するのが条件ございまして、その計画を立てた上で、その計画に沿った減災・防災の両面の整備が必要になってきます。マンホールトイレを設置するだけでは補助金がいただけるというわけではございませんので、既設の管渠や周辺設備の耐震化も速やかに整備していくというのがその補助金をいただく条件になっております。これがまたその耐震化整備等が高額なものになってきますので、補助金を活用するその下準備のために別のところで大きな費用がかかるという少し本末転倒な状況も予想されますので、補助金いただくに際しては、考えられるのはあまり現実的ではなく、実は県内の市町村でも設置があまり進んでいない。香芝市は整備されてるのは聞いてるんですけども、その他ではあまり聞いていない状況になっており

ます。

費用面以外でも、し尿の流下のために流れを生むための水源の確保、マンホールポンプの上流に例えば池とかそういうものがなかったらたまる一方になりますので、それを流す水源の確保、そういうのも必要になってきますので、費用や立地、あるいは年数、様々な側面から判断して方向性を決めた上で計画的に整備していく、そのような必要があると考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけど、今回初めてこういうふうに詳しくお聞きしましたので、ぜひ計画的にやっていただきたいということをお願いして終わります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可をいたします。

横井議員。

(横井議員の発言あり)

増田委員長 ほかにご意見はございませんか。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結いたします。

誠に長時間のご審議、ご苦勞さんでございました。新人の議員におかれましては初めての予算審議でございましたけれども、私、この予算特別委員会に限らず、15人の新たな議員の方がいろんな角度から、15方向からご意見を述べられて、非常にバラエティーに富んだご意

見がこの議会の中で反映されるというのは非常にいいことだなと。ややもすると、塊で押すということじゃなしに、今の委員会、議会の中では15方向から見てる目というのはすごくひしひしと感じます。今回のいろんな賛成討論、反対討論等々もございましたけれども、私はいろんなご意見をどう今後、市長なり理事者側がこの意見に対してご判断いただくんか、それを生かしていただくのか、これはもう市民の声でもありますし、いろんな考えの方も含めたご意見やと思うので、しっかりと反映もしくは尊重していただいて、特に今回の予算特別委員会の意見が今後の市政、行政の運営にプラスになるように活用していただくことを祈念いたしまして、委員長のごあいさつとさせていただきます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後6時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘

予算特別委員会副委員長

杉本 訓規